

# 資料編

## <災害警戒・対策編>

### 第1章 活動体制の確保

- S1-01-01 災害時連絡先
- S1-01-02 災害時優先電話
- S1-01-03 移動系防災行政無線個別番号
- S1-01-04 警報・注意報発表基準一覧
- S1-01-05 南海トラフ地震に関連する情報
- S1-01-06 南海トラフ巨大地震等被害想定調査結果
- S1-01-08 緊急初動体制
- S1-01-09 放射性物質事故時の初動対応
- S1-01-10 航空機事故災害時の初動対応
- S1-01-11 鉄道事故災害時の初動対応
- S1-01-12 道路事故災害時の初動対応
- S1-01-13 大規模工場等火災・爆発等事故時の初動対応
- S1-01-14 大規模林野火災時の初動対応
- S1-02-01 活動拠点の設置
- S1-02-02 本部代替設置場所
- S1-02-03 本部員会議・関係部長会議の構成
- S1-02-04 災害（警戒）対策本部運営
- S1-02-05 本部長室・本部員会議等
- S1-02-06 本部職位別留意事項
- S1-02-07 地区支部・地域支部の設置予定場所
- S1-02-08 総合相談窓口
- S1-02-09 現地災害対策本部
- S1-02-10 関市災害対策本部に関する条例
- S1-02-11 本部の標識・腕章等
- S1-03-01 職員の服務
- S1-03-02 職員体制に関する留意事項
- S1-04-01 災害情報の把握と報告
- S1-04-02 情報収集・連絡体制
- S1-04-03 情報項目
- S1-04-04 県への報告
- S1-04-05 火災・災害等即報
- S1-04-06 被害状況判定の基準
- S1-05-01 災害広報事項
- S1-05-02 災害時の広報文例
- S1-05-03 報道機関への発表・協力の要請
- S1-05-04 市民向け緊急声明の発表
- S1-05-05 災害時における行方不明者・安否不明者・死者の氏名公表
- S1-06-01 自衛隊派遣基準
- S1-06-02 自衛隊派遣要請手順
- S1-06-03 自衛隊受け入れ手順
- S1-06-04 自衛隊救援活動内容

- S1-06-05 自衛隊撤収手順
- S1-06-06 防災機関・団体への応援要請
- S1-06-07 県に対する職員応援要請
- S1-06-08 緊急消防援助隊等応援要請
- S1-06-09 協力団体
- S1-06-10 関市災害協定一覧
- S1-06-11 関市災害時協力事業所一覧
- S1-06-12 民間団体・防災組織等への協力要請
- S1-06-13 災害対策作業員の雇用
- S1-06-14 従事命令
- S1-06-15 防災ヘリコプター緊急離着陸場
- S1-06-16 関係機関等連絡協議会の設置、運営
- S1-07-01 市議会との相互協力
- S1-07-02 隣接市町との相互協力
- S1-08-01 輸送対象優先順位
- S1-08-02 特別輸送業務体制
- S1-08-03 臨時ヘリポート開設候補地
- S1-08-04 救援物資集配拠点の候補地
- S1-08-05 緊急通行車両の確認
- S1-09-01 要調整品目の調達手順
- S1-09-02 応急資機材供給対象優先順位
- S1-09-03 一括調達品目の調達手順
- S1-09-04 業者委託による応急資機材調達
- S1-09-05 地震災害発生後にとるべき主な物資等供給措置
- S1-10-01 ボランティアの受け入れ

## 第2章 二次災害防止及び人的危険回避

- S2-01-01 中濃消防組合の組織
- S2-01-02 中濃消防組合消防本部及び署事務分掌
- S2-01-03 消防団の機構
- S2-01-04 災害時における消防組織
- S2-01-05 中濃消防組合災害出場規程
- S2-01-06 消防水利の確保順位
- S2-01-07 耐震貯水槽消火救助隊
- S2-01-08 火災対策における消防団の活動
- S2-02-01 水防計画の総則
- S2-02-02 水防本部の活動及び組織
- S2-02-03 水防本部及び水防隊の任務分担
- S2-02-04 水防危険区域の想定
- S2-02-05 予報警報の種類
- S2-02-06 洪水予報の種類と基準
- S2-02-07 水防警報の種類と基準
- S2-02-08 気象予報等の情報収集
- S2-02-09 水防本部及び水防隊の配備体制
- S2-02-10 避難指示・警戒区域・決壊
- S2-02-11 消防団水防隊活動区分

- S2-02-12 水防倉庫及び備蓄資材
- S2-02-13 水防用土砂採取場
- S2-02-14 水防資器材等の調達
- S2-02-15 水防信号及び信号方法
- S2-02-16 水防標識及び身分証票
- S2-02-17 協力及び応援要請
- S2-02-18 水防関係機関等連絡先
- S2-02-19 水防協力団体
- S2-02-20 費用負担と公用負担
- S2-02-21 水防記録と水防報告
- S2-02-22 水防訓練
- S2-02-23 洪水浸水想定区域における避難確保措置
- S2-03-01 土砂災害の警戒体制
- S2-03-02 巡視による情報収集項目
- S2-04-01 降雪・積雪量
- S2-04-02 積雪災害対策における警戒対策項目
- S2-05-01 施設責任者のとるべき安全措置・危険防除措置
- S2-07-01 救急・救助対策における緊急調達資機材
- S2-07-02 救急・救助対策における消防対策部門の活動
- S2-08-01 警戒区域の設定
- S2-08-02 避難に関する情報
- S2-08-03 避難誘導時の留意事項
- S2-08-04 避難場所・避難所一覧
- S2-08-05 土砂災害（特別）警戒区域

### 第3章 応急復旧及び都市機能早期回復

- S3-01-01 交通規制の実施責任者
- S3-01-02 異常気象時通行規制区間
- S3-01-03 風水害時の交通規制
- S3-01-04 地震時の交通規制
- S3-01-05 交通規制実施のための施設の確保
- S3-01-06 道路・橋梁等の応急復旧措置
- S3-01-07 代替交通手段の確保手順
- S3-01-08 指定緊急輸送路一覧
- S3-01-09 規制除外対象車両
- S3-02-01 道路上の障害物除去手順
- S3-03-01 上水道施設の応急復旧
- S3-03-02 下水道施設の応急復旧
- S3-03-03 電力施設応急対策
- S3-03-04 電話（通信）施設応急対策
- S3-03-05 LPガス販売事業者による災害対策
- S3-04-01 児童・生徒・教職員の安否確認
- S3-04-02 児童・生徒の応急的ケア
- S3-05-01 施設の点検箇所
- S3-05-02 長良川鉄道(株)の計画
- S3-06-01 警察署の災害警備対策

- S3-07-01 防疫・保健衛生対策における広報事項
- S3-07-02 防疫器具の現況
- S3-09-01 し尿処理対策の実施手順
- S3-09-02 し尿処理施設
- S3-09-03 仮設トイレ設置基準
- S3-09-04 し尿処理対策における広報事項
- S3-09-05 ごみ処理施設
- S3-09-06 仮置場の設置手順
- S3-09-07 協力業者によるごみ・がれきの収集・処理手順
- S3-09-08 中間処理及び最終処分の実施手順
- S3-09-09 ごみ・がれき処理対策における広報事項
- S3-09-10 清掃班編成の基準
- S3-10-01 有害物質に係る二次災害防止対策
- S3-10-02 環境保全対策における広報事項
- S3-10-03 建築物の解体に伴う対策

#### 第4章 被災者救援

- S4-01-01 拠点救護所における救護対策
- S4-01-02 大規模災害時に需要が見込まれる医療品
- S4-01-03 医薬品・資機材等の確保手順
- S4-01-04 高度医療機関確保手順
- S4-01-05 医療救護対策における協力要請事項
- S4-01-06 地震時の医療関係団体の役割
- S4-01-07 重症者等搬送手順
- S4-01-08 心のケア対策実施上の基本指針
- S4-02-01 要配慮者・避難行動要支援者リスト作成
- S4-02-02 避難所における要配慮者対策
- S4-02-03 要配慮者等の受入れ先
- S4-02-04 乳幼児対策実施手順
- S4-02-05 避難行動要支援者名簿に関する事項
- S4-02-06 個別避難計画の策定事項
- S4-03-01 避難所開設・運営の基本指針
- S4-03-02 避難所の開門
- S4-03-03 避難所運営中における注意事項
- S4-03-04 避難所における保健活動
- S4-03-05 避難所閉鎖に向けた協議
- S4-03-06 原子力災害に係る広域避難に関する事項
- S4-04-01 応急給水供給目標量と給水方法
- S4-04-02 医療機関・福祉施設等の緊急給水
- S4-04-03 井戸水の処理手順
- S4-04-04 応急食品供給量
- S4-04-05 炊出し実施方法
- S4-04-06 生活必需品の供給品目
- S4-04-07 生活必需品の供給実施方法
- S4-04-08 防災備蓄倉庫・資機材の整備計画
- S4-04-09 非常食・災害救助用毛布備蓄計画

- S4-04-10 り災証明書の発行手順
- S4-05-01 住家に流入した障害物の除去
- S4-05-02 被災住宅の応急修理手順
- S4-05-03 一時入居住宅の確保手順
- S4-05-04 被災者向け住宅供給計画の作成手順
- S4-05-05 仮設住宅建設用地の確保手順
- S4-05-06 応急仮設住宅建設の協力要請
- S4-05-07 仮設住宅における要配慮者対策
- S4-05-08 応急仮設住宅建設予定地
- S4-06-01 愛玩動物等対策

## <災害復旧・復興編>

### 第5章 被災者生活再建

- S5-01-01 被災者生活支援のための特別措置
- S5-01-02 金融機関等による緊急措置
- S5-01-03 租税の徴収猶予及び減免
- S5-01-04 融資制度の概要
- S5-01-05 災害弔慰金等支給制度
- S5-01-06 生活・住宅再建支援金支給の概要
- S5-02-01 公営住宅の建設・復旧
- S5-02-02 住宅の補修・建設のための資金融資制度
- S5-03-01 農林漁業関係者への融資

### 第6章 市の復旧

- S6-01-01 災害復旧事業計画の作成
- S6-02-01 災害復旧事業に伴う財政援助根拠法律・要綱
- S6-02-02 激甚災害指定基準
- S6-02-03 局地激甚災害指定基準
- S6-02-04 激甚災害指定の手続き手順
- S6-02-05 激甚法に定める事業及び県の関係部局
- S6-02-06 災害救助法の適用基準
- S6-02-07 災害救助法の適用手続
- S6-02-08 災害救助法による救助内容
- S6-02-09 災害救助法による救助の程度・方法・期間

### 第7章 復興計画

- S7-01-01 災害復興計画の策定の基本的考え方
- S7-01-02 災害復興本部の設置
- S7-01-03 災害復興方針・計画の策定

## <その他>

### 第8章 その他資料

- S8-01-01 関市の位置・面積等
- S8-01-02 関市の災害履歴
- S8-01-03 地区防災計画一覧

## 第9章 法令資料等

S9-01-01 関市防災会議に関する条例

S9-01-02 関市防災会議委員及び幹事

S9-01-03 関市防災基本条例

## 関市

機関の名称	連絡責任者	電話(県防災無線)	FAX(無線FAX)
災害対策本部	危機管理課長	0575-22-3131 (491-701)	0575-23-7748 (491-719)
中濃消防組合消防本部	消防指令課長	0575-23-0119 (498-701)	0575-23-0119(切替) (498-719)
関消防署	署長	0575-23-0119	0575-22-9535
関消防署西分署	分署長	0575-27-0119	0575-28-6737
関消防署武芸川出張所	所長	0575-46-2289	0575-46-2289
関消防署武儀出張所	所長	0575-40-0119	0575-40-0119
関消防署津保川出張所		0575-47-2173	0575-47-2173
美濃消防署洞戸出張所	所長	0581-58-8119	0581-58-8119
美濃消防署板取川出張所		0581-57-2014	0581-57-2014

## 岐阜県

機関の名称	連絡責任者	電話(県防災無線)	FAX(無線FAX)
危機管理部防災課	防災課長	058-272-1132 (400-700)	058-278-2522 (400-720)
県土整備部河川課	河川課長	058-272-8593	058-278-2753 (400-797)
健康福祉部健康福祉政策課	健康福祉政策課長	058-272-8260	058-278-2620
中濃県事務所	振興防災課長	0575-33-4011 (490-701)	0575-35-1492 (490-730)
中濃農林事務所	総務課長	0575-33-4011	0575-33-4060
関保健所	総務課長	0575-33-4011 (490-703)	0575-33-4701 (490-732)
美濃土木事務所	施設管理課長	0575-33-4011 (490-702)	0575-33-4901 (490-731)
中濃建築事務所	建築課長	0574-25-3111	0574-25-5517
美濃教育事務所	学校職員課長	0575-33-4011	0575-35-3730
関警察署	警備課長	0575-24-0110	0575-23-6260

## 指定地方行政機関及び自衛隊

機関の名称	連絡責任者	電話(県防災無線)	FAX(無線FAX)
岐阜国道事務所	所長	058-271-9811	058-271-3175
木曽川上流河川事務所	所長	058-251-1321	058-251-4301
岐阜地方气象台	防災業務課長	058-271-4108 (620-701)	058-271-4102 (620-719)
航空自衛隊岐阜基地	第2補給処 企画課	0583-82-1101 (653-701)	058-382-4899 (653-719)
陸上自衛隊第10師団 (第35普通科連隊)	第3部防衛班	052-791-2191 (652-704)	052-791-2191 (652-719)

## 関地域

施設名称	所在地	電話番号
関市役所	若草通3丁目1	0575-22-3130
		22-3131
		22-3132
		22-3133
		22-3134
関市総合体育館 (FAX)	若草通2丁目1	23-7765
わかくさプラザ学習情報館 (FAX)	若草通2丁目1	23-7778
学校給食センター	若草通1丁目15	22-3588
関市浄化センター	倉知2031	22-0942
中濃公設地方卸売市場	若草通1丁目8	23-4433
関商工高等学校	桐ヶ丘1丁目1	22-9185
緑ヶ丘中学校	緑ヶ丘2丁目1-10	22-5005
旭ヶ丘中学校	旭ヶ丘2丁目3-1	22-5351
桜ヶ丘中学校	桜台3丁目13-1	24-6071
下有知中学校	下有知3121-1	22-3179
富野中学校	志津野2972	29-0870
小金田中学校	小屋名127	28-2301
小金田中学校 (FAX)	小屋名127	28-6351
安桜小学校	いろは町1	22-5421
旭ヶ丘小学校	旭ヶ丘2丁目1-1	22-5133
桜ヶ丘小学校	明生町4丁目1-1	23-3867
瀬尻小学校	小瀬2120-4	22-3120
倉知小学校	段下66-1	23-0551
南ヶ丘小学校	倉知4372	22-4264
富岡小学校	市平賀506	22-2362
田原小学校	西田原1465	22-3243
下有知小学校	下有知1525-1	22-2029
富野小学校	西神野270-1	29-0005
金竜小学校	上白金482-1	28-2303
富岡保育園	市平賀501-1	22-8259
田原保育園	西田原1421	22-5542
富野保育園	西神野298-1	29-0203
南ヶ丘保育園	倉知2916-21	24-0719
西部保育園	小屋名621-2	28-3340
中央親子教室	本郷町88	22-2304

### 洞戸地域

施設名称	所在地	電話番号
洞戸事務所	洞戸市場294-5	0581-58-2111
洞戸診療所	洞戸市場292-3	58-2201
板取川中学校	洞戸市場566-1	58-2034
洞戸小学校	洞戸市場248	58-2024
洞戸保育園	洞戸通元寺78-1	58-2120
洞戸保健センター	洞戸市場294-5	58-2204
洞戸福祉センター	洞戸市場773	58-8511

### 板取地域

施設名称	所在地	電話番号
板取事務所	板取1643-17	0581-57-2111
板取診療所	板取6503	57-2153
板取福祉センター	板取6503	57-6788
板取小学校	板取1804	57-2001

### 武芸川地域

施設名称	所在地	電話番号
武芸川事務所	武芸川町八幡1446-1	0575-46-2311
武芸川保健センター	武芸川町八幡1533-7	46-2899
武芸川中学校	武芸川町八幡1503	46-2111
博愛小学校	武芸川町高野254	46-2129
武芸小学校	武芸川町谷口1336	46-3029
むげがわ保育園	武芸川町谷口1032-1	45-3001
武芸川福祉センター	武芸川町八幡1537-1	46-2738

### 武儀地域

施設名称	所在地	電話番号
武儀事務所	中之保5696-1	0575-49-2120 49-2121
武儀生涯学習センター	富之保2001-1	49-3715
津保川診療所	富之保1956-1	49-3016
津保川中学校	中之保5700-5	49-3062
武儀小学校	富之保2777-2	49-3124
武儀やまゆり保育園	中之保4680	49-2852
武儀福祉センター	中之保5443-1	49-3595

上之保地域

施設名称	所在地	電話番号
上之保事務所	上之保15019	0575-47-2001
上之保生涯学習センター	上之保15110-1	47-2500
上之保小学校	上之保1071	47-2019
上之保福祉センター	上之保15019-1	47-2501

No	局種	識別信号	局名(設置場所)	住所	電話番号	備考
	統制台	100	統制台	若草通3丁目1	0575-22-3131	危機管理課
	副統制台	〃	副統制台	若草通3丁目1		危機管理課
		102	統制台FAX	若草通3丁目1		危機管理課
		103	統制台データ伝送装置(画像)	若草通3丁目1		危機管理課
	基地局	001	迫間基地局	迫間		
	基地局	002	上之保基地局	上之保		
	基地局	003	洞戸基地局	洞戸		
	基地局	004	板取基地局	板取		
1	半固定	111	市役所7階無線室	若草通3丁目1		7階無線室
		111#1	危機管理課(制御器)			危機管理課
2	半固定	119	中濃消防組合	西欠ノ下5	0575-23-0119	無線室
		119#1	関消防署(制御器)			関消防署
		119#2	関消防署FAX			関消防署
3	半固定	110	関警察署	下有知106-8	0575-24-0110	地域課
		110#2	関警察署FAX			地域課
4	半固定	201	洞戸事務所	洞戸市場294-5	0581-58-2111	地域支部
		201#2	洞戸事務所FAX			
5	半固定	202	板取事務所	板取1643-17	0581-57-2111	地域支部
		202#2	板取事務所FAX			
6	半固定	203	武芸川事務所	武芸川町八幡 1446-1	0575-46-2311	地域支部
		203#2	武芸川事務所FAX			
7	半固定	204	武儀事務所	中之保5696-1	0575-49-2121	地域支部
		204#2	武儀事務所FAX			
8	半固定	205	上之保事務所	上之保15019	0575-47-2001	地域支部
		205#2	上之保事務所FAX			
9	半固定	206	富野ふれあいセンター	西神野144-1	0575-29-0788	地区支部
		206#2	富野ふれあいセンターFAX			
10	半固定	207	西部支所	小屋名110	0575-28-2124	
		207#2	西部支所FAX			
11	半固定	208	安桜ふれあいセンター	千年町2丁目18-1	0575-25-0130	
		208#2	安桜ふれあいセンターFAX			
12	半固定	209	鮎之瀬ふれあいセンター	小瀬153	0575-23-9988	
13	半固定	210	池尻東集会場	池尻268-1		地区支部
14	半固定	211	倉知ふれあいセンター	倉知927-1	0575-23-9830	
15	半固定	212	富岡ふれあいセンター	市平賀506-1	0575-24-3700	
16	半固定	213	西部ふれあいセンター別館	千疋196		地区支部
17	半固定	214	田原ふれあいセンター	西田原1426-1	0575-24-4848	
18	半固定	215	下有知ふれあいセンター	下有知3245-32	0575-25-2020	
19	半固定	216	保戸島公民センター	側島561-5		地区支部

No	局種	識別信号	局名(設置場所)	住所	電話番号	備考
20	半固定	217	広見公民センター	広見811-1		地区支部
21	半固定	218	四季の台公民センター	倉知2924-151	0575-24-7013	
22	半固定	219	旭ヶ丘ふれあいセンター	仲町8-15	0575-25-0515	
23	半固定	220	桜ヶ丘ふれあいセンター	鋳物師屋5丁目2-30	0575-22-1931	
24	半固定	230	保健センター	日ノ出町1丁目3-3	0575-24-0111	
25	半固定	231	清掃事務所	下有知5488-6	0575-22-0314	
26	半固定	232	浄化センター	倉知2031	0575-22-0942	
27	半固定	233	小瀬水源地	小瀬147	0575-22-2043	
28	半固定	240	中部電力関営業所	西町9	0575-22-2121	

令和5年6月8日現在  
発表官署 岐阜地方気象台

関市	府県予報区	岐阜県			
	一時細区分	美濃地方			
	市町村等をまとめた地域	中濃			
特別 警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合			
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合			
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合			
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	25	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	143	
	洪水		流域雨量指数基準	津保川流域=32 , 武儀川流域=29.7, 板取川流域=37.2, 武儀倉川流域=8.1, 小那比川流域=14.2	
			複合基準 ※1	津保川流域= (18, 30), 板取川流域= (8, 33.4), 長良川流域= (8, 62.1)	
			指定河川洪水予報による基準	木曾川水系長良川上流[芥見・美濃]	
	暴風		平均風速	17m/s	
	暴風雪		平均風速	17m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 30cm
				山地	12時間降雪の深さ 50cm
	波浪		有義波高		
高潮		潮位			
注意報	大雨		表面雨量指数基準	10	
			土壌雨量指数基準	92	
	洪水		流域雨量指数基準	津保川流域=25.6, 武儀川流域=23.7, 板取川流域=29.7, 武儀倉川流域=6.4, 小那比川流域=11.3	
			複合基準 ※1	津保川流域= (8, 20.5), 板取川流域= (8, 23.8), 武儀倉川流域= (7, 5.2), 小那比川流域= (10, 9), 長良川流域= (8, 44.2)	
			指定河川洪水予報による基準	木曾川水系長良川上流 [芥見・美濃]	
	強風		平均風速	12m/s	
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 10cm
				山地	12時間降雪の深さ 30cm
	波浪		有義波高		
	高潮		潮位		
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪		融雪により災害が発生するおそれのある場合		
	濃霧		視程	100m	
	乾燥		最少湿度25%で、実効湿度60%		
なだれ		①24時間降雪の深さが30cm以上で積雪が70cm以上になる場合 ②積雪の深さが70cm以上あって、日平均気温が2℃以上の場合 ③積雪の深さが70cm以上あって、降雨が予想される場合			
低温		平野部	冬期：最低気温-5℃以下		
		平野部以外	冬期：最低気温-9℃以下		

	霜	早霜・晩霜期に最低気温3°C以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

※1 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

気象庁では、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始しました。これに伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていません。

※「東海地震」は、想定される南海トラフ地震のひとつで、駿河湾から静岡県の内陸部を想定震源域とするマグニチュード8クラスの大規模地震。「東海地震に関連する情報」には、異常の発生状況に応じ、「東海地震に関連する調査情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」の3種類があり、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」を示すこととしてきました。

「南海トラフ地震に関連する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は以下のとおりです。

#### ■ 「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

「南海トラフ地震に関連する情報」は、以下の2種類の情報名で発表します。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合</li> <li>観測された異常な現象の調査結果を発表する場合</li> </ul>
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合</li> <li>「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</li> </ul> <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

#### ■ 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監視領域内でマグニチュード6.8以上<sup>※1</sup>の地震<sup>※2</sup>が発生</li> <li>1カ所以上のひずみ計<sup>※3</sup>での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</li> <li>その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</li> </ul>
巨大地震 警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード<sup>※4</sup>8.0以上の地震が発生したと評価した場合</li> </ul>
巨大地震 注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震<sup>※2</sup>が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</li> <li>想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</li> </ul>
調査終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</li> </ul>

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始します。

※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。

※3：当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用します。

※4：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

平成23年8月の震災対策検証委員会の提言を受け、岐阜県内に影響を及ぼす最大級の地震について、岐阜県が独自に海溝型地震、活断層による内陸型地震について被害想定調査を実施し、過去に実施した被害想定を見直し、最悪となる地震被害を想定したものです。

この調査結果を受け関市にて、さらに細分化した地域ごとの被害想定を算定しました。

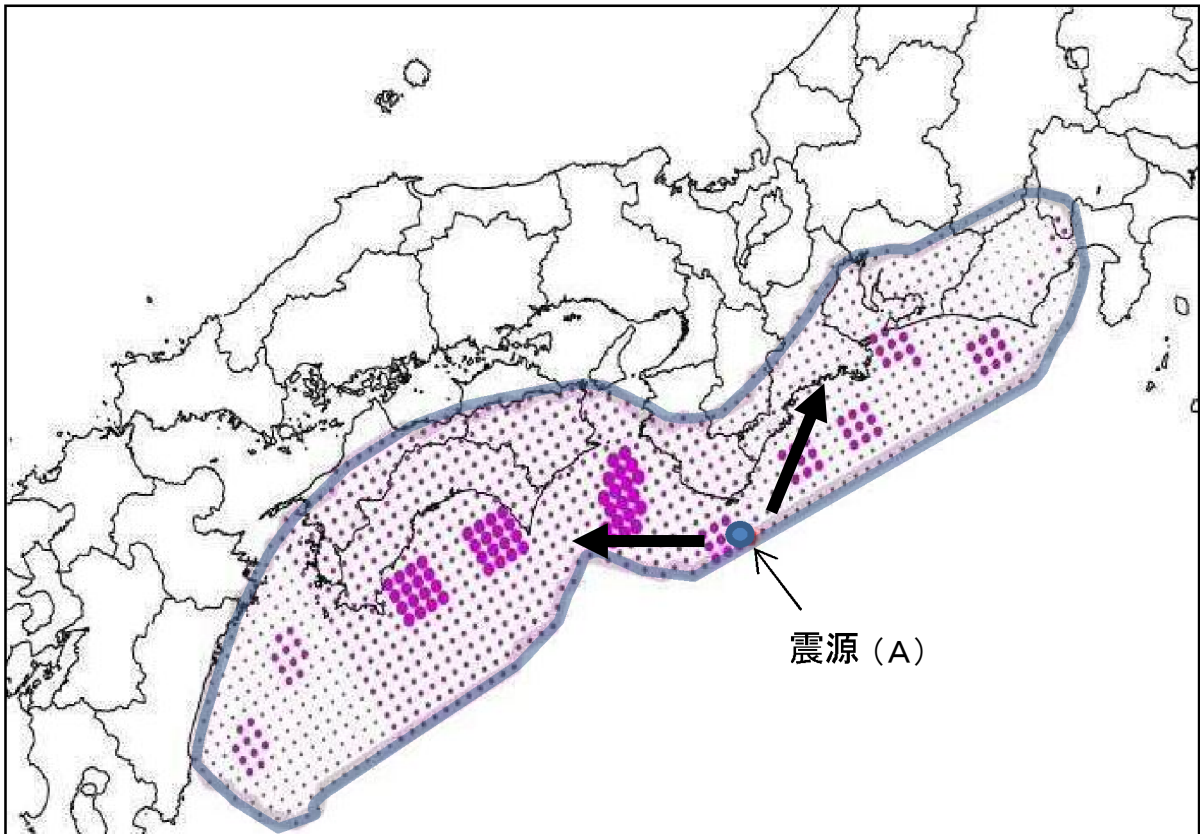
### 1. 想定地震

種類	震源モデル		備考
海溝型	A	南海トラフ巨大地震 M9.0	内閣府と同じ震源モデル（震源：紀伊半島沖）
内陸型	B	養老－桑名－四日市断層帯 M7.7	養老町から三重県四日市市に及ぶ断層（約57km）
	C	阿寺断層系 M7.9	下呂市から中津川市に及ぶ断層（約70km）
	D	跡津川断層 M7.8	飛騨市から富山県大山町に及ぶ断層（約60km）
	E	高山・大原断層帯 M7.6	高山市から郡上市に及ぶ断層（約48km）

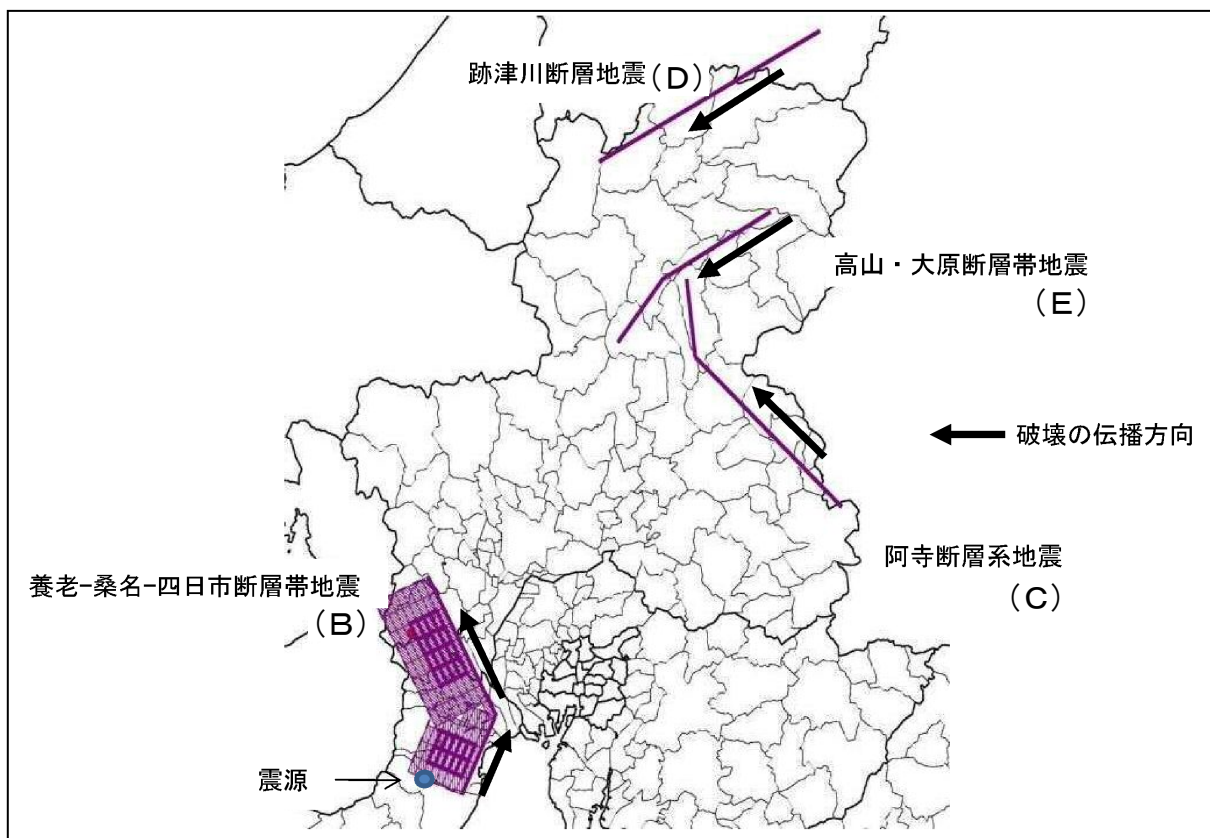
※活断層は、文部科学省地震調査研究推進本部が主要活断層としているものから、岐阜県により大きい影響を及ぼすものとして4つを選定した。

### 2. 推定計算の前提条件

共通	地盤データメッシュ		250mメッシュで、県内のボーリングデータ等から整理された48の地盤モデルで分類。
	地震発生時間 (3パターン)	冬早朝 (午前5時)	多くの人が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。
		冬夕方 (午後6時)	住宅などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。オフィスや繁華街周辺及び駅に通勤・通学等による滞留者が多数存在。
		夏昼 (午前12時)	オフィスや繁華街に多数の滞留者がおり、自宅以外で被災するケースが多い。
亜炭鉱の取扱い		空洞深度が5～15m程度にある場合は、地表面の揺れが大きくなることを考慮した。	
南海トラフ巨大地震 A			内閣府が提示している最大の震源域で、紀伊半島沖を震源とし、強震動生成域が基本ケースの場合。
養老－桑名－四日市断層帯地震 B			四日市断層と養老・桑名断層及び宮代断層が連動する最悪の場合を想定した。
その他の内陸型地震 C～E			前回調査と同じ断層について、細分化したメッシュで、最新の地盤データにより改めて想定した。



海溝型地震（南海トラフの巨大地震）の断層の位置図



内陸直下型地震の断層の位置図

### 3. 震源モデル別・地域ごとの被害想定

#### A 南海トラフ巨大地震

地 域		関	洞戸	板取	武芸川	武儀	上之保	
計測震度	平均	5.63	5.43	5.28	5.50	5.42	5.39	
	最大	5.94	5.76	5.73	5.82	5.81	5.56	
	最小	5.40	5.30	5.21	5.33	5.35	5.33	
液状化判定 【PL値】	最大	48.69	21.99	21.34	10.79	18.98	13.67	
	最小	0.00	10.17	9.73	10.46	2.34	2.29	
建物被害	全壊棟数	揺れ	282	7	2	38	3	2
		液状化	990	35	24	76	19	24
	半壊棟数	揺れ	2,387	68	24	276	51	32
		液状化	1,503	54	37	116	29	36
火災	午前5時	炎上出火件数	1	0	0	0	0	0
		焼失棟数	0	0	0	0	0	0
	午後12時	炎上出火件数	1	0	0	0	0	0
		焼失棟数	0	0	0	0	0	0
	午後6時	炎上出火件数	3	0	0	0	0	0
		焼失棟数	9	0	0	0	0	0
人的被害	午前5時	死者数	17	0	0	2	0	0
		負傷者数	523	15	5	62	11	7
		重傷者数	31	1	0	4	0	0
		要救出者数	52	1	0	7	1	0
	午後12時	死者数	7	0	0	1	0	0
		負傷者数	319	7	3	32	5	3
		重傷者数	29	1	0	3	0	0
		要救出者数	27	1	0	4	0	0
	午後6時	死者数	10	0	0	1	0	0
		負傷者数	327	8	3	35	6	4
		重傷者数	25	1	0	3	0	0
		要救出者数	35	1	0	5	0	0
避難者数(建物被害および焼失)		4,744	159	86	468	95	90	

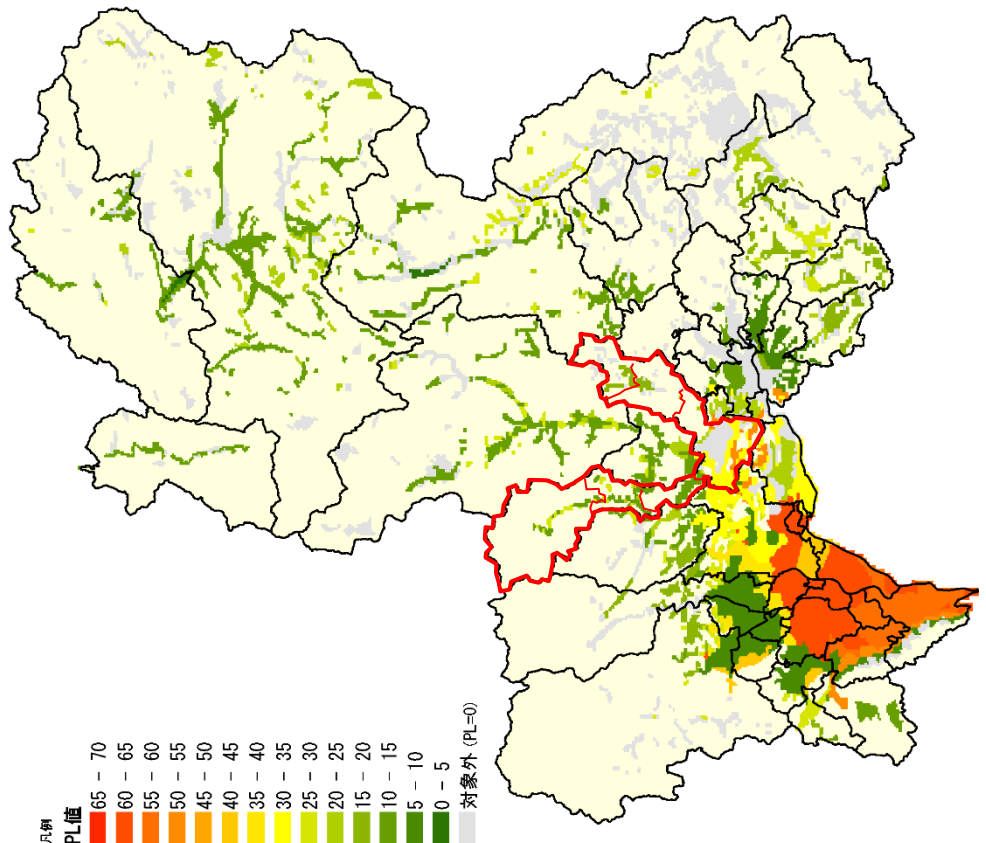
※算定にあたり、平成25年2月に岐阜県が発表した被害想定をもとに算定しています。  
液状化判定対象外のメッシュは除外しています。  
数値は概数であるため岐阜県が発表したものと地域によって一致しない場合があります。

PL値と液状化の可能性の関係

PL値	摘 要
PL > 15.0	液状化発生の可能性が高い
5.0 < PL ≤ 15.0	液状化発生可能性がある
0.0 < PL ≤ 5.0	液状化発生の可能性が低い
PL = 0.0(又は対象外)	液状化発生の可能性が極めて低い

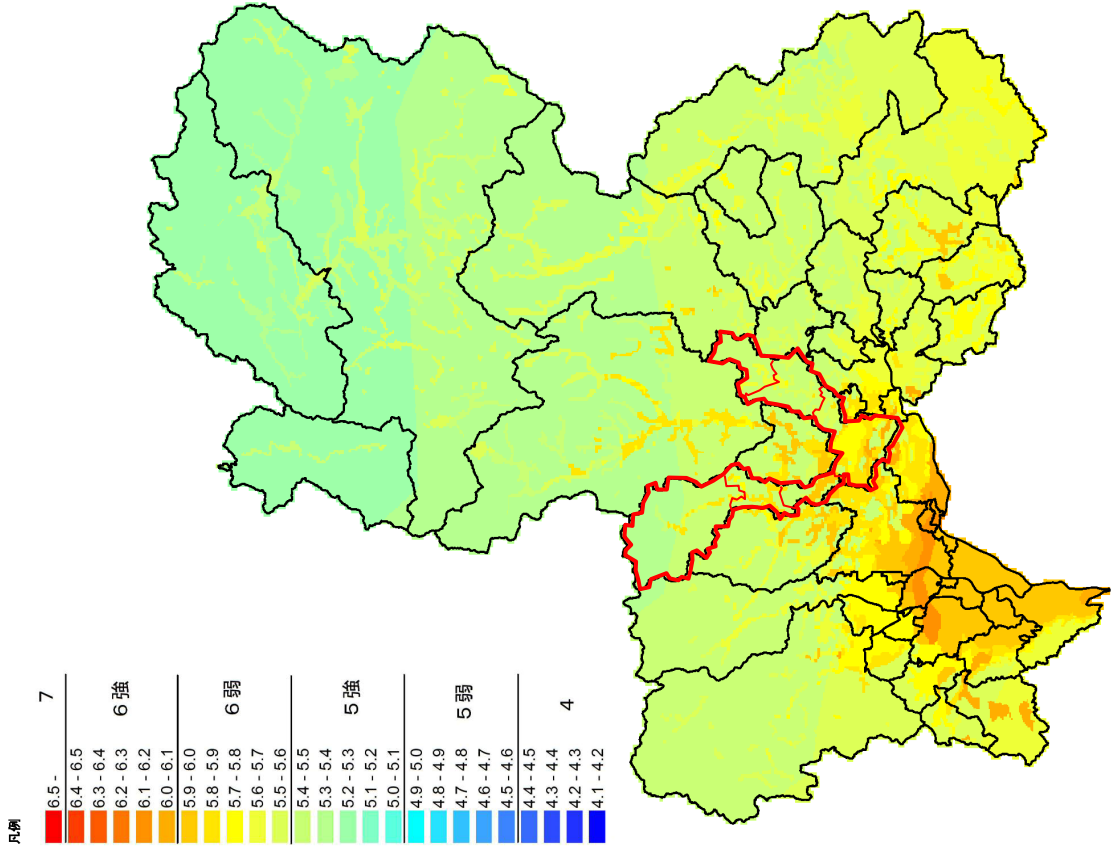
南海トラフの巨大地震

液状化判定【PL値】



南海トラフの巨大地震

計測震度



B 養老-桑名-四日市断層

地 域		関	洞戸	板取	武芸川	武儀	上之保	
計測震度	平均	5.53	5.39	5.17	5.56	5.16	5.06	
	最大	6.04	5.90	5.79	6.02	5.73	5.46	
	最小	5.11	5.14	5.04	5.27	4.98	4.86	
液状化判定 【PL値】	最大	34.39	3.32	1.88	8.05	1.24	0.00	
	最小	0.00	0.75	0.53	2.19	0.00	0.00	
建物被害	全壊棟数	揺れ	269	19	3	135	1	0
		液状化	461	6	2	45	0	0
	半壊棟数	揺れ	2,134	120	35	501	30	12
		液状化	700	10	3	69	1	0
火災	午前5時	炎上出火件数	1	0	0	0	0	0
		焼失棟数	0	0	0	0	0	0
	午後12時	炎上出火件数	1	0	0	0	0	0
		焼失棟数	0	0	0	0	0	0
	午後6時	炎上出火件数	3	0	0	1	0	0
		焼失棟数	8	0	0	1	0	0
人的被害	午前5時	死者数	16	1	0	8	0	0
		負傷者数	471	27	7	125	6	2
		重傷者数	29	2	0	15	0	0
		要救出者数	50	4	1	25	0	0
	午後12時	死者数	7	0	0	3	0	0
		負傷者数	293	12	4	69	3	1
		重傷者数	27	1	0	9	0	0
		要救出者数	26	2	0	12	0	0
	午後6時	死者数	11	1	0	5	0	0
		負傷者数	298	15	4	73	3	1
		重傷者数	24	1	0	9	0	0
		要救出者数	33	2	0	16	0	0
避難者数(建物被害および焼失)		3,175	139	35	701	27	10	

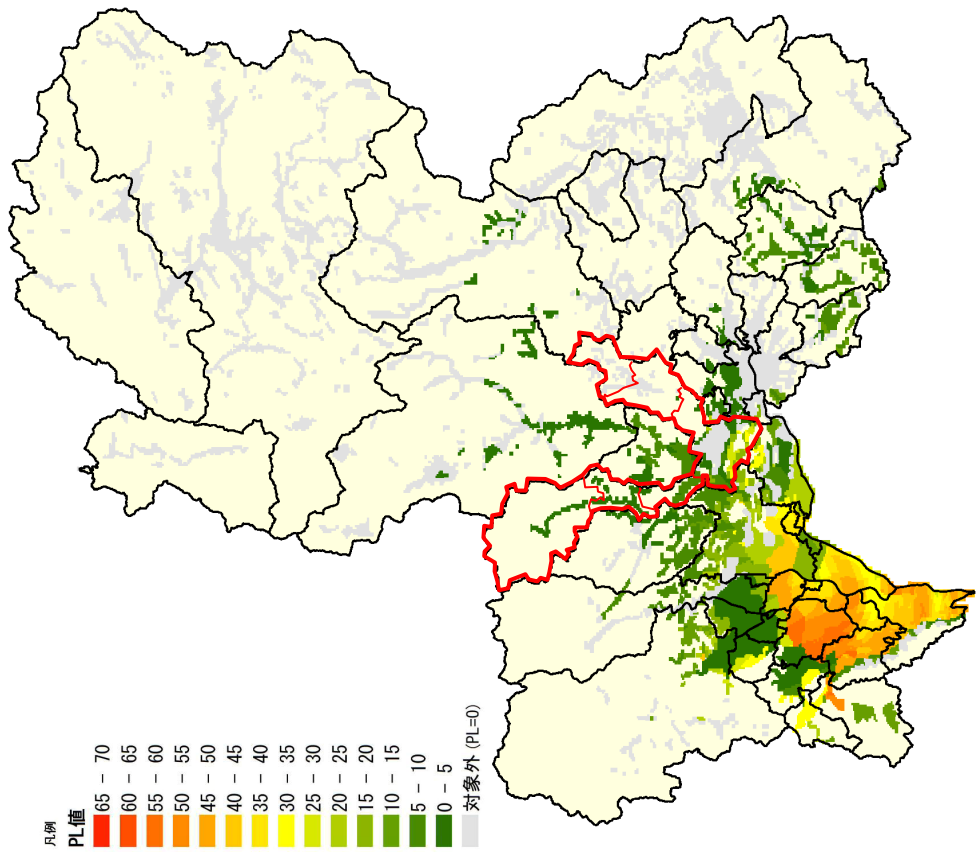
※算定にあたり、平成25年2月に岐阜県が発表した被害想定をもとに算定しています。  
 液状化判定対象外のメッシュは除外しています。  
 数値は概数であるため岐阜県が発表したものと地域によって一致しない場合があります。

PL値と液状化の可能性の関係

PL値	摘 要
PL > 15.0	液状化発生の可能性が高い
5.0 < PL ≤ 15.0	液状化発生の可能性がある
0.0 < PL ≤ 5.0	液状化発生の可能性が低い
PL = 0.0(又は対象外)	液状化発生の可能性が極めて低い

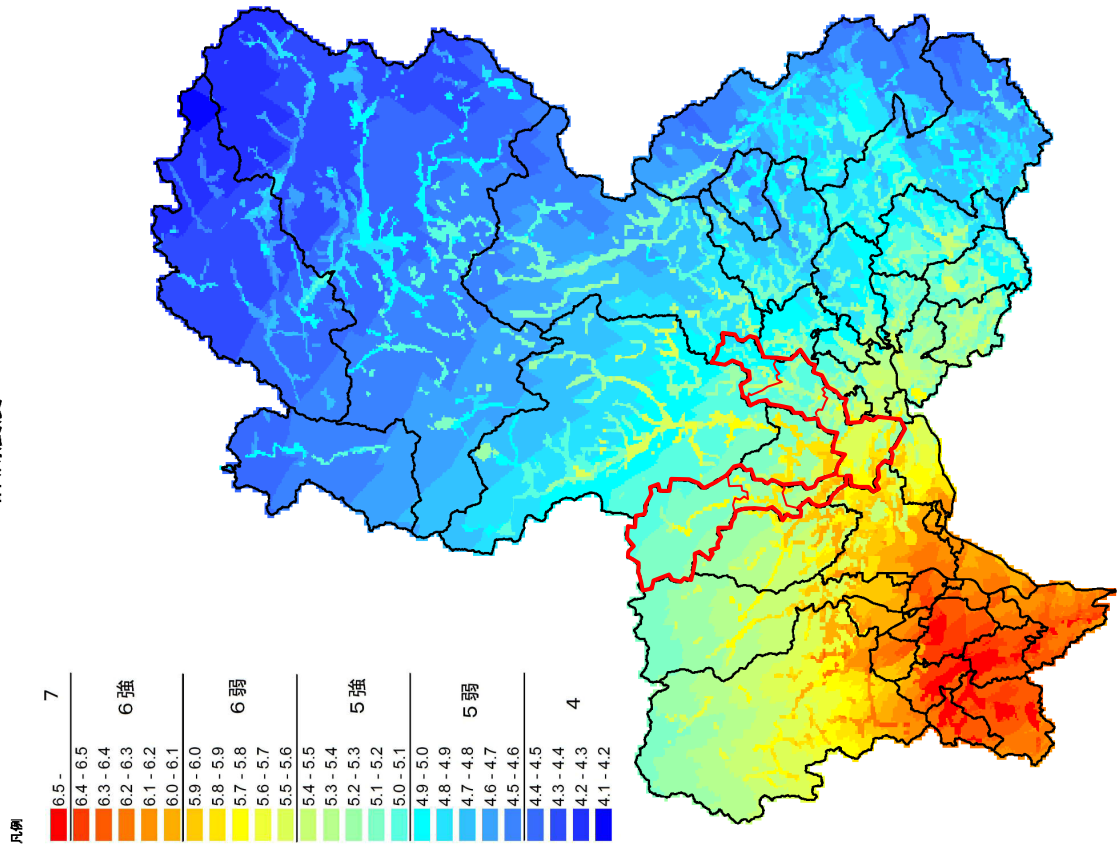
養老 - 桑名 - 四日市断層帯地震

液状化判定【PL値】



養老 - 桑名 - 四日市断層帯地震

計測震度



C 阿寺断層

地 域		関	洞戸	板取	武芸川	武儀	上之保	
計測震度	平均	5.09	5.15	5.06	5.06	5.16	5.39	
	最大	5.36	5.56	5.57	5.47	5.43	5.56	
	最小	4.78	4.88	4.88	4.86	5.02	5.21	
液状化判定 【PL値】	最大	1.05	1.74	1.77	0.05	0.00	0.19	
	最小	0.00	0.00	0.20	0.00	0.00	0.00	
建物被害	全壊棟数	揺れ	5	5	3	7	2	5
		液状化	0	0	1	0	0	0
	半壊棟数	揺れ	454	62	32	112	40	60
		液状化	1	1	2	0	0	0
火災	午前5時	炎上出火件数	0	0	0	0	0	0
		焼失棟数	0	0	0	0	0	0
	午後12時	炎上出火件数	0	0	0	0	0	0
		焼失棟数	0	0	0	0	0	0
	午後6時	炎上出火件数	1	0	0	0	0	0
		焼失棟数	0	0	0	0	0	0
人的被害	午前5時	死者数	0	0	0	0	0	0
		負傷者数	89	13	7	23	8	13
		重傷者数	1	1	0	1	0	1
		要救出者数	1	1	0	1	0	1
	午後12時	死者数	0	0	0	0	0	0
		負傷者数	63	6	3	12	4	6
		重傷者数	1	0	0	1	0	0
		要救出者数	1	1	0	1	0	0
	午後6時	死者数	0	0	0	0	0	0
		負傷者数	61	7	4	13	4	7
		重傷者数	1	0	0	1	0	0
		要救出者数	1	1	0	1	0	1
避難者数(建物被害および焼失)		350	58	32	96	34	54	

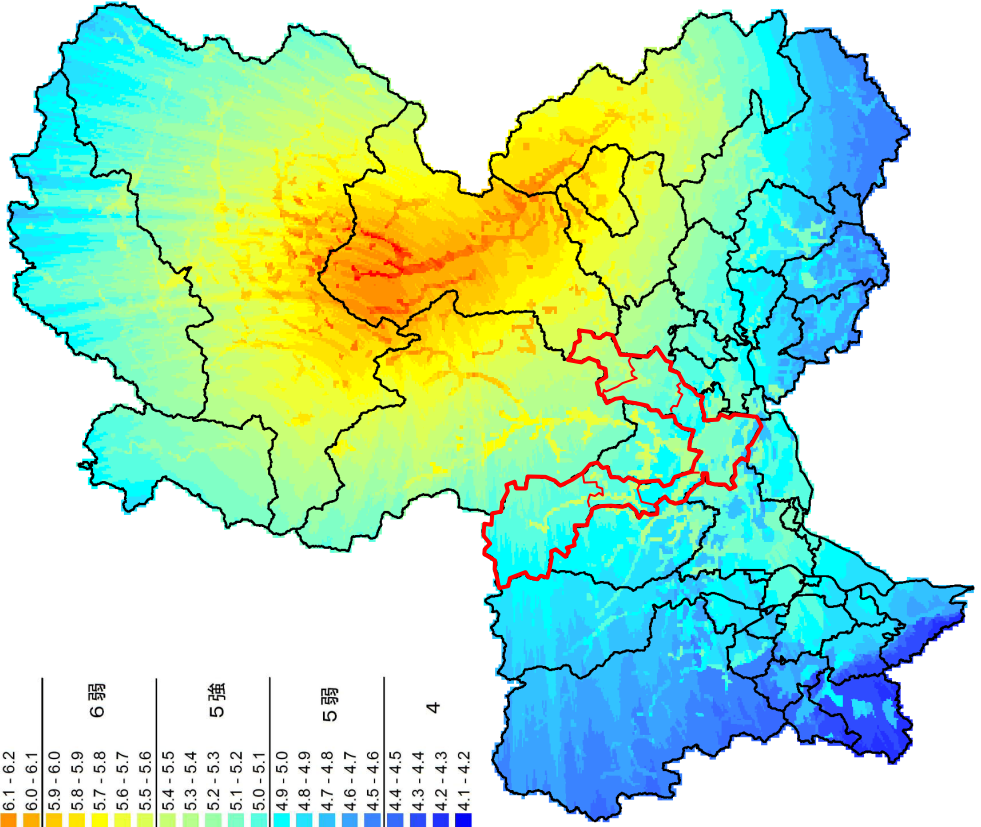
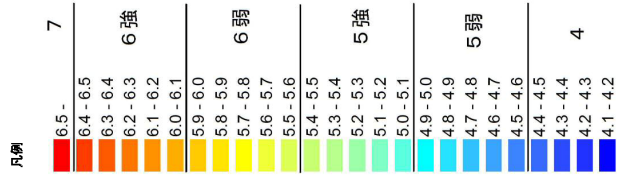
※算定にあたり、平成25年2月に岐阜県が発表した被害想定をもとに算定しています。  
 液状化判定対象外のメッシュは除外しています。  
 数値は概数であるため岐阜県が発表したものと地域によって一致しない場合があります。

PL値と液状化の可能性の関係

PL値	摘 要
PL > 15.0	液状化発生の可能性が高い
5.0 < PL ≤ 15.0	液状化発生の可能性がある
0.0 < PL ≤ 5.0	液状化発生の可能性が低い
PL = 0.0(又は対象外)	液状化発生の可能性が極めて低い

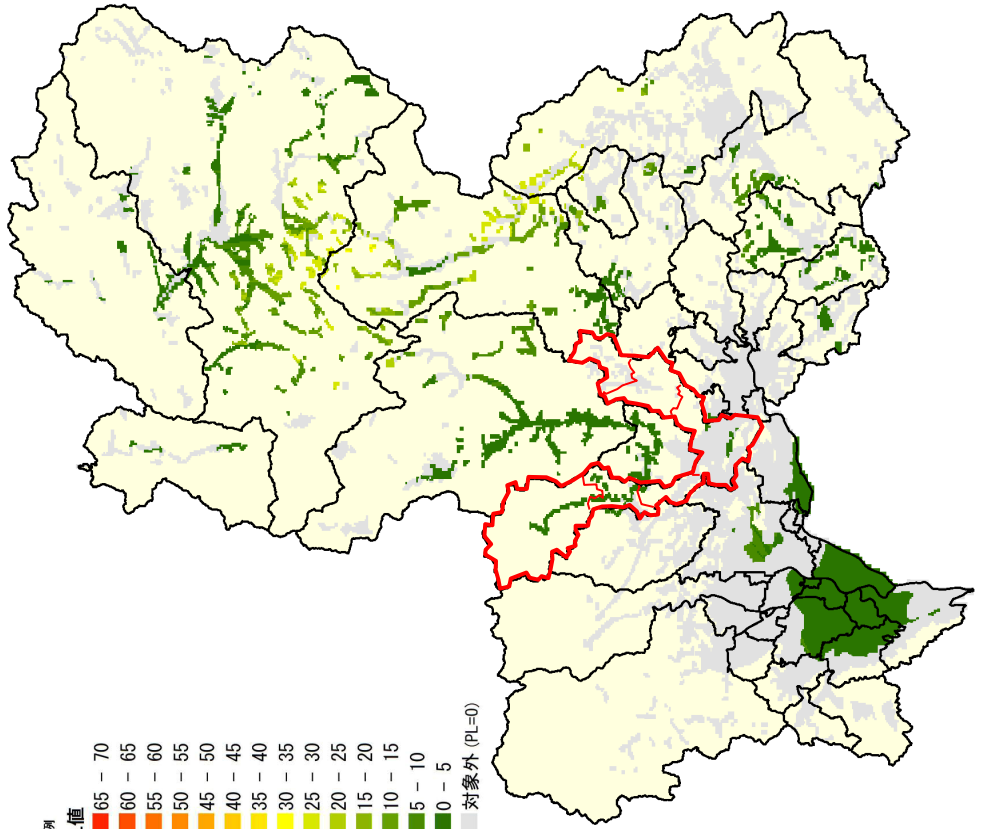
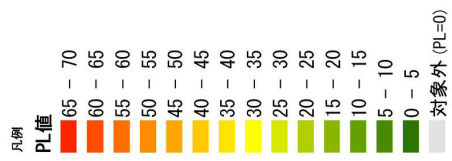
阿寺断層系地震

計測震度



阿寺断層系地震

液状化判定【PL値】



D 跡津川断層

地 域		関	洞戸	板取	武芸川	武儀	上之保	
計測震度	平均	5.06	5.10	5.06	5.09	4.92	4.98	
	最大	5.47	5.57	5.67	5.52	5.39	5.32	
	最小	4.64	4.87	4.95	4.80	4.75	4.82	
液状化判定 【PL値】	最大	6.25	4.56	5.06	3.41	0.00	0.00	
	最小	0.00	0.15	3.59	1.48	0.00	0.00	
建物被害	全壊棟数	揺れ	16	8	5	20	1	1
		液状化	60	9	7	16	0	0
	半壊棟数	揺れ	549	78	45	210	28	24
		液状化	92	14	10	24	0	0
火災	午前5時	炎上出火件数	0	0	0	0	0	0
		焼失棟数	0	0	0	0	0	0
	午後12時	炎上出火件数	0	0	0	0	0	0
		焼失棟数	0	0	0	0	0	0
	午後6時	炎上出火件数	1	0	0	0	0	0
		焼失棟数	0	0	0	0	0	0
人的被害	午前5時	死者数	1	0	0	1	0	0
		負傷者数	110	17	10	46	6	5
		重傷者数	2	1	1	2	0	0
		要救出者数	3	1	1	4	0	0
	午後12時	死者数	0	0	0	0	0	0
		負傷者数	79	8	5	23	3	2
		重傷者数	3	1	0	2	0	0
		要救出者数	2	1	0	2	0	0
	午後6時	死者数	1	0	0	1	0	0
		負傷者数	76	9	5	25	3	3
		重傷者数	2	1	0	2	0	0
		要救出者数	2	1	1	3	0	0
避難者数(建物被害および焼失)		593	98	60	231	23	20	

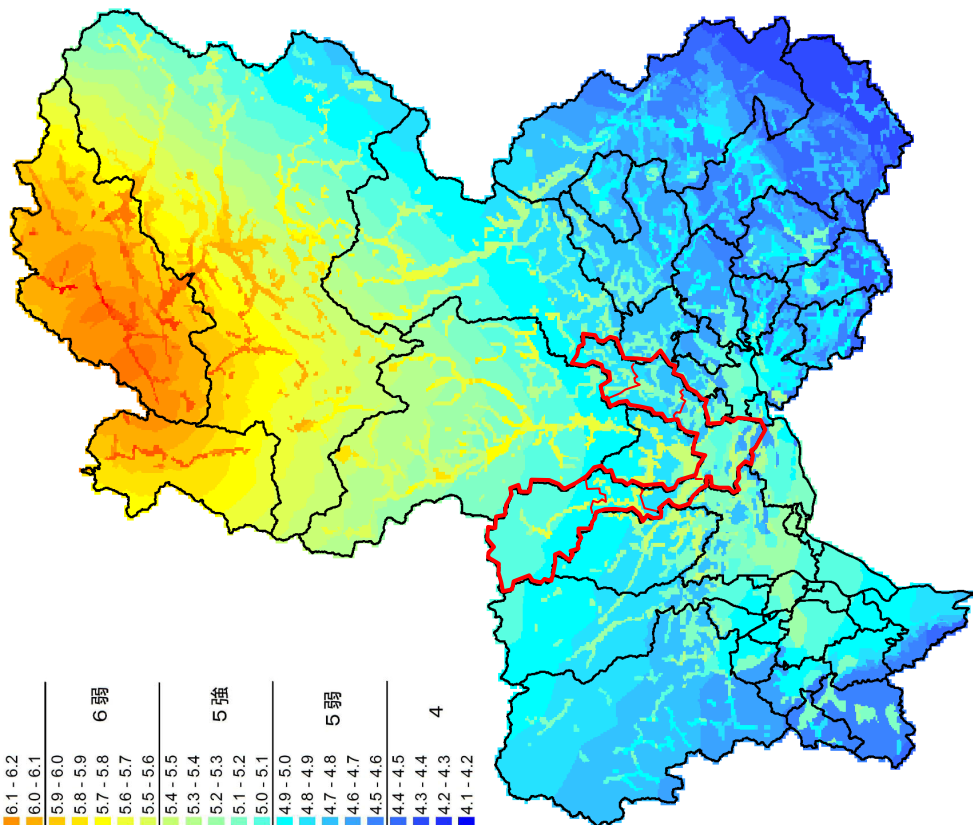
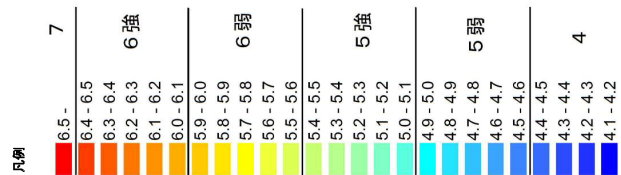
※算定にあたり、平成25年2月に岐阜県が発表した被害想定をもとに算定しています。  
 液状化判定対象外のメッシュは除外しています。  
 数値は概数であるため岐阜県が発表したものと地域によって一致しない場合があります。

PL値と液状化の可能性の関係

PL値	摘 要
PL > 15.0	液状化発生の可能性が高い
5.0 < PL ≤ 15.0	液状化発生の可能性がある
0.0 < PL ≤ 5.0	液状化発生の可能性が低い
PL = 0.0(又は対象外)	液状化発生の可能性が極めて低い

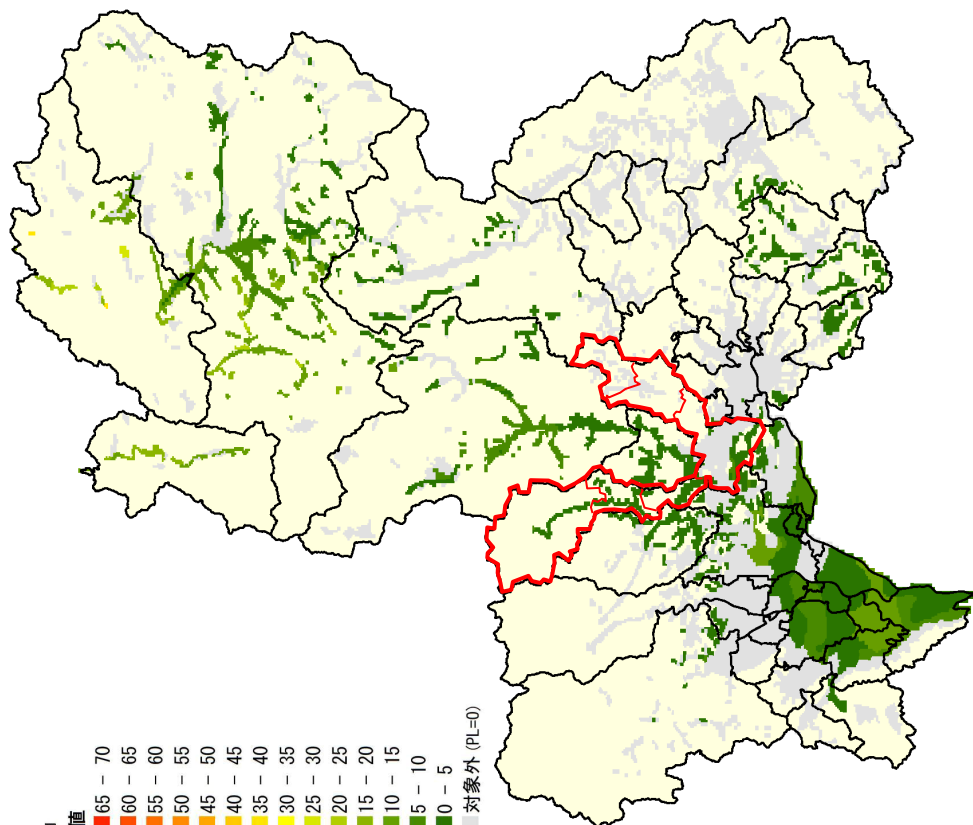
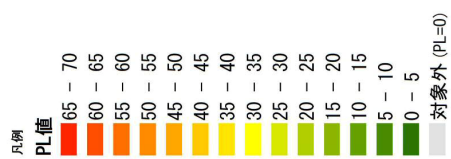
跡津川断層地震

計測震度



跡津川断層地震

液状化判定【PL値】



E 高山大原断層

地 域		関	洞戸	板取	武芸川	武儀	上之保	
計測震度	平均	5.03	5.17	5.21	4.99	5.03	5.21	
	最大	5.33	5.59	5.67	5.43	5.36	5.42	
	最小	4.66	4.89	5.01	4.69	4.87	5.01	
液状化判定 【PL値】	最大	4.24	1.17	3.16	0.00	3.26	4.18	
	最小	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
建物被害	全壊棟数	揺れ	2	6	5	3	1	1
		液状化	15	0	2	0	1	2
	半壊棟数	揺れ	381	70	49	76	21	28
		液状化	22	1	3	0	2	3
火災	午前5時	炎上出火件数	0	0	0	0	0	0
		焼失棟数	0	0	0	0	0	0
	午後12時	炎上出火件数	0	0	0	0	0	0
		焼失棟数	0	0	0	0	0	0
	午後6時	炎上出火件数	1	0	0	0	0	0
		焼失棟数	0	0	0	0	0	0
人的被害	午前5時	死者数	0	0	0	0	0	0
		負傷者数	75	15	11	16	4	6
		重傷者数	0	1	1	0	0	0
		要救出者数	0	1	1	1	0	0
	午後12時	死者数	0	0	0	0	0	0
		負傷者数	54	7	5	8	2	3
		重傷者数	1	1	0	0	0	0
		要救出者数	0	1	1	0	0	0
	午後6時	死者数	0	0	0	0	0	0
		負傷者数	51	8	6	9	2	3
		重傷者数	1	0	0	0	0	0
		要救出者数	0	1	1	0	0	0
避難者数(建物被害および焼失)		325	65	49	63	20	29	

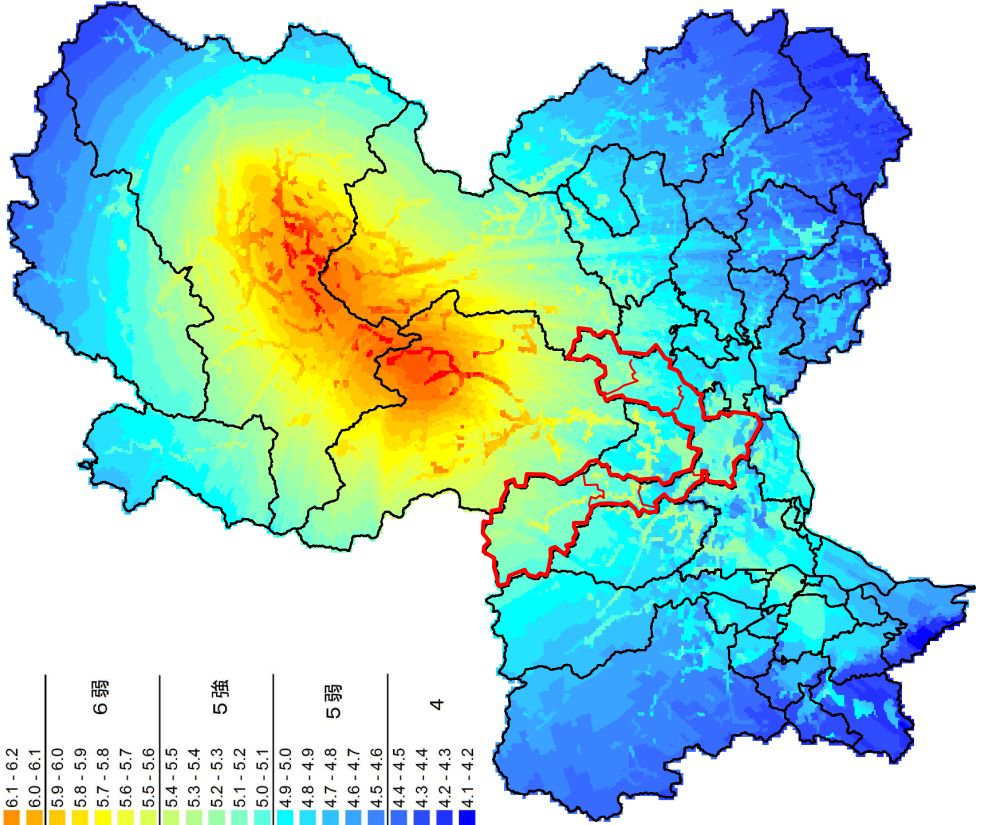
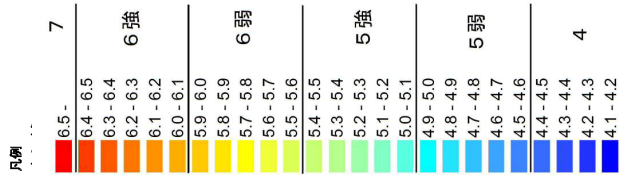
※算定にあたり、平成25年2月に岐阜県が発表した被害想定をもとに算定しています。  
 液状化判定対象外のメッシュは除外しています。  
 数値は概数であるため岐阜県が発表したものと地域によって一致しない場合があります。

PL値と液状化の可能性の関係

PL値	摘 要
PL>15.0	液状化発生の可能性が高い
5.0<PL≤15.0	液状化発生のある可能性がある
0.0<PL≤5.0	液状化発生の可能性が低い
PL=0.0(又は対象外)	液状化発生の可能性が極めて低い

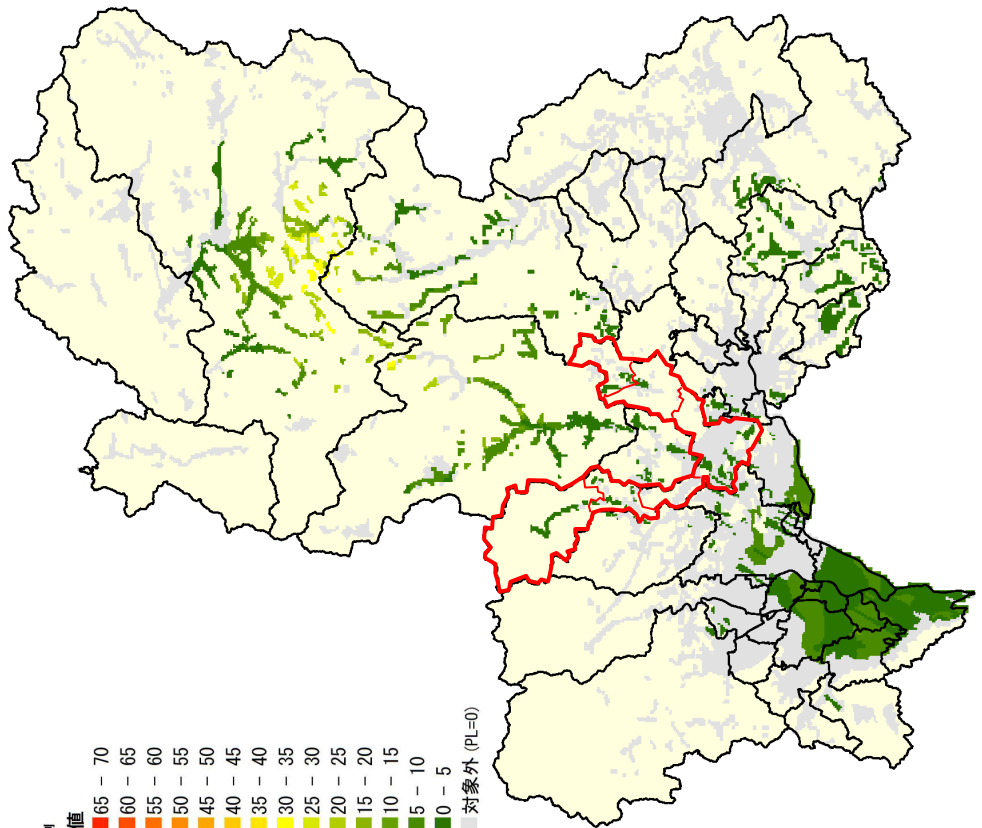
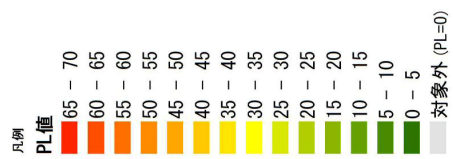
高山・大原断層帯地震

計測震度



高山・大原断層帯地震

液状化判定【PL値】



**(補足) 内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果**

(R5. 3. 31)

平成28年熊本地震では、30年地震発生確率が「不明」と評価されていた断層帯や調査が未実施の断層帯において大規模な地震が発生しました。

このため、前回の震度分布解析・被害想定調査（平成23年度から24年度実施「南海トラフの巨大地震等被害想定調査（内陸直下型の想定地震含む）」）に加えて同調査において未実施の断層帯等について、最大震度を想定した震度分布の解析、被害想定調査を実施し、本県の地震防災対策の強化を図るものです。

## 1. 想定地震

断層帯名 [地震規模(マグニチュード)]	断層帯の概要	30年発生確率
①揖斐川-武儀川（濃尾）[M7. 7程度]	揖斐川町から関市に及ぶ断層帯 (約52km)	不明
②長良川上流[M7. 3程度]	郡上市白鳥町から同市八幡町に及ぶ断層帯 (約29km)	不明
③屏風山・恵那山及び猿投山[M7. 7程度]	中津川市から愛知県豊田市に及ぶ断層帯 (約56km)	0. 2～2%
④阿寺(あてら)[M7. 9程度]	下呂市から中津川市に及ぶ断層帯 (約70km)	6～11%
⑤高山・大原(おっばら)[M7. 6程度]	高山市から郡上市に及ぶ断層帯 (約48km)	ほぼ0～5%

2. 主な調査結果

① 揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯

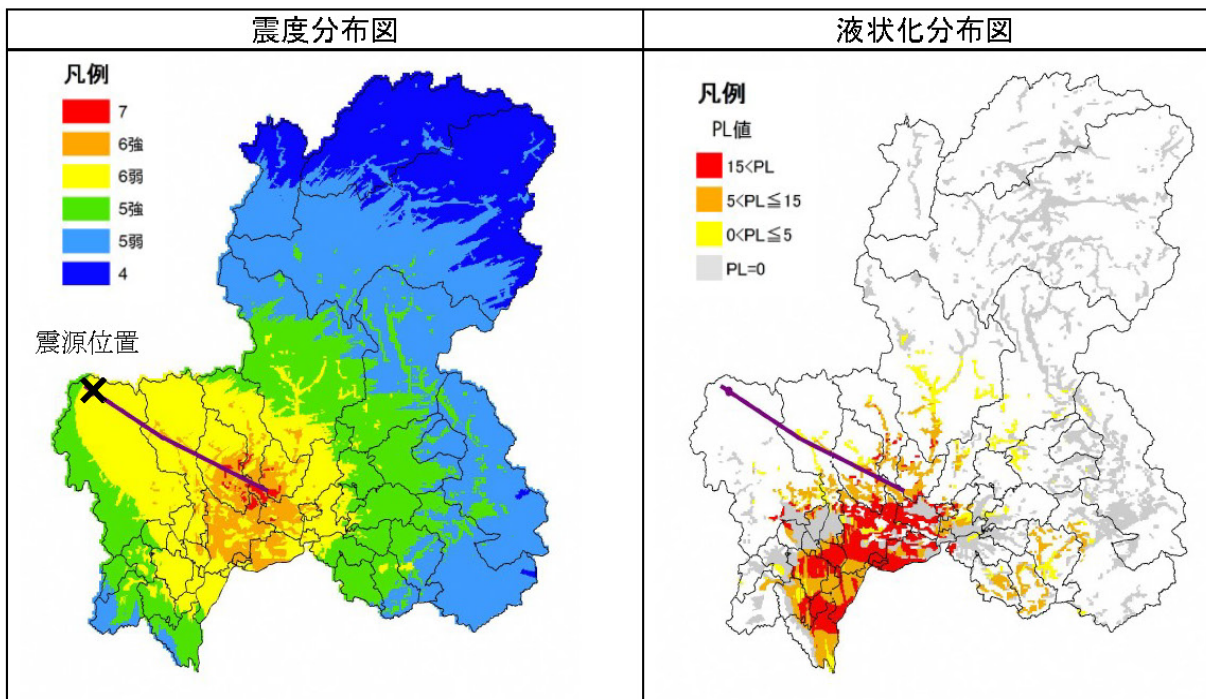
【震源（断層の破壊開始点）を北端に設定：断層の破壊が南東へ進む】

- 岐阜及び中濃圏域のそれぞれ一部で最大震度7が予想され、県内で相当の広範囲にわたり震度6弱以上が予想される。
- 岐阜及び西濃圏域の大部分において液状化発生の可能性が高い地域が予想される。
- 岐阜及び中濃圏域において、被害が大きくなると予想される。

(数値は概数)

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度 ※各市町村内で予想される震度の最大値	7	<u>岐阜市、山根市、関市、美濃市</u>		
	6強	<u>各務原市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町、揖斐川町、美濃加茂市、郡上市、坂祝町、富加町</u>		
	6弱	<u>羽島市、大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、大野町、池田町、可児市、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、多治見市、瑞浪市、土岐市、下呂市</u>		
建物被害	全壊	77,000 棟		
	半壊	130,000 棟		
	焼失	430 棟	520 棟	1,430 棟
人的被害	死者	3,700 人	1,400 人	2,200 人
	負傷者	30,500 人	24,400 人	21,700 人
避難者		272,000 人		273,000 人

※表中の下線部分は「液状化発生の可能性が高い」市町村



## ②-1 長良川上流断層帯

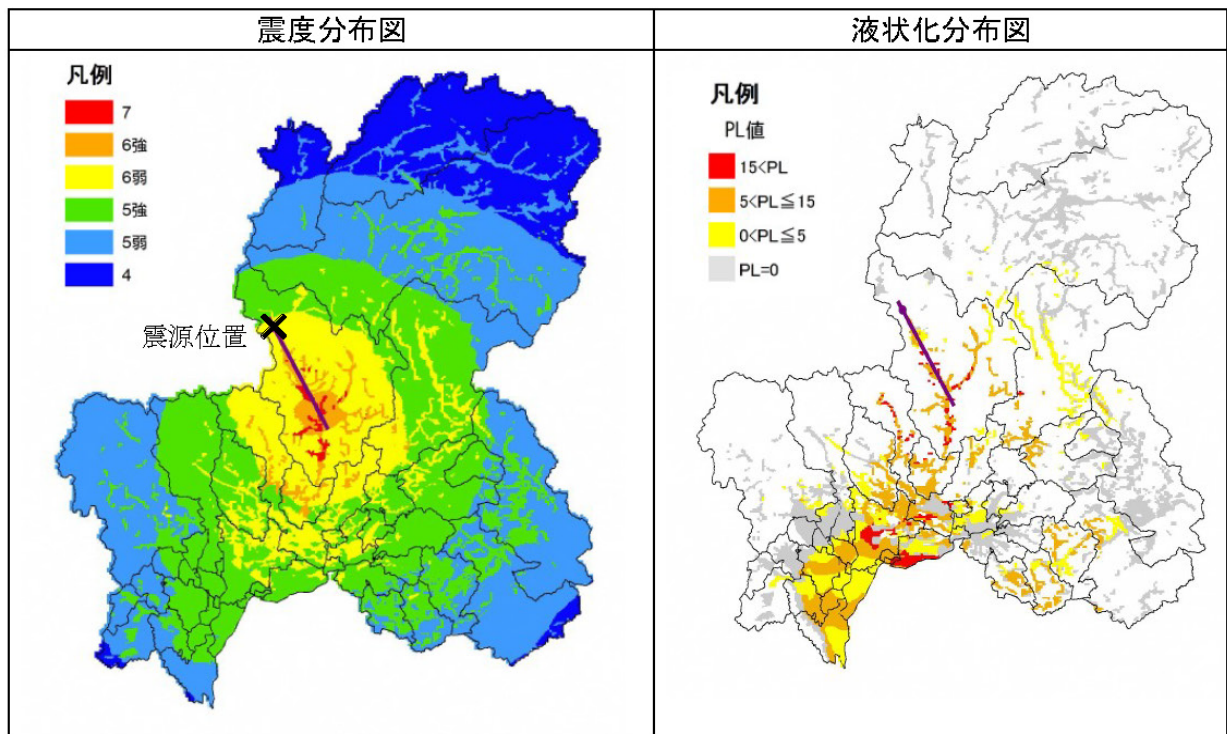
### 【震源（断層の破壊開始点）を北端に設定：断層の破壊が南へ進む】

- 中濃圏域の一部で最大震度 7 が予想され、岐阜、中濃、東濃及び飛騨圏域の多くで震度 6 弱以上が予想される。
- 岐阜圏域をはじめ濃尾平野を中心に液状化発生の可能性が高い地域が予想される。
- 被害は中濃圏域に集中すると予想される。

(数値は概数)

発生時刻		冬の朝 5 時	夏の昼 1 2 時	冬の夕方 1 8 時
震度 <small>※各市町村内で予想される震度の最大値</small>	7	郡上市		
	6 強	山田市、 <u>関市</u> 、 <u>美濃市</u> 、 <u>下呂市</u>		
	6 弱	<u>岐阜市</u> 、 <u>各務原市</u> 、 <u>本巣市</u> 、 <u>岐南町</u> 、 <u>揖斐川町</u> 、 <u>美濃加茂市</u> 、 <u>可児市</u> 、 <u>坂祝町</u> 、 <u>富加町</u> 、 <u>川辺町</u> 、 <u>七宗町</u> 、 <u>八百津町</u> 、 <u>白川町</u> 、 <u>東白川村</u> 、 <u>御嵩町</u> 、 <u>中津川市</u> 、 <u>瑞浪市</u> 、 <u>土岐市</u> 、 <u>高山市</u>		
建物被害	全壊	26,500 棟		
	半壊	58,600 棟		
	焼失	90 棟	110 棟	310 棟
人的被害	死者	1,100 人	410 人	630 人
	負傷者	11,700 人	11,000 人	8,800 人
避難者		87,000 人		

※表中の下線部分は「液状化発生の可能性が高い」市町村



## ②-2 長良川上流断層帯

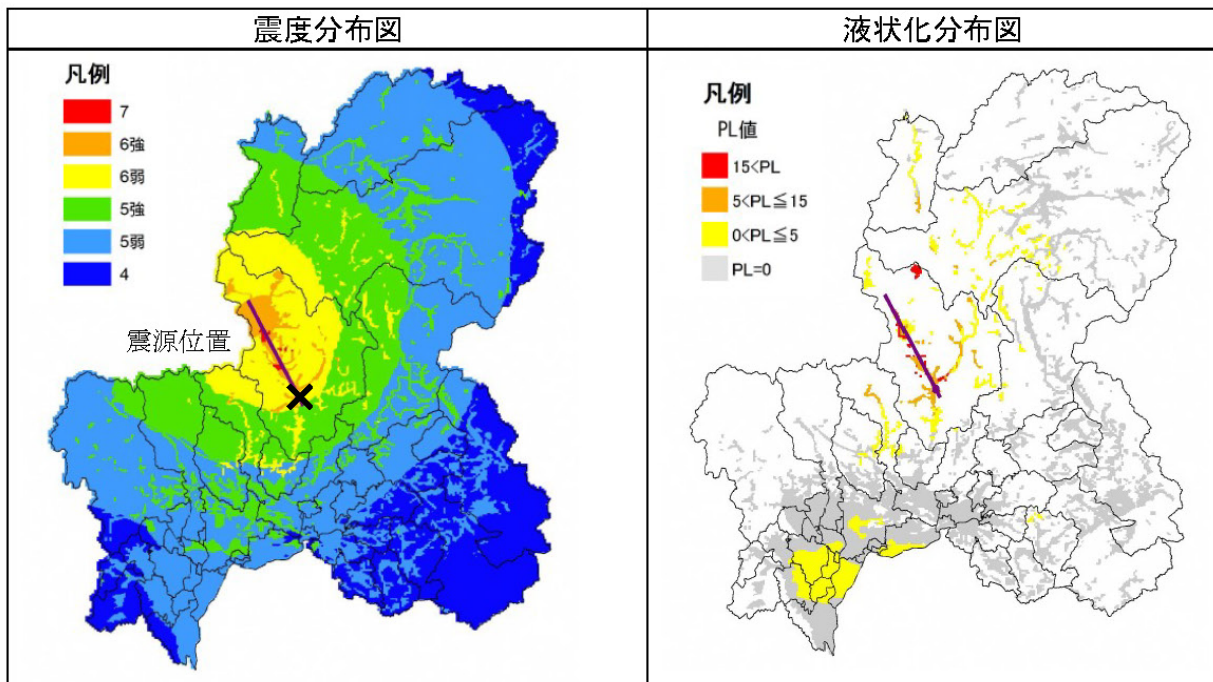
### 【震源（断層の破壊開始点）を南端に設定：断層の破壊が北へ進む】

- 断層の破壊が進む方向が反対向き（北→南）の場合に比べ、県内で震度6弱以上の揺れが予想される地域が少なくなる。
- 断層直上では液状化発生の可能性が高いと予想される。
- 被害は中濃圏域に集中すると予想される。

(数値は概数)

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度 ※各市町村内で予想される震度の最大値	7	郡上市		
	6強	関市、高山市		
	6弱	山田市、本巣市、美濃市、下呂市、白川村		
建物被害	全壊	10,200 棟		
	半壊	15,800 棟		
	焼失	60 棟	80 棟	180 棟
人的被害	死者	540 人	210 人	320 人
	負傷者	4,200 人	5,300 人	3,700 人
避難者		22,000 人		

※表中の下線部分は「液状化発生の可能性が高い」市町村



あてら  
④阿寺断層帯

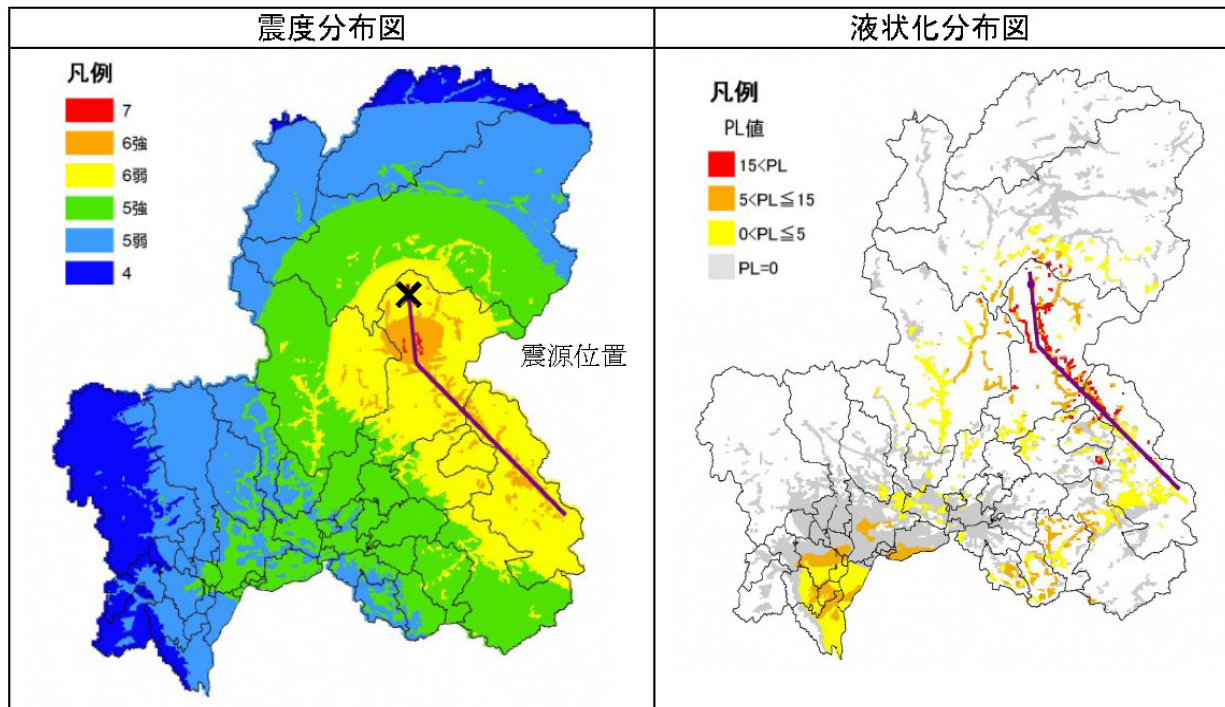
【震源（断層の破壊開始点）を北端に設定：断層の破壊が南東へ進む】

- 前回調査の破壊方向（南→北西）に比べ、東濃圏域で高震度が予想される地域が大きくなる。
- 東濃及び中濃圏域において液状化発生の可能性が高い地域が予想される。
- 被害は東濃及び飛騨圏域南部に集中すると予想される。

(数値は概数)

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度 ※各市町村内 で予想される 震度の最大値	7	下呂市		
	6強	郡上市、白川町、東白川村、中津川市、高山市		
	6弱	美濃市、八百津町、瑞浪市、恵那市、土岐市		
建物被害	全壊	20,500 棟		
	半壊	42,400 棟		
	焼失	80 棟	90 棟	270 棟
人的被害	死者	1,100 人	400 人	620 人
	負傷者	9,700 人	8,600 人	7,100 人
避難者		53,000 人		

※表中の下線部分は「液状化発生の可能性が高い」市町村



### ③屏風山・恵那山及び猿投山断層帯

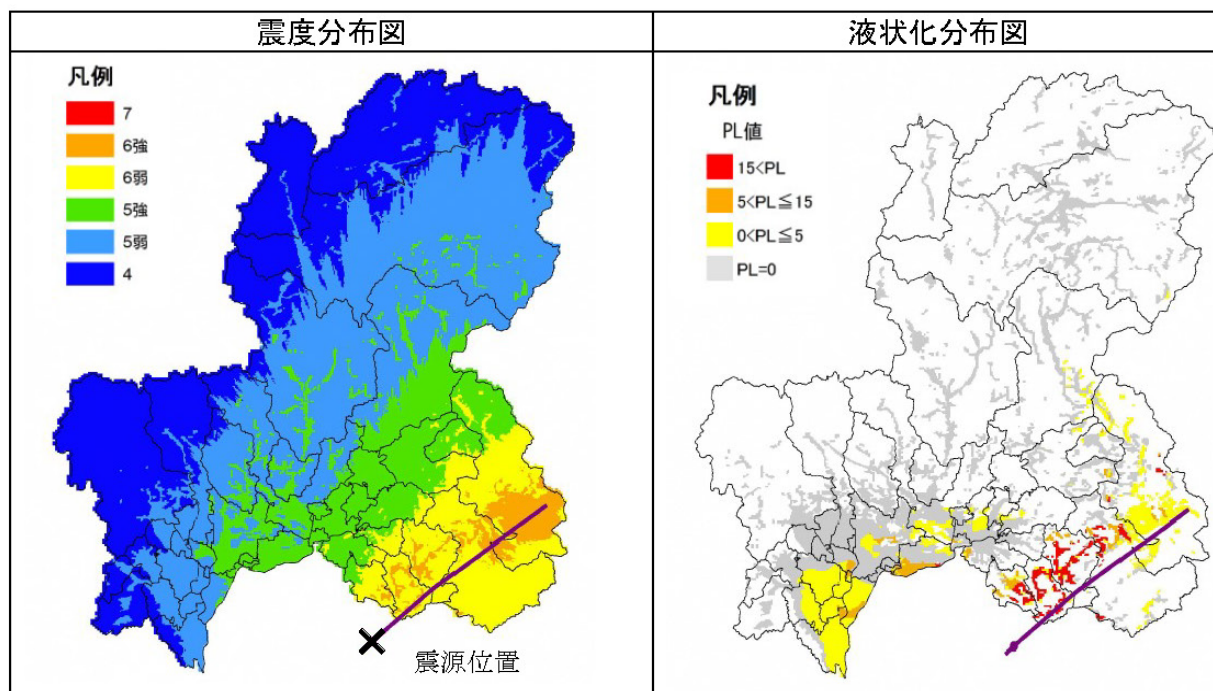
#### 【震源（断層の破壊開始点）を南端に設定：断層の破壊が北東へ進む】

- 東濃圏域で最大震度6強が予想され、中濃及び飛騨圏域のそれぞれ一部で震度6弱が予想される。
- 東濃圏域において液状化発生の可能性が高い地域が予想される。また断層から離れた岐阜及び西濃圏域においても液状化発生の可能性が高い地域が予想される。
- 被害は東濃圏域に集中すると予想される。

(数値は概数)

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度 ※各市町村内で予想される震度の最大値	7			
	6強	<u>多治見市</u> 、 <u>中津川市</u> 、 <u>瑞浪市</u> 、 <u>恵那市</u> 、 <u>土岐市</u>		
	6弱	美濃加茂市、可児市、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町、下呂市		
建物被害	全壊	31,000 棟		
	半壊	52,000 棟		
	焼失	160 棟	190 棟	480 棟
人的被害	死者	1,700 人	630 人	970 人
	負傷者	13,200 人	12,400 人	10,100 人
避難者		85,000 人		

※表中の下線部分は「液状化発生の可能性が高い」市町村



おっばら  
⑤高山・大原断層帯

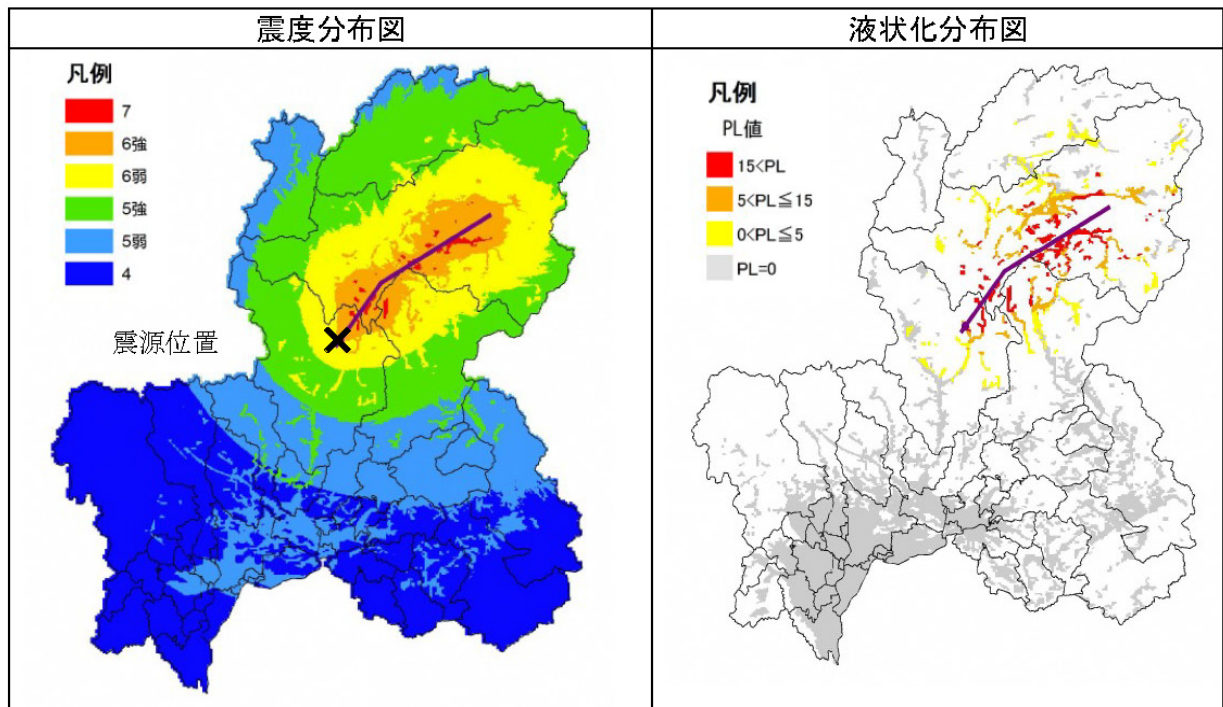
【震源（断層の破壊開始点）を南端に設定：断層の破壊が北東へ進む】

- 前回調査の破壊方向（北→南西）に比べ、飛騨圏域で高震度が予想される地域が大きくなる。
- 飛騨圏域において液状化発生の可能性が高い地域が予想される。
- 被害は飛騨及び中濃圏域北部に集中すると予想される。

(数値は概数)

発生時刻		冬の朝5時	夏の昼12時	冬の夕方18時
震度 ※各市町村内で予想される震度の最大値	7	郡上市、高山市、下呂市		
	6強			
	6弱	飛騨市		
建物被害	全壊	15,600 棟		
	半壊	23,200 棟		
	焼失	100 棟	120 棟	320 棟
人的被害	死者	890 人	340 人	520 人
	負傷者	6,300 人	6,000 人	4,800 人
避難者		34,000 人		

※表中の下線部分は「液状化発生の可能性が高い」市町村



### 3. 今後の対応

- 近年、これまで必ずしも想定されていなかった断層帯においても大規模な地震が発生しており、今回の調査により県内での大規模地震発生時の被害想定全体像が明らかになったことを受け、県及び市町村は、「事前の防災・減災」、「応急」、「復旧・復興」の3つの観点から、総合的に地震防災対策の充実に努める。
- 地震被害想定調査（ライフライン施設被害予測、応急対応能力調査）を追加実施し、その結果も加味して、さらに必要な対策の検討を行う。

## 中濃消防組合災害指揮本部の指揮による緊急初動体制

- ・緊急初動体制においては、中濃消防組合災害指揮本部の指揮のもと、延焼火災阻止、生存者救出等の初動活動を行う。
- ・緊急初動体制は、消防長が不要と認めた時点又は災害対策本部体制が確立した時点における市長の指示により解除される。

## 緊急初動体制の各編成

区分	あらまし
中濃消防組合災害指揮本部及び消防署隊・消防団隊	<input type="checkbox"/> 中濃消防組合災害指揮本部は、中濃消防組合消防本部内に設置する。 <input type="checkbox"/> 中濃消防組合災害指揮本部及び消防署隊・消防団隊に関する必要な措置等については、中濃消防組合災害出場規程による。
本部指揮所	<input type="checkbox"/> 本部指揮所は、本庁舎に置く。 <input type="checkbox"/> 本部指揮所の要員は、災害対策本部組織上の本部連絡室及び緊急時指定職員（事前指名）と、必要に応じて、そのつど市長公室長が指名する本部事務局参集職員をもって編成する。 <input type="checkbox"/> 本部指揮所は、緊急初動体制における指揮統制業務を行う。
地域指揮所	<input type="checkbox"/> 地域指揮所は、各事務所に置く。 <input type="checkbox"/> 地域指揮所の要員は、災害対策本部組織上の地域支部本部総務担当配備職員及び緊急時指定職員（事前指名）と、必要に応じて、そのつど地域支部本部総務担当配備先着上位職員が指名する各事務所参集職員をもって編成する。 <input type="checkbox"/> 地域指揮所は、各地域における指揮統制業務を行う。
本部活動班及び各地域活動班	<input type="checkbox"/> 本部活動班は、災害対策本部組織上の部門・部の事務分掌に基づき各部門の長又は部門の長が不在の場合は、各部の長が相互に連携し編成し、緊急初動業務にあたる。 <input type="checkbox"/> 各地域活動班は、地域指揮所の長と各事務所所管区域各部出先機関の長が相互に連携し編成し、各地域支部における緊急初動業務にあたる。

## 緊急時指定職員

- ・各部長及び各事務所長は、本部指令班、各部庶務担当要員及び各地域支部本部事務班の要員となる職員について、震度5強以上の地震発生後徒歩1時間以内にそれぞれの配備場所に参集することが困難と認められるときは、所属の如何を問わず徒歩1時間以内に参集可能な職員のうちより緊急時指定職員として、代替要員を指名しておくことができる。
- ・緊急時指定職員は、夜間・休日において、関市域に震度5強以上の地震が発生した場合又はテレビ・ラジオ等で発生したことを知った場合は、自主的に各指定庁舎に参集する。

## 基本指針

- ・放射性物質等輸送車両事故及び放射性同位元素取扱事業所火災の場合は、輸送責任者等と連携し立入制限区域設定、汚染・漏洩拡大防止、遮蔽等安全確保のための措置を講ずる。
- ・放射性同位元素等の不法投棄事故の場合は、関係機関等と連携し立入制限区域設定、汚染・漏洩拡大防止、遮蔽等安全確保のための緊急措置を講ずる。
- ・県外原子力災害等事故の場合は、事故対策本部を設置し事態の推移に応じた体制をとる。

## 事故等発生報連絡先、通報内容、要請事項（中濃消防組合と密に連携し実施）

連絡先		通報内容、要請事項	
中濃消防組合	0575-23-0119	<input type="checkbox"/> 発生地、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） <input type="checkbox"/> 消防、救急・救助隊出動（特殊装備・技術を有するもの含む） <input type="checkbox"/> ドクターヘリ要請及び広域救急搬送体制確保	
消防庁	03-5253-5111	<input type="checkbox"/> 上記に同じ（※火災・災害等即報要領該当の場合は第1報覚知後30分以内）	
関保健所	0575-33-4011	<input type="checkbox"/> 放射性物質の種類・数量、発生地・区間、火災の有無、人的被害、災害規模に関する概括的情報（把握できた範囲で） <input type="checkbox"/> 県機関、文部科学省等専門機関・専門家の派遣要請	
県防災課 県危機管理政策課（原子力防災室）	058-272-1111	<input type="checkbox"/> 緊急時対応可能医療機関の確保及び防災ヘリの出動要請（必要な場合） <input type="checkbox"/> 緊急消防援助隊の出動要請 <input type="checkbox"/> 自衛隊の災害派遣要請	
岐阜医療科学大学	0575-22-9401	<input type="checkbox"/> 放射線への対応の助言等	
中濃厚生病院	0575-22-2211	<input type="checkbox"/> 一般負傷者の救急救護活動（医療救護班出動等）	
関中央病院	0575-22-0012	<input type="checkbox"/> 一般負傷者の救急搬送受入れ（汚染・被曝者を除く）	
武儀医師会	0575-23-1707		
市内放射線取扱事業所	-	<input type="checkbox"/> 人的被害、災害状況に関する概括的情報（県に同じ） <input type="checkbox"/> 汚染・漏洩拡大防止、遮蔽等安全確保のための措置に関する協力要請	
関警察署	0575-24-0110	<input type="checkbox"/> 人的被害、災害状況に関する概括的情報（県に同じ） <input type="checkbox"/> 立入制限、交通整理、事故現場保存 <input type="checkbox"/> 緊急車両の通行確保のための交通規制	
隣接消防本部 近隣消防本部	岐阜市	058-262-8151	<input type="checkbox"/> 火災の有無、人的被害、災害規模に関する概括的情報（県に同じ） <input type="checkbox"/> 消防、救出・救助応援要請（特殊装備・技術を有するもの含む）
	各務原市	058-371-0119	
	郡上市	0575-67-0119	
	可茂	0574-26-0119	
	下呂市	0576-25-5119	
	大野市（福井県）	0779-66-0119	

応急措置

項目	活動内容
現場対策	<input type="checkbox"/> 現地指揮所の設置 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定 <input type="checkbox"/> 放射線漏洩危険時の利用者・関係住民に対する避難の指示、誘導等 <input type="checkbox"/> 消防本部・市本部・関係地域支部間通信手段確保 <input type="checkbox"/> 応急対策用車両等集結・待機スペースの確保 <input type="checkbox"/> 現地住民向け広報及び報道機関対応
被害拡大防止活動	<input type="checkbox"/> 放射線等の漏洩等の防止（事業者・県による） <input type="checkbox"/> 漏出した放射性物質等の除去、除染（事業者による） <input type="checkbox"/> 緊急時モニタリングの実施（事業者・県による） <input type="checkbox"/> 特殊装備・技術を有する消防隊による消火活動
負傷者救出救急救護	<input type="checkbox"/> 特殊装備・技術を有する救助隊による負傷者の救出 <input type="checkbox"/> 一般負傷者の中濃厚生病院の引き受け確認 <input type="checkbox"/> 緊急時対応可能医療機関への汚染・被曝負傷者の搬送
災害時広報	<input type="checkbox"/> 市民・来訪者に対する事故の影響に関する情報の提供 <input type="checkbox"/> 飲料水、飲食物の摂取制限等健康被害防止のための措置に関する情報の提供
被災者救援等	<input type="checkbox"/> 避難所の確保、避難者受入れ <input type="checkbox"/> 遺体安置所の確保、遺体収容 <input type="checkbox"/> 死傷者等の身元確認

## 基本指針

- ・市街地部における墜落事故発生報を受領した場合は、延焼火災、多数負傷者の発生、広域的な緊急避難等実施を想定し災害対策本部により対応する。
- ・負傷者の搬送は、対応可能な医療機関を広域的に確保し分散収容する。

## 事故等発生報連絡先、通報内容、要請事項（中濃消防組合と密に連携し実施）

通報先		通報内容（第1報はわかる範囲で）	
中濃消防組合	0575-23-0119	<input type="checkbox"/> 発生地、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） <input type="checkbox"/> 消防、救急・救助隊出動（特殊装備・技術を有するもの含む） <input type="checkbox"/> ドクターヘリ要請及び広域救急搬送体制確保	
消防庁	03-5253-5111	<input type="checkbox"/> 上記に同じ（※火災・災害等即報要領該当の場合は第1報覚知後30分以内）	
中部国際空港	0569-38-7777	<input type="checkbox"/> 事故の種類（墜落、不時着等） <input type="checkbox"/> 事故の状況（機体炎上、建物火災の有無等） <input type="checkbox"/> 事故発生の日時、場所 <input type="checkbox"/> 事故機に関する情報（会社名、機種、機体番号等）	
愛知県名古屋空港	0568-29-1600		
関警察署	0575-24-0110		
中濃県事務所	0575-33-4011		
県防災課	058-272-1111		
隣接消防本部 近隣消防本部	岐阜市		058-262-8151
	各務原市		058-371-0119
	郡上市		0575-67-0119
	可茂		0574-26-0119
	下呂市		0576-25-5119
	大野市(福井県)	0779-66-0119	
中濃厚生病院	0575-22-2211		
関中央病院	0575-22-0012		
武儀医師会	0575-23-1707		
関歯科医師会	0575-22-0097		
航空自衛隊岐阜基地（自衛隊機の場合）	058-382-1101		

## 応急措置

項目	活動内容
現場対策	<input type="checkbox"/> 現地指揮所の設置 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定 <input type="checkbox"/> 火災の急激な進展時における墜落地点付近住民に対する避難の指示、誘導等 <input type="checkbox"/> 消防本部・市本部・関係地域支部間通信手段確保 <input type="checkbox"/> 応急対策用車両等集結・待機スペースの確保 <input type="checkbox"/> 現地住民向け広報及び報道機関対応 <input type="checkbox"/> 警察・事故調査委員会による事故調査への協力
消火活動	<input type="checkbox"/> 航空機及び燃料火災の状況に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 特殊装備・技術を有する消防隊による消火活動 <input type="checkbox"/> 消火薬剤、消防水利の確保
負傷者救出救急救護	<input type="checkbox"/> 現地救護所の設置（医療救護班出動、トリアージ、救急搬送等） <input type="checkbox"/> 特殊装備・技術を有する救助隊による負傷者の救出 <input type="checkbox"/> 救出・救急救護用資機材の確保 <input type="checkbox"/> 中濃厚生病院、関中央病院の引き受け確認 <input type="checkbox"/> 第2次搬送先収容医療機関の確保
被害拡大防止活動	<input type="checkbox"/> 危険物等の流出・拡散の防止 <input type="checkbox"/> 流出した危険物等の除去、除染 <input type="checkbox"/> その他環境保全対策
被災者救援等	<input type="checkbox"/> 避難所の確保、避難者受入れ <input type="checkbox"/> 遺体安置所の確保、遺体収容 <input type="checkbox"/> 死傷者等の身元確認

## 基本指針

- ・平日通勤・通学時間帯（8時台）の長良川鉄道列車転覆・脱線等事故の場合は、数十人規模の重傷者発生を想定し、広域救急搬送体制による被災者の救助、医療救護活動を行う。
- ・危険物等漏洩、爆発火災等のおそれのある場合は、火災警戒区域設定、関係住民に対する避難指示等安全確保のための緊急措置を講ずる。

## 事故等発生報連絡先、通報内容、要請事項（中濃消防組合と密に連携し実施）

連絡先		通報内容、要請事項	
中濃消防組合	0575-23-0119	<input type="checkbox"/> 発生区間、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） <input type="checkbox"/> 消防、救急・救助隊出動（特殊装備・技術を有するもの含む） <input type="checkbox"/> ドクターヘリ要請及び広域救急搬送体制確保	
消防庁	03-5253-5111	<input type="checkbox"/> 上記に同じ（※火災・災害等即報要領該当の場合は第1報覚知後30分以内）	
長良川鉄道本社	0575-23-3921	<input type="checkbox"/> 発生区間、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） <input type="checkbox"/> 関係列車の非常停止の手配 <input type="checkbox"/> 応急対策要員、資機材等の出動、確保に関する要請	
中濃県事務所	0575-33-4011	<input type="checkbox"/> 発生区間、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で）	
県防災課	058-272-1111	<input type="checkbox"/> ヘリコプター出動を含む広域救急搬送体制確保に関する協力要請	
県防災航空センター	058-385-3772	<input type="checkbox"/> 特殊装備・技術を有する消防隊、救助隊の応援出動要請	
中濃厚生病院	0575-22-2211	<input type="checkbox"/> 救急救護活動（医療救護班出動、トリアージ等）	
関中央病院	0575-22-0012	<input type="checkbox"/> 負傷者の救急搬送	
武儀医師会	0575-23-1707		
関警察署	0575-24-0110	<input type="checkbox"/> 発生区間、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） <input type="checkbox"/> 救出・救助活動及び避難誘導活動 <input type="checkbox"/> 立入制限、交通整理、事故現場保存 <input type="checkbox"/> 緊急車両の通行確保のための交通規制	
隣接消防本部 近隣消防本部	岐阜市	058-262-8151	<input type="checkbox"/> 消防、救出・救助応援要請（特殊装備・技術を有するもの含む） <input type="checkbox"/> 広域救急搬送体制確保の要請
	各務原市	058-371-0119	
	郡上市	0575-67-0119	
	可茂	0574-26-0119	
	下呂市	0576-25-5119	

## 応急措置

項目	活動内容
現場対策	<input type="checkbox"/> 現地指揮所の設置 <input type="checkbox"/> 火災警戒区域の設定 <input type="checkbox"/> 危険物等漏洩、爆発火災等危険時の関係住民に対する避難の指示、誘導等 <input type="checkbox"/> 消防本部・市本部・関係地域支部間通信手段確保 <input type="checkbox"/> 応急対策用車両等集結・待機スペースの確保 <input type="checkbox"/> 現地住民向け広報及び報道機関対応 <input type="checkbox"/> 警察・事故調査委員会による事故調査への協力
消火活動等	<input type="checkbox"/> 列車火災の有無、危険物等漏洩危険の有無に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 特殊装備・技術を有する消防隊による消火活動 <input type="checkbox"/> 危険物等漏洩時における現場の安全確認、負傷者の移動、環境対策等
負傷者救出救急救護	<input type="checkbox"/> 現地救護所の設置 <input type="checkbox"/> 特殊装備・技術を有する救助隊による負傷者の救出 <input type="checkbox"/> 救急活動（医療救護班出動、トリアージ、救急搬送等） <input type="checkbox"/> 中濃厚生病院、関中央病院の引き受け確認 <input type="checkbox"/> 第2次搬送先収容医療機関の確保
被災者救援等	<input type="checkbox"/> 避難所の確保、避難者受入れ <input type="checkbox"/> 遺体安置所の確保、遺体収容 <input type="checkbox"/> 死傷者等の身元確認

## 基本指針

- ・事故発生直後の対応は、核燃料物質、危険物・毒ガス漏洩危険、トンネル内車両火災発生危険の有無の把握を最優先で行う。なお、危険物・毒ガス等漏洩又はそのおそれのある場合は、負傷者の移動、危険区域の設定、周辺住民の避難指示、誘導等安全確保のための措置を講ずる。
- ・東海北陸自動車道、東海環状自動車道における核燃料物質等輸送車両事故の場合は、輸送責任者と連携し立入制限区域設定、汚染・漏洩拡大防止、遮蔽等安全確保のための措置を講ずる。

## 事故等発生報連絡先、通報内容、要請事項（中濃消防組合と密に連携し実施）

連絡先		通報内容、要請事項	
中濃消防組合	0575-23-0119	<input type="checkbox"/> 発生区間、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） <input type="checkbox"/> 消防、救急・救助隊出動（特殊装備・技術を有するもの含む） <input type="checkbox"/> ドクターヘリ要請及び広域救急搬送体制確保	
消防庁	03-5253-5111	<input type="checkbox"/> 上記に同じ（※火災・災害等即報要領該当の場合は第1報覚知後30分以内）	
中日本高速道路(株)	0583-82-1271	<input type="checkbox"/> 発生区間、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） <input type="checkbox"/> 通行止め、通行規制等の手配 <input type="checkbox"/> 応急対策要員、資機材等の出動、確保に関する要請	
岐阜国道事務所	058-271-9811		
美濃土木事務所	0575-33-4011		
中濃県事務所	0575-33-4011	<input type="checkbox"/> 発生区間、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） <input type="checkbox"/> ヘリコプター出動を含む広域救急搬送体制確保に関する協力要請	
県防災課	058-272-1111	<input type="checkbox"/> 危険物等の特定、専門機関・専門家の確保に関する協力要請	
県防災航空センター	058-385-3772	<input type="checkbox"/> 緊急消防援助隊の出動要請 <input type="checkbox"/> 自衛隊の災害派遣要請	
中濃厚生病院	0575-22-2211	<input type="checkbox"/> 救急救護活動 <input type="checkbox"/> 負傷者の救急搬送受入れ	
関中央病院	0575-22-0012		
武儀医師会	0575-23-1707		
関警察署	0575-24-0110	<input type="checkbox"/> 発生区間、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） <input type="checkbox"/> 立入制限、交通整理、事故現場保存 <input type="checkbox"/> 緊急車両の通行確保のための交通規制	
隣接消防本部 近隣消防本部	岐阜市	058-262-8151	<input type="checkbox"/> 消防、救出・救助応援要請（特殊装備・技術を有するもの含む）
	各務原市	058-371-0119	
	郡上市	0575-67-0119	<input type="checkbox"/> 広域救急搬送体制確保の要請
	可茂	0574-26-0119	
	下呂市	0576-25-5119	

## 応急措置

項目	活動内容
現場対策	<input type="checkbox"/> 現地指揮所の設置 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定 <input type="checkbox"/> 危険物・毒ガス等漏洩危険時の利用者・関係住民に対する避難の指示、誘導等 <input type="checkbox"/> 消防本部・市本部・関係地域支部間通信手段確保 <input type="checkbox"/> 応急対策用車両等集結・待機スペースの確保 <input type="checkbox"/> 現地住民向け広報及び報道機関対応
消火活動等	<input type="checkbox"/> 危険物等漏洩危険及び車両火災の状況に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 特殊装備・技術を有する消防隊による消火活動 <input type="checkbox"/> 消火薬剤、消防水利の確保 <input type="checkbox"/> 危険物等漏洩時における物質の特定、現場の安全確認、負傷者の移動、除染等 <input type="checkbox"/> 核燃料物質等漏洩時における立入制限区域設定、汚染・漏洩拡大防止、遮蔽等安全確保（事業者による）
負傷者救出救急救護	<input type="checkbox"/> 現地救護所の設置（医療救護班出動、トリアージ、救急搬送等） <input type="checkbox"/> 特殊装備・技術を有する救助隊による負傷者の救出 <input type="checkbox"/> 救出・救急救護用資機材の確保（軽傷者移動のためのマイクロバス等を含む） <input type="checkbox"/> 中濃厚生病院、関中央病院の引き受け確認 <input type="checkbox"/> 第2次搬送先収容医療機関の確保
被災者救援等	<input type="checkbox"/> 避難所の確保、避難者受入れ <input type="checkbox"/> 遺体安置所の確保、遺体収容 <input type="checkbox"/> 死傷者等の身元確認

## 基本指針

- ・事故発生直後の対応は、危険物・毒ガス等漏洩危険の有無の把握を最優先で行う。
- ・あらかじめ指定する事業所等に関する火災、爆発等事故発生報を受領した場合は、延焼火災、多数負傷者の発生、広域的な緊急避難等実施を想定し災害対策本部により対応する。
- ・負傷者の搬送は、対応可能な医療機関を広域的に確保し分散収容する。

## 事故等発生報連絡先、通報内容、要請事項（中濃消防組合と密に連携し実施）

連絡先		通報内容、要請事項	
中濃消防組合	0575-23-0119	<input type="checkbox"/> 発生地、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） <input type="checkbox"/> 消防、救急・救助隊出動（特殊装備・技術を有するもの含む） <input type="checkbox"/> ドクターヘリ要請及び広域救急搬送体制確保	
消防庁	03-5253-5111	<input type="checkbox"/> 上記に同じ（※火災・災害等即報要領該当の場合は第1報覚知後30分以内）	
中濃県事務所	0575-33-4011	<input type="checkbox"/> 危険物等の種類、数量、所在、火災の発生状況、人的被害、災害規模に関する概括的情報（把握できた範囲で） <input type="checkbox"/> 県機関、国等専門機関・専門家の派遣要請 <input type="checkbox"/> 緊急消防援助隊の出動要請 <input type="checkbox"/> 自衛隊の災害派遣要請	
県防災課	058-272-1111		
県消防課	058-272-1111		
中濃厚生病院	0575-22-2211	<input type="checkbox"/> 救急救護活動	
関中央病院	0575-22-0012	<input type="checkbox"/> 負傷者の救急搬送受入れ	
武儀医師会	0575-23-1707		
市内事業所 （危険物等取扱施設）	-	<input type="checkbox"/> 危険物等の種類、数量、所在、火災の発生状況、人的被害、災害規模に関する概括的情報（把握できた範囲で） <input type="checkbox"/> 危険物等の除毒・除染等災害拡大防止に関する協力要請	
関警察署	0575-24-0110	<input type="checkbox"/> 発生地・施設、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） <input type="checkbox"/> 署員等の出動による救助活動、交通整理、事故現場保存 <input type="checkbox"/> 緊急車両の通行確保のための交通規制	
隣接消防本部 近隣消防本部	岐阜市	058-262-8151	<input type="checkbox"/> 消防、救出・救助応援要請（特殊装備・技術を有するもの含む） <input type="checkbox"/> 広域救急搬送体制確保の要請
	各務原市	058-371-0119	
	郡上市	0575-67-0119	
	可茂	0574-26-0119	
	下呂市	0576-25-5119	

## 応急措置

項目	活動内容
現場対策	<input type="checkbox"/> 現地指揮所の設置 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定 <input type="checkbox"/> 危険物・毒ガス等漏洩危険時の利用者・関係住民に対する避難の指示、誘導等 <input type="checkbox"/> 消防本部・市本部・関係地域地域支部間通信手段確保 <input type="checkbox"/> 応急対策用車両等集結・待機スペースの確保 <input type="checkbox"/> 現地住民向け広報及び報道機関対応
消火活動	<input type="checkbox"/> 危険物等漏洩危険及び火災の状況に関する情報収集 <input type="checkbox"/> 特殊装備・技術を有する消防隊による消火活動 <input type="checkbox"/> 消火薬剤、消防水利の確保
負傷者救出救急 救護	<input type="checkbox"/> 現地救護所の設置 <input type="checkbox"/> 特殊装備・技術を有する救助隊による負傷者の救出 <input type="checkbox"/> 救出・救急救護用資機材の確保 <input type="checkbox"/> 中濃厚生病院、関中央病院の引き受け確認 <input type="checkbox"/> 第2次搬送先収容医療機関の確保
被害拡大防止活 動	<input type="checkbox"/> 危険物等の流出・拡散の防止 <input type="checkbox"/> 流出した危険物等の除去、除染 <input type="checkbox"/> その他環境保全対策
被災者救援等	<input type="checkbox"/> 避難所の確保、避難者受入れ <input type="checkbox"/> 遺体安置所の確保、遺体収容 <input type="checkbox"/> 死傷者等の身元確認

## 基本指針

- ・林野火災は、その全体像把握を最優先とし、市のみでは困難と認める場合は県に対し迅速にヘリコプターによる上空偵察を依頼する。
- ・消防活動は住宅等建物への延焼火災阻止（警戒を含む）及び飛び火消火を優先して行う。
- ・市街地部への延焼拡大の未然防止のため、必要と認める場合は県に対し迅速にヘリコプター等による空中消火活動を依頼する。

## 事故等発生報連絡先、通報内容、要請事項（中濃消防組合と密に連携し実施）

連絡先		通報内容、要請事項	
中濃消防組合	0575-23-0119	<input type="checkbox"/> 発生地域、人的被害、災害状況に関する概括的情報（把握できた範囲で） <input type="checkbox"/> 消防、救急・救助隊出動（特殊装備・技術を有するもの含む） <input type="checkbox"/> ドクターヘリ要請及び広域救急搬送体制確保	
消防庁	03-5253-5111	<input type="checkbox"/> 上記に同じ（※火災・災害等即報要領該当の場合は第1報覚知後30分以内）	
中濃県事務所	0575-33-4011	<input type="checkbox"/> 火災の発生状況 <input type="checkbox"/> ヘリコプターによる上空偵察（林野火災全体像把握のための）	
県防災課	058-272-1111	<input type="checkbox"/> ヘリコプター等による空中消火活動（延焼拡大の未然防止のための）	
県防災航空センター	058-385-3772	<input type="checkbox"/> 緊急消防援助隊の出動要請 <input type="checkbox"/> 自衛隊の災害派遣要請	
ダム等水利管理者	-	<input type="checkbox"/> 火災の発生状況 <input type="checkbox"/> ヘリコプター等による空中消火用水補給協力体制	
中濃森林組合	0575-35-3010	<input type="checkbox"/> 火災の発生状況	
中濃農林事務所	0575-33-4011	<input type="checkbox"/> 森林内の作業員の安全確保 <input type="checkbox"/> 消火活動への協力	
関警察署	0575-24-0110	<input type="checkbox"/> 火災の発生状況 <input type="checkbox"/> 緊急車両の通行確保のための交通規制	
隣接消防本部	岐阜市	058-262-8151	<input type="checkbox"/> 火災の発生状況 <input type="checkbox"/> 消防相互応援協力の要請
近隣消防本部	各務原市	058-371-0119	
	郡上市	0575-67-0119	
	可茂	0574-26-0119	
	下呂市	0576-25-5119	
	大野市(福井県)	0779-66-0119	

## 応急措置

項目	活動内容
現地対策	<input type="checkbox"/> 現地指揮所の設置 <input type="checkbox"/> 警戒区域の設定 <input type="checkbox"/> 消防本部・市本部・関係地域支部間通信手段確保 <input type="checkbox"/> 応急対策用車両等集結・待機スペースの確保 <input type="checkbox"/> 市街地部への延焼危険時の関係住民に対する避難の指示、誘導等 <input type="checkbox"/> 現地住民向け広報及び報道機関対応
消火・救出活動	<input type="checkbox"/> 林野火災の全体像の把握（火点の位置、市街地部延焼危険に関する情報収集） <input type="checkbox"/> 飛び火の警戒 <input type="checkbox"/> 消防水利の確保 <input type="checkbox"/> 地上消防隊による消火活動 <input type="checkbox"/> 消防防災ヘリ等による空中消火活動 <input type="checkbox"/> 孤立者等の救出（ヘリコプターによる）
避難・誘導	<input type="checkbox"/> ラジオ・テレビ局への延焼危険区域・森林内滞在者緊急避難呼びかけ放送依頼 <input type="checkbox"/> 広報車等による延焼危険区域住民の緊急避難呼びかけ <input type="checkbox"/> ヘリコプター等による空からの避難呼びかけ
負傷者救援	<input type="checkbox"/> 救急活動（医療救護班出動、現地救護所設置、救急搬送等） <input type="checkbox"/> 中濃厚生病院、関中央病院の引き受け確認 <input type="checkbox"/> 第2次搬送先収容医療機関の確保
被災者救援等	<input type="checkbox"/> 避難所の確保、避難者受入れ <input type="checkbox"/> 遺体安置所の確保、遺体収容 <input type="checkbox"/> 死傷者等の身元確認
災害広報等	<input type="checkbox"/> 市ホームページ専用サイトの開設 <input type="checkbox"/> 市各部、各支所、各事務所への広報活動用資料送信、配布

## 基本指針

- ・本部、地域支部・地区支部が設置された場合、速やかに各施設を有効かつ適切に活用し、本部及び地域支部・地区支部としての活動拠点を確保する。
- ・施設利用に関する連絡・調整は、各部門間、部内連携・調整のめやすに基づき行う。
- ・発災直後の緊急を要する初動対応時においては、消防対策部門の利用を優先する。

## 活動拠点配置計画

## 1. 本部及び地区支部における主な活動拠点設置予定施設

区分		施設の名称	
本部 拠点	本部長室、本部員・関係部長会議室	<input type="checkbox"/> 市本庁舎	
	各 部 門 ・ 各 部	本部事務局各部・室（部・室長席含む）	<input type="checkbox"/> 市本庁舎
		各部門各部（部長席含む）	<input type="checkbox"/> 市本庁舎
		常備消防部	<input type="checkbox"/> 中濃消防組合消防本部庁舎
		非常備消防部	<input type="checkbox"/> 市本庁舎
	総合相談窓口	<input type="checkbox"/> 市本庁舎	
	議会災害対策本部	<input type="checkbox"/> 市本庁舎	
	医療関係団体医療救護対策本部	<input type="checkbox"/> 関市保健センター又は市本庁舎	
	ボランティアセンター本部	<input type="checkbox"/> わかくさプラザ総合福祉会館	
そ の 他 拠 点	中継拠点病院（救急医療拠点）	<input type="checkbox"/> 中濃厚生病院 <input type="checkbox"/> 関中央病院	
	ごみ焼却施設	<input type="checkbox"/> 中濃地域広域行政事務組合（クリーンプラザ中濃）	
	し尿処理施設	<input type="checkbox"/> 岐北衛生施設利用組合（岐北衛生センター）	
	下水・し尿処理施設	<input type="checkbox"/> 関市浄化センター	
		<input type="checkbox"/> 武芸川浄化センター	
	遺体火葬場	<input type="checkbox"/> 総合斎苑わかくさ <input type="checkbox"/> 岐北衛生施設利用組合（岐北斎苑）	
遺骨一時保管所	<input type="checkbox"/> 総合斎苑わかくさ <input type="checkbox"/> 各事務所庁舎		

## 2. 地域支部における主な活動拠点設置予定施設

区分		施設の名称
洞 戸 地 域	地域支部（拠点）	<input type="checkbox"/> 洞戸事務所庁舎
	ボランティアセンター地域支部	<input type="checkbox"/> 洞戸ふれあいセンター
	地区救援物資供給・運搬給水拠点 ※避難所設置の場合	<input type="checkbox"/> 洞戸小学校
		<input type="checkbox"/> 板取川中学校
	拠点救護所（医療救護拠点）	<input type="checkbox"/> 国民健康保険洞戸診療所
	遺体安置所	<input type="checkbox"/> 洞戸体育館
板 取 地 域	地域支部（拠点）	<input type="checkbox"/> 板取事務所庁舎
	ボランティアセンター地域支部	<input type="checkbox"/> 板取ふれあいセンター
	地区救援物資供給・運搬給水拠点 ※避難所設置の場合	<input type="checkbox"/> 板取小学校
		<input type="checkbox"/> 板取体育館
	拠点救護所（医療救護拠点）	<input type="checkbox"/> 国民健康保険板取診療所
	遺体安置所	<input type="checkbox"/> 板取門出体育館

区分		施設の名称
武芸川地域	地域支部（拠点）	<input type="checkbox"/> 武芸川事務所庁舎
	ボランティアセンター地域支部	<input type="checkbox"/> 武芸川生涯学習センター
	地区救援物資供給・運搬給水拠点 ※避難所設置の場合	<input type="checkbox"/> 博愛小学校 <input type="checkbox"/> 武芸小学校 <input type="checkbox"/> 武芸川中学校
	拠点救護所（医療救護拠点）	<input type="checkbox"/> 武芸川保健センター
	遺体安置所	<input type="checkbox"/> 武芸川体育館
武儀地域	地域支部（拠点）	<input type="checkbox"/> 武儀事務所庁舎
	ボランティアセンター地域支部	<input type="checkbox"/> 武儀生涯学習センター
	地区救援物資供給・運搬給水拠点 ※避難所設置の場合	<input type="checkbox"/> 津保川中学校 <input type="checkbox"/> 武儀小学校
	拠点救護所（医療救護拠点）	<input type="checkbox"/> 国民健康保険津保川診療所
	遺体安置所	<input type="checkbox"/> 武儀生涯学習センター体育館
上之保地域	地域支部（拠点）	<input type="checkbox"/> 上之保事務所庁舎
	ボランティアセンター地域支部	<input type="checkbox"/> 上之保生涯学習センター
	地区救援物資供給・運搬給水拠点 ※避難所設置の場合	<input type="checkbox"/> 上之保小学校 <input type="checkbox"/> 上之保生涯学習センター
	拠点救護所（医療救護拠点）	<input type="checkbox"/> 上之保生涯学習センター
	遺体安置所	<input type="checkbox"/> 旧上之保中学校（校舎）

### 3. 地区支部における主な活動拠点設置予定施設

区分	施設の名称
地区支部	<input type="checkbox"/> 小・中学校（17箇所） <input type="checkbox"/> あらかじめ指定するふれあいセンター等（10箇所） <input type="checkbox"/> 公民センター（2箇所） <input type="checkbox"/> 集会場（1箇所）
ボランティアセンター地区支部	<input type="checkbox"/> そのつど本部が決める地区支部設置施設
地区救援物資供給拠点	<input type="checkbox"/> 関地域内全小・中学校（17箇所）
拠点救護所（医療救護拠点）	<input type="checkbox"/> 関市保健センター <input type="checkbox"/> 関地域内全中学校（6箇所） <input type="checkbox"/> 南ヶ丘小学校
遺体安置所	<input type="checkbox"/> 総合体育館

### 4. 広域的応援受け入れのための主な活動拠点

区分	担当部	施設の名称
自衛隊派遣部隊	本部連絡室	<input type="checkbox"/> 中池公園（ファミリーパーク、東グラウンド） ※必要に応じて百年公園一帯
緊急消防援助隊	常備消防部	<input type="checkbox"/> 中池公園（グリーン・フィールド） ※必要に応じて公設地方卸売市場
広域緊急援助隊（警察）	本部連絡室	<input type="checkbox"/> 中池公園（市民球場）
国・県・他自治体派遣職員宿泊施設	本部連絡室	<input type="checkbox"/> 中池公園（中池自然の家） <input type="checkbox"/> 市内ホテル・旅館等
ボランティア（受付窓口）	健康福祉部	<input type="checkbox"/> わかくさプラザ総合福祉会館
救援物資集配拠点	市北部方面	<input type="checkbox"/> 県立関有知高校体育館
	市中央部方面	<input type="checkbox"/> 県立関高校体育館
	市南部方面	<input type="checkbox"/> 市立関商工高校体育館 <input type="checkbox"/> 青協建設（株）

災害警戒本部、災害対策本部を関市役所に設置できない場合は、以下の施設に設置する。

(1) 地震、火災等の場合 ※1

区分	施設の名称
第1位	わかくさ・プラザ（総合体育館）
第2位	武芸川事務所
第3位	武儀事務所
第4位以下	他の地域事務所 ※被災状況を確認し判断

(2) 感染症の場合 ※2

区分	施設の名称
第1位	わかくさ・プラザ（総合体育館）
第2位	武芸川事務所
第3位	武儀事務所
第4位以下	他の地域事務所 ※感染状況を見て判断

- ※1 本震・余震等による崩落のほか、水害、火災、液状化、天井の崩落、設備の甚大な被害等により、庁舎内で業務の遂行が出来なくなった例があるため、発災後の使用にあたっては最優先で各施設の使用の可否を確認する。
- ※2 窓口職場でクラスターが発生し、窓口や職場を消毒する等のために閉鎖する場合や、内部管理業務等の直接市民サービスに影響しない事務の執務室を閉鎖する場合は、この限りでない。

## S1-02-03 本部員会議・関係部長会議の構成

(R5. 3. 31)

名称	構成
本部員会議	<input type="checkbox"/> 本部長 <input type="checkbox"/> 副本部長（副市長、教育長） <input type="checkbox"/> 消防対策部門長（消防長） <input type="checkbox"/> 本部員（市長事務部局の部長、基盤整備部参事、議会事務局長、教育委員会事務局長、消防署長） <input type="checkbox"/> 本部長がそのつど必要と認めたもの
関係部長会議	<input type="checkbox"/> 本部長 <input type="checkbox"/> 関係副本部長・消防対策部門長 <input type="checkbox"/> 関係本部員 <input type="checkbox"/> 関係部副部長 <input type="checkbox"/> 関係地域支部長 <input type="checkbox"/> 関係地区支部長 <input type="checkbox"/> 本部長がそのつど必要と認めたもの

## 1 基本方針

- 1 災害（警戒）対策本部（以下「本部」という。）の設置又は廃止を決定した場合は、速やかに市ホームページ掲載、県被害集約システム入力（県・報道機関へ自動配信される。）、その他により公表する。但し災害警戒本部第1配備（初動体制）については、状況に応じて公表するものとする。
- 2 本部廃止の決定については、本部長が決定する。
- 3 本部は、防災会議構成機関等関係機関・団体に連絡し、相互の連携・情報共有に努める。但し災害警戒本部第1配備（初動体制）については、状況に応じて対応する。
- 4 本部長は、災害時、最優先事項の迅速な指揮判断・命令を行うために、本部長室を設けることができる。
- 5 本部長は、本部として行うべき業務に係る重要方針の決定並びに市の全職員への周知・徹底を迅速かつ適切に行うため、本部員会議、全体会議を状況に応じて開催する。
- 6 本部長は、副本部長、本部員、その他職員の参集状況又は被害状況等により必要があると認めたときは、部門・部・班の統合・追加又は分掌の差し替え、追加その他の変更を行う。
- 7 本部長は、本部設置期間が10日間以上となる見込みの場合は、職員の体力・気力・知力の回復に留意しつつ、長期化にも持続し得る職員の配備体制をとる。業務量に対して、作業要員が不足する場合は、他の部からの応援、国・県・他自治体からの応援職員の派遣、職員の新規又は臨時採用、民間派遣会社の社員派遣、ボランティア等により補充する。
- 8 各会議に関する庶務をはじめとする本部長の事務業務は、本部連絡員室が行う。

## 2 本部長の事務業務運営上留意すべき事項

- 1 本部長指示をはじめ伝達事項は、全て文書によること。但し、軽微な事項又は、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 2 その場合、日時、発令責任者（部・班）、対象責任者（部・班）を必ず明記すること。
- 3 未確認情報の取扱いは、その旨を必ず明記するとともに、断片的に伝えられ、無用の混乱を起こす要因とならないよう細心の注意を払うこと。
- 4 本部長会議、本部員会議、関係部長会議を状況に応じて開催した場合、必ず議事録を作成すること。
- 5 本部業務及び会議内容については、全職員がその進捗状況を含め全体像を常に把握し、市民に対して説明するために資料にまとめ周知するよう努める。

## 3 各部門間、局・部門内などの連携・調整のめやす

- 1 部門間の連携・調整は本部長、局・部門内の連携・調整は、統括の副本部長、室・部内の連携調整は、室長・部長が行う。
- 2 大規模災害時などでは、発災後72時間以内については、要員・資機材の投入は、消火・救出・救急救護など消防対策部門の要請を最優先とする。
- 3 要配慮者救援対策は、一般被災者救援対策に優先して実施する。
- 4 避難所開設期間中における空地の利用については、上記3点による場合を除き、仮設住宅建設用地を第1順位、復旧対策用地を第2順位とする。
- 5 本部長がそのつど指定する重点対策項目がある場合は、これを優先する。

#### 4 長期化に備えた職員体制に関する原則

- 1 通常業務については、別途で定める災害時業務継続計画に基づき対応する。
- 2 本部設置4日目以降2週間を限度として、最大24時間50%配備体制を、また2週間を超える期間以降1か月を限度として、最大24時間25%配備体制をしくことができる。
- 3 1か月を超える期間以降、又は被害状況や業務量（想定を含む）により配備体制区分の切り替えにより対処可能と認める場合は、これによる。

## 1 本部長室

目 的	災害時、最優先事項の迅速な指揮判断・命令を行う。
構 成	
本部長（市長）	
副本部長（副市長、教育長、消防長※）	
本部連絡員室長（市長公室長）	
常備消防部長（関消防署長）	
非常備消防部長（消防団長）	
本部長が必要と認めた本部員	
その他職員等（本部長が必要と認めた職員、関係機関・団体などの職員等）	

（※）消防長は、中濃消防組合消防本部において、指揮にあたる場合もある。

## 2 本部員会議

目 的	各部門が災害・復旧対応業務の情報共有と業務遂行項目の調整のため
構 成	
本部長（市長）	
副本部長（副市長、教育長、消防長※）	
本部員（部長、基盤整備部参事、議会事務局長、教育委員会事務局長、消防署長）	
その他職員等（本部長が必要と認めた職員、関係機関・団体などの職員等）	

（※）消防長は、中濃消防組合消防本部において、指揮にあたる場合もある。

## 3 全体会議

目 的	市全体における災害復旧・被災者支援・復興までの間、情報共有と活動の統一を図るため
構 成	
本部長（市長）	
副本部長（副市長、教育長、消防長）	
本部員（部長、基盤整備部参事、議会事務局長、教育委員会事務局長、消防署長）	
副本部員（上記の補佐）	
地域支部長	
地区支部長（開設している支部のみ）	
その他職員等（本部長が必要と認めた職員、関係機関・団体などの職員等）	

## ※災害（警戒）対策本部第2配備以上にて該当

職位	留意事項
本部長 (市長)	<p>市における防災機関職員の活動を統括する責任者である。</p> <p>本部の設置・解除の決定、避難指示の発令、警戒区域の設定、自衛隊の災害派遣要請など市長にのみ許された権限を適切に行使し、また大きな決断を要する決定を許可する責務を負っている。そのため本部長の第1の役割は可能な限り本部長席に在席することであり常に所在を明らかにしておくこと。そして第2には適切な判断を迅速に行うにふさわしい体調を常に維持することである。</p>
副本部長 (副市長) (教育長) (消防長)	<p>本部長の補佐役であり、担当部門を統括する責任者である。</p> <p>第1に、本部長が適切に判断するために必要なアドバイスを行えるよう各副本部長は定められた担当部門（分野）につき、各部から本部長特命の情報を収集・分析し、本部長の意向を伝え各職員を督励する。また、部間の職員や資材の過不足調整を行うなど、身軽に行動することが求められる。第2に、本部長が適宜休養・睡眠をとれるよう本部長の交代要員となることであり、またその他本部長不在の場合に備える。</p>
本部員 (室・部・局長他)	<p>分担する分野につき所管部職員の活動を統括する責任者であり、構成員は、市長事務局の室長・部長、基盤整備部参事、議会事務局長、教育委員会事務局長、消防署長があたる。</p> <p>配備の種別の決定、部体制の拡大・縮小の決定（最終決定は本部長）、部内各班における人員の配置・補充、他部・他機関への応援の要請など本部員にのみ許された権限を適切に行使し、また大きな決断を要する決定を許可する責務を負う。そのため本部員は、第1に、可能な限り「部長席」に在席し、常に所在を明らかにしておく。第2に、部の職員の健康管理に留意する。災害発生後における対策実施は持続的に取り組むべきものであり、休養・睡眠をとることも任務のひとつとして、適宜指示する必要がある。</p> <p>なお、一般に緊迫した状況下で50%体制、やや落ち着いた状況下で25%体制をめやすとする。</p>
副本部員 (統括課長)	<p>部長の補佐役である。各部の統括課長があたり、部長が不在の場合は、部長代理となる。</p>
班長 (課長)	<p>班における職員の活動を統括する責任者である。班における人員の配置・補充、他班・他部・他機関への応援の要請など班長にのみ許された権限を適切に行使し、また大きな決断を要する決定を下す責務を負っている。</p> <p>以下「本部員」に準ずる。</p>
班の職員	<p>適切な本部活動を行うために必要な情報・材料を集める手足であり、本部長・副本部長・本部員が協議し決定した方針の実行役である。災害時に各人が本部又はは地域支部・地区支部の各部・班において分担しながら果たすべき役割は災害対策本部の事務分掌に示されるとおりだが、対策事務の緊急度や各所属職員の参集状況により、同じ部又はは地域支部・地区支部の他班の事務、同じ部門内の事務又は他部門の事務についても指示により臨機応変に動くものとする。</p>

区分	設置予定場所
安桜地区支部	安桜ふれあいセンター、安桜小学校
旭ヶ丘地区支部	旭ヶ丘ふれあいセンター、旭ヶ丘小学校、旭ヶ丘中学校
桜ヶ丘地区支部	桜ヶ丘ふれあいセンター、桜ヶ丘小学校、関高等学校
小瀬地区支部	鮎之瀬ふれあいセンター、瀬尻小学校
池尻地区支部	池尻東集会所
倉知北地区支部	倉知小学校、緑ヶ丘中学校
倉知南地区支部	南ヶ丘小学校
富岡地区支部	富岡ふれあいセンター、富岡小学校
千疋地区支部	西部ふれあいセンター別館
田原地区支部	田原ふれあいセンター、田原小学校、桜ヶ丘中学校
下有知地区支部	下有知ふれあいセンター、下有知小学校、下有知中学校
富野地区支部	富野ふれあいセンター、富野小学校、富野中学校
小金田地区支部	西部ふれあいセンター、金竜小学校、小金田中学校
保戸島地区支部	保戸島公民センター
広見地区支部	広見公民センター
洞戸地域支部	洞戸事務所（拠点）、洞戸ふれあいセンター、洞戸小学校、板取川中学校
板取地域支部	板取事務所（拠点）、板取ふれあいセンター、板取小学校
武芸川地域支部	武芸川事務所（拠点）、武芸川生涯学習センター、博愛小学校、武芸小学校、武芸川中学校
武儀地域支部	武儀事務所（拠点）、武儀生涯学習センター、武儀小学校、津保川中学校
上之保地域支部	上之保事務所（拠点）、上之保生涯学習センター、上之保小学校

## 地区支部・地域支部の役割

- ・各地区内で発生する被害情報の収集及び本部への報告
- ・各地域内で発生する被害情報の収集及び各事務所（拠点）への報告
- ・地区・地域内を巡回し、異常がないか状況を確認
- ・各地区・地域の自主防災会等からの問い合わせ対応
- ・避難所開設・運営を実施。ただし、池尻東集会所、西部ふれあいセンター別館、保戸島公民センター、広見公民センターは、必要に応じて避難者の受入れを行う。
- ・指定避難所以外の避難者情報を本部・各事務所（拠点）へ報告

## 基本方針

- ・総合相談窓口は、本庁舎及び各地域支部設置庁舎に1ヶ所ずつ設置し、電話による市民からの要望・問合せへの対応窓口、来庁者の受付役となるようにする。
- ・ワンストップサービスにより、各部班間のたらい回し等のトラブルを未然に防止する。
- ・電話による通報を受け付け、各地区の未把握の被害状況、防災情報を収集する。
- ・各部の活動に関する被災者ニーズを把握するための基礎情報として、要望・問合せを記録・集計する。
- ・県・国・その他関係機関の窓口を併設できるように、可能な限り協力を要請する。
- ・災害情報専用サイト、掲示板を開設する等、来庁困難な市民へのサービス向上にも努める。

## 総合相談窓口の構成と担当分野

区分	窓口担当員となる部・課	担当分野事項
本部事務サービス窓口	市長公室各課 財務部各課 会計課 議会事務局 のうちより必要数 ----- 事務所職員 本部事務局派遣職員	<input type="checkbox"/> 非常時組織に関する相談 <input type="checkbox"/> 防災関係機関との連携に関する相談 <input type="checkbox"/> 電力、電話、情報通信、LPガス、鉄道施設に関する相談 <input type="checkbox"/> り災証明書の発行に関する相談 <input type="checkbox"/> 税の減免等に関する相談 <input type="checkbox"/> 担当窓口の明らかでない相談 <input type="checkbox"/> 「災害情報専用」サイト、「掲示板」に関すること
避難・救援サービス窓口	健康福祉部各課 市民環境部各課 教育委員会事務局及び協働推進部各課 のうちより必要数 ----- 事務所職員 避難救援対策部門派遣職員	<input type="checkbox"/> 医療、救護対策に関する相談 <input type="checkbox"/> 要配慮者救援対策に関する相談 <input type="checkbox"/> 被災者救援対策に関する相談 <input type="checkbox"/> 学校施設等対策に関する相談 <input type="checkbox"/> 避難所運営に関する相談 <input type="checkbox"/> 災害ごみの処理等環境・衛生対策に関する相談
土木サービス窓口	産業経済部各課 基盤整備部各課 のうちより必要数 ----- 事務所職員 土木対策部門派遣職員	<input type="checkbox"/> 浸水、土砂災害、雪崩等の防止に関する相談 <input type="checkbox"/> 道路交通対策に関する相談 <input type="checkbox"/> 住宅対策に関する相談 <input type="checkbox"/> 上下水道施設対策に関する相談 <input type="checkbox"/> 農林業等対策に関する相談 <input type="checkbox"/> 商工・観光施設等対策に関する相談

### 現地災害対策本部の設置基準

本部長は、以下に示す事例をめやすとして、その必要があるときは、地域支部・地区支部（各庁舎）設置予定施設その他災害現地の適当な場所に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

- ・津保川・長良川等の橋梁損壊、通行止め等により本部との連絡が困難となり、地域における応急対策活動を迅速かつ適切に指揮するために必要と認めるとき。
- ・がけ崩れ、土石流その他土砂災害、雪崩の発生するおそれがあり、迅速かつ適切な避難指示の決定・通報並びにその他の救援救助措置を行うために必要と認めるとき。
- ・被害が局地的である等のため、その地域における救援・救助・復旧対策を総合的かつ臨機応変に指揮するために必要と認めるとき。

### 現地本部の要員

現地本部長は、副本部長、本部員（部長）又は、地域支部長の内から本部長がそのつど指名する。また、その他現地本部の要員は、地域支部・地区支部及び各部から派遣される複数の職員をもってあてる。

なお、現地本部長は、所属勤務場所への通勤が困難等の事情により現地本部設置施設に参集した職員をもって、現地本部要員として職務を遂行させることができる。その場合、現地本部長は、該当職員の所属部長に対して、事後速やかに通報し、了解を得る。

### 現地本部長への権限の委譲

本部長は、現地本部長以下の要員を指名するときは、以下に示す権限について、あらかじめ本部長権限の委譲を行う。

現地災害対策本部の組織及び事務分担は、以下をめやすとする。

- ・現地本部所管地域における避難指示の発令
- ・現地本部所管地域における警戒区域の設定
- ・現地本部所管地域における人的かつ物的応急公用負担
- ・現地本部所管地域における県・国等関係機関への協力要請

## 現地本部の組織及び事務分担

現地本部には、必要に応じて、医療関係団体医療救護対策本部現地支部、ボランティアセンター現地支部等を併設し、各管内地域における救援・救護活動をより迅速かつ円滑に行うための拠点とする。

区分	構成員となる職員	事務分担
現地本部長	副本部長、本部員（部長）、又は地域支部長	<input type="checkbox"/> 現地本部配備職員の指揮監督
現地副本部長	本部員（部長）、本部職員、又は地域支部長が指名する職員 (1～2名)	<input type="checkbox"/> 現地本部長の補佐 <input type="checkbox"/> 現地本部長が不在又は事故あるときの代理となること
現地本部班	当該施設配置又は所属職員（地域支部・地区支部職員）本部事務局派遣職員 (3～5名)	<input type="checkbox"/> 所管する地域の災害対策の総合調整に関すること <input type="checkbox"/> 避難指示等現地本部長指令に関すること <input type="checkbox"/> 本部連絡室及び各部との連絡に関すること <input type="checkbox"/> 関係機関、自主防災組織、事業所、ボランティアセンター、その他団体との連絡調整に関すること <input type="checkbox"/> 資機材の調達、食事の用意その他現地本部の庶務に関すること
現地情報班	当該施設配置又は所属職員（地域支部・地区支部職員）本部事務局派遣職員 (10～20名)	<input type="checkbox"/> 被害状況、応急対策実施状況、その他の情報の収集及びとりまとめに関すること <input type="checkbox"/> 警戒情報、高齢者等避難、避難指示の住民への伝達に関すること <input type="checkbox"/> その他災害時の広報に関すること <input type="checkbox"/> 行方不明者名簿の作成に関すること <input type="checkbox"/> 災害に関する相談業務に関すること <input type="checkbox"/> その他本部事務局の分掌事務
現地救援対策班	当該施設配置又は所属職員（地域支部・地区支部職員）避難救援対策部門派遣職員 (20～40名)	<input type="checkbox"/> 避難者の誘導及び収容に関すること <input type="checkbox"/> 食糧、生活必需品供給等生活救援活動に関すること <input type="checkbox"/> 医療救護活動に関すること <input type="checkbox"/> 応急給水活動に関すること <input type="checkbox"/> 行方不明者の捜索、遺体の処理の協力に関すること <input type="checkbox"/> その他避難救援対策部門の分掌事務
現地土木対策班	当該施設配置又は所属職員（地域支部・地区支部職員）土木対策部門派遣職員 (20～40名)	<input type="checkbox"/> 道路の確保その他土木救援活動に関すること <input type="checkbox"/> 災害危険箇所に関するパトロールその他の危険回避のための監視に関すること <input type="checkbox"/> 行方不明者の捜索、遺体の処理の協力に関すること <input type="checkbox"/> その他土木対策部門の分掌事務
現地消防対策班	消防対策部門（消防本部・消防署・分署・出張所職員） (2～3名) 所管分団員 (所属数)	<input type="checkbox"/> 災害、火災の警戒及び防御に関すること <input type="checkbox"/> 救急及び被災者の救助に関すること <input type="checkbox"/> 避難者の誘導に関すること <input type="checkbox"/> 行方不明者及び遺体の捜索に関すること <input type="checkbox"/> その他消防・救助活動に関すること <input type="checkbox"/> その他消防対策部門の分掌事務

※ ( ) 内の人数は、一応のめやす

昭和37年9月29日  
関市条例第15号

改正 平成24年10月10日 条例第31号抄

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、関市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、関係の部員及び職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

( 部 )

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

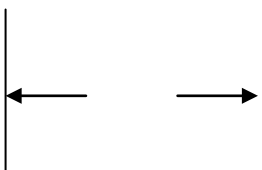
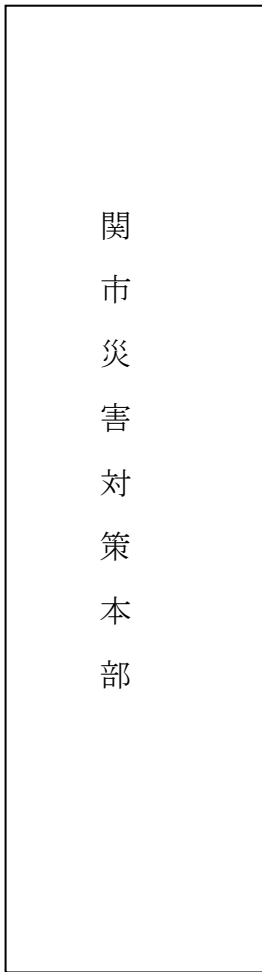
附則

この条例は、公布の日から施行する。

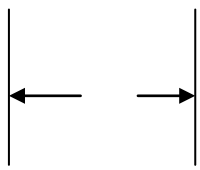
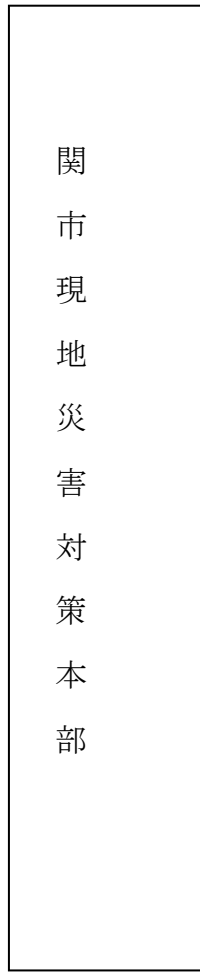
附則（平成8年6月26日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

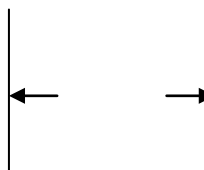
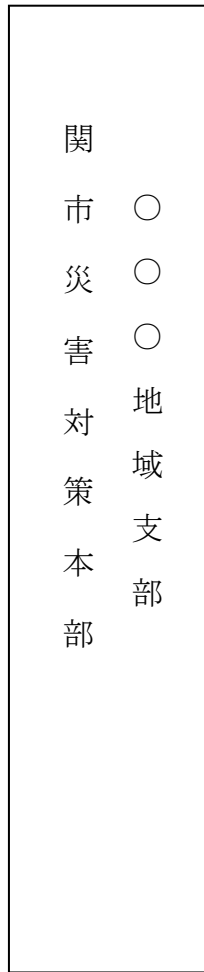
(災害対策本部)



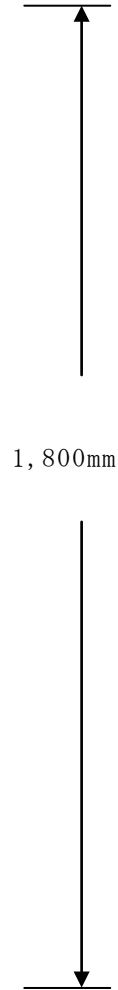
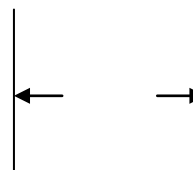
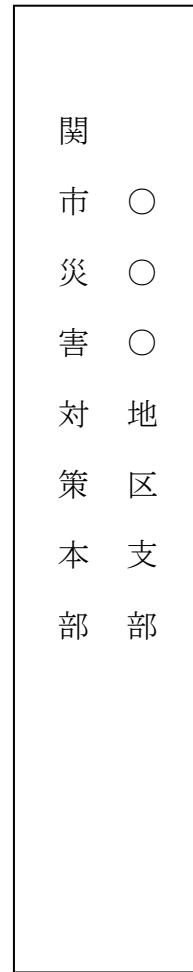
(現地災害対策本部)



(地域支部)



(地区支部)



時間区分	服務内容
勤務時間内	<input type="checkbox"/> 配備についていない場合も、常に災害に関する情報、本部関係の指示内容に注意する。 <input type="checkbox"/> 勤務場所を離れる場合は、所属の長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。 <input type="checkbox"/> 待機該当職員は、原則として、すべての行事、会議への出席、出張等中止する。 <input type="checkbox"/> 住民等に不安や誤解を与えないよう自らの言動には細心の注意を行う。
勤務時間外 (自主参集)	<input type="checkbox"/> 災害が発生し「配備事由」に定める事項に該当することを知ったとき、又は推定されるときは、自己及び家族の安全を確保した後、自主的に所属の勤務地又はあらかじめ指定された場所に参集する。当該配備より1段階高次の配備指名職員は待機体制にあるものとして行動する。 <input type="checkbox"/> 災害の状況により勤務地への参集が不可能な場合は、住所地の地域支部設置事務所又は地区支部設置予定施設に参集し、各地域支部又は地区支部の責任者の指示に基づき災害対策に従事する。病気その他止むを得ない事情によりいずれの施設にも参集不可能な場合は、なんらかの手段によりその旨を所属の長又は最寄市施設責任者へ連絡する。 <input type="checkbox"/> 災害のため、緊急に参集する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、作業等に適する服(上着・ズボン)、厚底靴、作業用手袋、ヘルメット等以下に示す携帯品を所持する。 <input type="checkbox"/> 参集途上においては、可能な限り被害状況、災害の全体像把握のための被害の有無・程度に関する情報、防災対策上重要な機関・施設等の被害の有無・程度に関する情報、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

## 携帯品

時間区分	服務内容
防災ハンドブック	
リュック	両手を空けておけるよう携帯品を入れる
筆記用具	2～4色ボールペン、油性マジック
懐中電灯	防水仕様
携帯電話	テレビ放送も聴けるのが望ましい。
ラジオ	
電池	懐中電灯用、ラジオ用 各1セット
水	水筒、ペットボトル 各1リットル程度
食糧	3食分(カロリー補給食品、チョコレート等でも良い)
証明書類	身分証明書、運転免許証
現金	札、小銭(10円玉)
タオル	
下着類	肌着、パンツ、くつ下
雨具	カッパ
笛	
薬品	簡易バンソウコウ等簡単な救急用薬品

項目	留意事項
部門間・部間・各部内の連携・調整	<p><input type="checkbox"/> 発災直後72時間については、要員・資機材の投入は、消火・救出・救急救護現場を優先する。</p> <p><input type="checkbox"/> その他延焼火災阻止、生き埋め者救出、重傷者搬送、危険回避のために行う消防対策部門の要請は最優先とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 高齢者、障がい者等要配慮者救援対策は、一般被災者救援対策に優先して実施する。</p> <p><input type="checkbox"/> 避難所開設期間中における空地の利用については、上記3点による場合を除き市街地内外の如何に係らず仮設住宅建設用地を第1順位、復旧対策用地を第2順位とする。</p> <p><input type="checkbox"/> その他本部長がそのつど指定する重点対策項目がある場合は、これを優先する。</p>
長期化する場合の職員体制	<p><input type="checkbox"/> 災害時においても継続を確保すべき必要最小限の市民サービス業務を除く平常業務は、本部設置1週間以内に関しては中止し、8日目を以降に関しては被害状況・配備状況等によりそのつど決める。</p> <p><input type="checkbox"/> 本部設置4日目を以降2週間を限度として、最大24時間50%配備体制を、また2週間を超える期間以降1か月を限度として、最大24時間25%配備体制をしくことができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 1か月を超える期間以降、又は被害状況や業務量（想定を含む）により配備体制区分の切り替えにより対処可能と認める場合は、これによる。</p>

## 情報の報告・連絡基準

区分	報告 (配備職員→本部長)	連絡 (本部長→配備職員)
即時	<input type="checkbox"/> 被害の有無、要警戒の有無に関する復命（第1報） <input type="checkbox"/> 緊急避難、救助、通行規制等の緊急措置を要する情報 <input type="checkbox"/> 特命指示事項に関する復命 <input type="checkbox"/> その他緊急を要する情報	<input type="checkbox"/> 災害警戒本部体制、配備・規模に関する情報（第1報） <input type="checkbox"/> 「全体状況」に関する第1報 <input type="checkbox"/> 緊急避難、救助、通行規制等の緊急措置を要する情報 <input type="checkbox"/> その他緊急を要する情報
重要	<input type="checkbox"/> 市街地火災発生情報（災害時） <input type="checkbox"/> 堤防の増水による損壊に関する情報 <input type="checkbox"/> 大規模な土砂崩れ、雪崩発生のおそれのある事象に関する情報 <input type="checkbox"/> 危険物取扱施設の浸水等による二次災害発生のおそれのある事象に関する情報 <input type="checkbox"/> 防災対策基幹施設の甚大な機能支障に関する情報 <input type="checkbox"/> その他重要と判断した情報	<input type="checkbox"/> 市街地火災発生情報（災害時） <input type="checkbox"/> 災害警戒本部体制、配備・規模の変更に関する情報（第2報以降） <input type="checkbox"/> 「全体状況」に関する第2報以降（上記情報と同時に） <input type="checkbox"/> 堤防の増水による損壊に関する情報 <input type="checkbox"/> 大規模な土砂崩れ、雪崩発生のおそれのある事象に関する情報 <input type="checkbox"/> 危険物取扱施設の浸水等による二次災害発生のおそれのある事象に関する情報 <input type="checkbox"/> 防災対策基幹施設の甚大な機能支障に関する情報 <input type="checkbox"/> その他重要と判断した情報
定時	<input type="checkbox"/> 1時間ごとの「警戒情報」 <input type="checkbox"/> 1時間ごとの「発生情報」 <input type="checkbox"/> 1時間ごとの「対策情報」 <input type="checkbox"/> 1時間ごとの「救援情報」	<input type="checkbox"/> 1時間ごとの災害警戒本部体制、配備・規模に関する情報 <input type="checkbox"/> 1時間ごとの「警戒情報」に関する総括 <input type="checkbox"/> 1時間ごとの「対策情報」に関する総括
形式	<input type="checkbox"/> 発信者（部・地域支部、地区支部・班） <input type="checkbox"/> 情報項目種別 <input type="checkbox"/> 発生・現在日時 <input type="checkbox"/> 内容 <input type="checkbox"/> 情報源（確認・未確認の別）	<input type="checkbox"/> 関市災害警戒本部・発信者氏名（部） <input type="checkbox"/> 情報項目種別 <input type="checkbox"/> 発生・現在日時 <input type="checkbox"/> 内容 <input type="checkbox"/> 情報源（確認・未確認の別） <input type="checkbox"/> 取扱い上の留意事項

## 情報とりまとめ上のめやす

- 確認された情報により把握されている災害の全体像の把握
  - 全ての情報を大きな市域地図上に整理する等、被害の全体像の視覚化を図る。
  - 部門・部・地域支部、地区支部・班全職員レベルに至るまでの情報の共有化を図る。
- 未確認情報の一覧の評価
  - 至急確認すべきもの
  - 至急訂正情報の伝達を行うべきもの（例えば、「悪質なデマ・ウワサ」に類する情報）
  - 応急対策要員の派遣を行うべきもの（例えば、確認の手順をふむ「時間」のない場合の「緊急災害発生通報」）
- 情報の空白地区の把握（大規模な災害時には、「情報の空白」は被害の甚大なことを意味する場合がある。）
- 被害軽微又は無被害である地区の把握（大規模な災害時には、「被害軽微、無被害地区」に関する情報は安心情報として重要である。）
- 応急対策実施上利用可能な施設・人員・資機材の把握

## 指定電話・連絡責任者及び各部・各地域支部、各地区支部災害情報調査連絡員の指定、確保

項目	手順のあらまし
各連絡責任者の指定	<input type="checkbox"/> 各部・各地域支部、各地区支部連絡責任者（正・副各1名ずつ）を指定し窓口の統一を図る。 <input type="checkbox"/> 連絡責任者は、各部・各地域支部、各地区支部、防災関係機関相互の通信連絡を統括する。
専用電話・専任担当者配置	<input type="checkbox"/> 指定電話の平常業務使用を制限し発信専用電話として確保する。 <input type="checkbox"/> 受信専用電話を確保し専任の電話担当者を配置する。
本部指令班要員及び本部連絡員の確保	<input type="checkbox"/> 各部に対し本部指令班要員を本部連絡室に配置するよう指示する。 <input type="checkbox"/> 防災関係機関に対し本部連絡員を市本部に派遣するよう要請する。 <input type="checkbox"/> 連絡責任者の統括のもと各所属及び各部、防災関係機関との情報収集要員・連絡要員として配置する。
災害情報調査連絡員の確保	<input type="checkbox"/> 各部及び各地域支部は、特命調査事項収集のための要員として災害情報調査連絡員を複数指名する。
その他留意事項	<input type="checkbox"/> 本部指令班要員、災害情報調査連絡員及び本部連絡員は携帯無線機、携帯電話等を可能な限り携行する。

## 無線通信の統制

本部連絡室長が必要と認めるときは、市移動系防災行政無線運用管理規程等に基づき、おおむね次のとおり通信の統制を行う。

区分	あらまし
重要通信の優先	<input type="checkbox"/> 救助の要請・指示、避難に関する指示等重要性の高い通信を優先する。
統制者の許可	<input type="checkbox"/> 通信に際して、あらかじめ統制者の許可を得る。
子局間通信の禁止	<input type="checkbox"/> 子局間通信の必要があるとき、統制者の許可を得る。
簡潔通話の実施	<input type="checkbox"/> 通信連絡は簡潔に行う。

## 有線通信及び移動系防災行政無線、県防災行政無線が使えない場合の措置

区分	代替通信・連絡手段
県・近隣市・防災関係機関との相互連絡	<input type="checkbox"/> 消防無線 <input type="checkbox"/> 警察無線その他機関による非常通信無線 <input type="checkbox"/> 本部連絡員携帯無線機 <input type="checkbox"/> 衛星電話 <input type="checkbox"/> 伝令の派遣
市各部・各地域支部、各地区支部等間相互連絡	<input type="checkbox"/> 伝令派遣（自転車・オートバイ利用又は徒歩による。） <input type="checkbox"/> MCA無線（マルチチャンネルアクセス方式による事業者無線） <input type="checkbox"/> タクシー無線 <input type="checkbox"/> アマチュア無線

区分	情報項目	担当部	
災害 情報	警戒情報 <input type="checkbox"/> 気象庁、県、NTT西日本による気象及び地震に関する情報 <input type="checkbox"/> 県土砂災害監視システムによる土砂災害警戒のための雨量に関する情報 <input type="checkbox"/> 県土木事務所による長良川、津保川、武儀川、板取川に関する情報（水防警報、特別警戒水位到達情報含む） <input type="checkbox"/> 上流市町への照会による上流地域降雨状況に関する情報 <input type="checkbox"/> テレメータによるモニタリングポスト雨量、水位情報、危機管理型水位計、河川監視カメラ	本部連絡室	
	<input type="checkbox"/> 地域支部、地区支部による管内浸水・冠水状況、降雨状況、河川状況、積雪状況等に関する情報 <input type="checkbox"/> 市民通報、防災モニタリングによる浸水・冠水状況、降雨状況、河川状況、積雪状況等に関する情報 <input type="checkbox"/> 地域支部、地区支部等において把握した人的・物的被害を発生させるおそれのある状況に関する情報（災害時のみ）	本部連絡室	
	<input type="checkbox"/> P T A等連絡網により学校等が把握した学区等内浸水・冠水状況、降雨状況、河川状況、積雪状況等に関する情報	教育部及び協働推進部	
	<input type="checkbox"/> 河川情報センターによる気象に関する情報、長良川水系に関する情報 <input type="checkbox"/> 河川巡視による市内河川の現況に関する情報 <input type="checkbox"/> ひ門・陸間の現況に関する情報	基盤整備部	
	<input type="checkbox"/> ため池、水門、用水路等農業用施設の現況に関する情報 <input type="checkbox"/> 農協連絡網による市内浸水・冠水状況、降雨状況、河川状況等に関する情報（災害時のみ） <input type="checkbox"/> ホテル等観光施設、宿泊施設の現況に関する情報（災害時のみ）	産業経済部	
	<input type="checkbox"/> 巡視による土砂崩れ、雪崩等危険箇所の現況に関する情報 <input type="checkbox"/> 河川巡視による市内河川の現況に関する情報	非常備消防部	
	<input type="checkbox"/> 巡視による土砂崩れ、雪崩等危険箇所の現況に関する情報 <input type="checkbox"/> 河川巡視による市内河川の現況に関する情報 <input type="checkbox"/> 危険物取扱施設の現況に関する情報	常備消防部	
	<input type="checkbox"/> 各部において把握した人的・物的被害を発生させるおそれのある状況に関する情報	各部	
	発生 情報	<input type="checkbox"/> 地域支部、地区支部等による人的・物的被害発生情報 <input type="checkbox"/> 市民通報、防災モニタリングによる人的・物的被害発生情報	本部連絡室
		<input type="checkbox"/> 巡視、通報等による土砂崩れ、堤防損壊・越流、建物被害等発生情報	基盤整備部
		<input type="checkbox"/> 巡視により把握された人的・物的被害発生情報	非常備消防部
		<input type="checkbox"/> 巡視現認、119番通報により把握された人的・物的被害発生情報	常備消防部
		<input type="checkbox"/> 各部において把握した人的・物的被害発生情報	各部
	防災 情報	対策情報 <input type="checkbox"/> 県、国、警察署等防災機関の現況、とられた措置・対策等に関する情報 <input type="checkbox"/> 電話、電力の現況、とられた措置・対策等に関する情報 <input type="checkbox"/> 各地域支部、各地区支部等において把握された管内防災機関の現況、とられた措置・対策等に関する情報	本部連絡室
<input type="checkbox"/> 小・中学校・高校の現況、とられた措置・対策等に関する情報		教育部及び協働推進部	
<input type="checkbox"/> 中濃厚生病院、関中央病院、市立診療所及び保健センターの現況、とられた措置・対策等に関する情報		健康福祉部	
<input type="checkbox"/> 道路通行止区間、橋梁通行止、公共交通の運行状況等に関する情報 <input type="checkbox"/> その他各部が所管する施設の現況、とられた措置・対策等に関する情報		基盤整備部 各部	
救援 情報		<input type="checkbox"/> 地域支部、地区支部等において把握された緊急に避難誘導すべき状況、救出・救助活動を必要とする状況に関する情報 <input type="checkbox"/> 市民通報、防災モニタリングにより把握された緊急に避難誘導すべき状況、救出・救助活動を必要とする状況に関する情報	本部連絡室
		<input type="checkbox"/> 在宅要配慮者の現況に関する情報 <input type="checkbox"/> 福祉関係施設の現況に関する情報	健康福祉部
		<input type="checkbox"/> 災害の発生により緊急に避難誘導すべき状況に関する情報（災害時のみ） <input type="checkbox"/> 救出・救助活動を必要とする状況に関する情報（災害時のみ）	各部

## 報告基準

## 1. 一般基準

- (1) 死者3人以上生じたもの
- (2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- (3) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

## 2. 個別基準

次の火災及び事故については、一般基準に該当しないものにあっても報告する。

項目	活動内容
建物火災	<input type="checkbox"/> 特定防火対象物で死者の発生した火災 <input type="checkbox"/> 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で、利用者等が避難したもの <input type="checkbox"/> 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 <input type="checkbox"/> 特定違反對象物の火災 <input type="checkbox"/> 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 <input type="checkbox"/> 他の建築物への延焼が10軒以上又は気象状況等から勘案して概ね10軒以上になる見込みの火災 <input type="checkbox"/> 損害額1億円以上と推定される火災
林野火災	<input type="checkbox"/> 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの <input type="checkbox"/> 空中消火を要請又は実施したもの <input type="checkbox"/> 住宅等へ延焼するおそれがあるもの
交通機関の火災	<input type="checkbox"/> 航空機火災（災発生のおそれのあるものを含む。） <input type="checkbox"/> トンネル内車両火災 <input type="checkbox"/> 列車火災 ※覚知後30分以内に消防庁に対しても第1報を報告する
その他	<input type="checkbox"/> 消火活動を著しく妨げる毒性のガスの放出を伴う火災など特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等、並びに報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

## 報告の区分、時期、留意事項

報告の区分	報告の時期	留意事項	報告の様式
即時報告 (第1報)	覚知後直ちに端末入力報告。災害の当初段階で災害概況速報として報告	<input type="checkbox"/> 人的被害及び住家被害を重点にする。 <input type="checkbox"/> 被害状況が十分把握できない場合であっても第1報は迅速性を第一に報告する。 <input type="checkbox"/> 部分情報、未確認情報も可	市第1号様式
概況調査報告 (定時報)	発生後毎日定時に報告	<input type="checkbox"/> 災害概況即報として報告した情報をふくめ、確認された事項を報告する。 <input type="checkbox"/> 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告する。 <input type="checkbox"/> 被害の状況が十分把握できない場合であっても毎日定時に迅速な被害状況報告に努める。	※県の様式
中間調査報告	被害の状況がおおむね確定したとき	<input type="checkbox"/> 概況調査後被害が拡大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し報告する。	※県の様式
確定調査報告 (詳細)	被害確定後3日以内	<input type="checkbox"/> 災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し報告する。 <input type="checkbox"/> 被害世帯人員等については、現地調査だけでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにする。	※県の様式

## 報告担当者・報告先

報告内容	報告担当者	報告先	
被害状況及び措置状況 一般	本部連絡室 長	勤務時間内	中濃県事務所総務班 電話 0575-33-4011 FAX0575-35-1492 県防災行政無線（地上系）490-701 FAX490-730 県防災行政無線（衛星系）3-490-701
		勤務時間外 緊急連絡窓口	県防災課（災害情報集約センター） 電話058-272-1111 FAX058-271-4119 県防災行政無線（地上系）400-700、780、702～714 716～719、730、731 FAX 400-720～726 県防災行政無線（衛星系）3-400-700、780、702～714、 716～719、730、731 FAX 3-400-720～726
法令の定め による所要 の報告	各担当部長	県支部各担当班	

## 報告の方法

- ・原則として、県本部へ被害情報集約システムにより報告する。ただし、システム障害により報告手段が断たれた場合は、中濃県事務所総務班へ県防災行政無線、電話、通信可能な施設までの伝令派遣等の手段により迅速に行う。
- ・第2報以降の報告は、あらかじめ県が指定する時間毎に、市域の災害情報をとりまとめ被害情報集約システムにより県本部へ報告する。

## 事態が切迫している場合の措置

- 県に報告することができない場合には、国（総務省消防庁）に対して直接報告する。報告後速やかにその内容について連絡する。  
[通常時 : 応急対策室 TEL03-5253-7527 FAX03-5253-7537]  
[夜間・休日時 : 危機管理センター TEL03-5253-7777 FAX03-5253-7553]
- 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合には、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。
- 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。
- 自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない場合は、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に努め、被害の詳細が把握できない段階であっても、迅速性を第一に当該情報を報告する。

## 火災等即報

次の火災及び事故については、第1号様式又は第2号様式を用いて県へ報告すること。

一般基準（該当するおそれのある場合を含む）	
① 死者が3人以上生じたもの	
② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの	
③ 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
個別基準（該当するおそれのある場合を含む）	
建物火災	① 特定防火対象物で死者の発生した火災 ② 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ③ 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 ④ 特定違反対象物の火災 ⑤ 建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定される火災 ⑥ 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 ⑦ 損害額1億円以上と推定されるもの
林野火災	① 焼損面積10ha以上と推定される火災 ② 空中消火を要請又は実施した火災 ③ 住宅等へ延焼するおそれがある火災
交通機関の火災	① 航空機火災 ② タンカー火災 ③ 社会的影響度が高い船舶火災 ④ トンネル内車両火災 ⑤ 列車火災
その他	① 特殊な原因による火災 ② 特殊な態様の火災
石油コンビナート等特別防火区域内の事故	① 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ② 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの ③ 特定事業所内の火災（①以外のもの）
危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5人以上発生したもの ③ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ④ 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ⑤ 海上、河川への危険物等流出事故 ⑥ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災又は危険物等の漏えい事故
原子力災害等	① 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの ② 放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ③ 基準以上の放射線が検出される等の事象の通報があったもの ④ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故で社会的影響度が高いもの 消防職団員の消火活動等に伴う重大事故
社会的影響基準	
上記のいずれにも該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

### 火災等直接即報

次に該当する災害については、第1号様式又は第2号様式にて、消防庁に直接報告すること。

建物火災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
交通機関の火災	① 航空機火災 ② タンカー火災 ③ 社会的影響度が高い船舶火災 ④ トンネル内車両火災 ⑤ 列車火災
石油コンビナート等特別防災区域内の事故	① 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ② 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が5人以上発生したもの ③ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの ④ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ⑤ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ⑥ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
原子力災害等	① 原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの ② 放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ③ 基準以上の放射線が検出される等の事象の通報があったもの ④ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災、爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃自体等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）	

### 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報

次の事故等については、第3号様式にて県へ報告すること。

救急救助事故
① 死者5人以上の救急事故 ② 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 ③ 要救助者が5人以上の救助事故 ④ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故 ⑤ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 ⑥ 消防職団員の救急・救助活動に伴う重大事故 ⑦ 自衛隊に災害派遣を要請したもの ⑧ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
武力攻撃災害等
① 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害） ② 武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）

**災害即報**

次に該当する災害については、第4号様式（その1）又は第4号様式（その2）にて県へ報告すること。なお、避難指示又は高齢者等避難を発令した場合は、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

一般基準（該当するおそれのある場合を含む）	
① 災害救助報の適用基準に合致するもの ② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ④ 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの 特別警報：気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雨等） 津波に関する特別警報（大津波警報） 火山に関する特別警報（噴火警報（居住地域）） 地震（地震動）に関する特別警報（予想される地震動の大きさが震度6弱以上） ⑤ 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
個別基準（該当するおそれのある場合を含む）	
地震	① 震度5弱以上を記録したもの（震度6弱以上については、特別警報に該当） ② 人的被害又は住家被害を生じたもの
津波	① 津波警報又は津波注意報が発表されたもの（大津波警報については、特別警報に該当） ② 人的被害又は住家被害を生じたもの
風水害	① 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ② 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ③ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
雪害	① 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ② 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立地域を生じたもの
火山災害	① 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの（噴火警報（居住地域）については、特別警報に該当） ② 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
社会的影響基準	
上記のいずれにも該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

※ 特別警報、津波警報、津波注意報及び噴火警報（火口周辺）が発表された場合並びに震度5弱以上の地震が発生した場合は、その被害の有無にかかわらず、応急対策等について県へ報告する。

**緊急・救助事故・武力攻撃災害等直接即報**

次の事故等については、市町村は第3号様式にて、消防庁に直接報告をすること。

<b>救急救助事故</b>	
死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの	
① 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故	
② バスの転落等による救急・救助事故	
③ ハイジャックによる救急・救助事故	
④ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が利用する建築物及び遊戯施設による救急・救助事故	
⑤ 上記①から④に該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	
<b>武力攻撃災害等</b>	
① 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害）	
② 武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）	

**災害直接即報**

次の災害については、市町村は第4号様式（その1）又は第4号様式（その2）にて、消防庁に直接報告をすること。

地震	区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無は問わない。）
津波	死者又は行方不明者が生じたもの
風水害	死者又は行方不明者が生じたもの
火山災害	死者又は行方不明者が生じたもの

被害等区分		判定基準等
人的被害	死者	災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。
	行方不明者	災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。
	重傷	災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのもの。
	軽傷	災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	「棟」とは、1つの独立した建物をいう。なお主屋に付属している風呂、便所等は主屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は2棟とする。
	戸	住家として居住するのに必要な炊事場、便所、浴場あるいは離れ座敷等を含めた一群の建物単位
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位（寄宿舍、下宿等で共同生活を営んでいる者についてはその寄宿舍等を一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。）
	全壊	1 以下の (1) から (5) のうち、いずれかに該当するもの。 (1) 一見して住家全部が倒壊 (2) 一見して住家の一部の階が全部倒壊 (3) 一見して住家全部が流出又はずれ落ち (4) 地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没 (5) 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断 2 外壁又は柱の傾斜が1/20以上のもの。 3 基礎の損傷率が75%以上のもの。 4 住家被害認定調査による損害割合が50%以上のもの。
	大規模半壊	住家被害認定調査による損害割合が40%以上50%未満のもの。
	中規模半壊	住家被害認定調査による損害割合が30%以上40%未満のもの。
	半壊	住家被害認定調査による損害割合が20%以上30%未満のもの。
	準半壊	住家被害認定調査による損害割合が10%以上20%未満のもの。
	準半壊に至らない (一部損壊)	住家被害認定調査による損害割合が10%未満のもの。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。	
床下浸水	床上浸水にいたらぬ程度に浸水したもの。	
非住家被害	非住家	非住家とは、住家として扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は全壊又は半壊の被害を受けたもののみを計上する。
	公共建物	庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物

被害等区分		判定基準等
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じる。
	学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され又は準用される河川、その他の河川、これらのものの維持管理上必要な堤防護岸、水制、床止その他の施設及び沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸
	がけくずれ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし又は道路、交通等に支障を及ぼしたもの。ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50立方mを超えと思われるものも含む。
	公園	都市公園法第2条に規定する都市公園及び公園施設
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数
火災発生		火災発生件数については地震の場合のみ
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。
り災者		り災世帯の構成員
公立文教施設		公立の文教施設
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、及び共同利用施設
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園
その他公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設
その	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

被害等区分		判定基準等
他	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産物被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原料、商品、生産機械器具等

被害程度推定のための手掛かりとなる情報の事例

区分	推定される被害
<p>耐震性が高いと推定される建築物の重大な被災が報告された場合</p> <p>(耐震性が高いと推定される建築物)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東海北陸自動車道、東海環状自動車道</li> <li>・ 築年の新しい建物 市庁舎、アピセ関（勤労者総合福祉センター）、下有知中学校 洞戸小学校、洞戸ふれあいセンター 板取小学校、板取川温泉バーデェハウス、板取りサイクルセンター 道の駅むげ川、武芸川事務所 武儀小学校、武儀事務所、日本平成村花街道センター 上之保生涯学習センター、上之保温泉、ほほえみの湯</li> <li>・ 旧NTT関営業所</li> <li>・ ガソリンスタンド</li> </ul>	<p><input type="checkbox"/> 多数の木造住宅が、全壊していることが推定される。したがって、多数の市民が生き埋め状態にあるものと推定される。</p> <p><input type="checkbox"/> 学校、病院等の応急対策上拠点となる施設も甚大な被害を受けていることが推定される。したがって、市の施設だけでは避難者や重傷患者に対する十分な救援対策は不可能であると推定される。</p>
<p>地盤条件が悪い施設の重大な被災が報告された場合</p>	<p><input type="checkbox"/> 同じ地盤条件にある施設も、重大な被害にあっていることが推定される。</p>
<p>3時間以上経過後も「安否情報」が報告されない場合</p>	<p><input type="checkbox"/> 該当地区の多数の住民が、重大な被害にあっていることが推定される。</p> <p><input type="checkbox"/> 該当施設が壊滅的な被害を受けていることが推定される。</p>

## 発災直後から3日目程度まで

おもな広報事項	広報手段
<input type="checkbox"/> 必要な区域、施設に対する避難情報の発令 <input type="checkbox"/> 要配慮者・避難行動要支援者救援及び人命救助の協力呼びかけ <input type="checkbox"/> 出火防止注意の呼びかけ	<input type="checkbox"/> 同報無線 <input type="checkbox"/> 移動系防災行政無線又は電話FAX（当該施設へ） <input type="checkbox"/> シーシーエヌ(株) (CATV) による広報協力依頼
<input type="checkbox"/> 道路、橋梁通行止区間に関する情報 （ <input type="checkbox"/> 道路冠水状況 <input type="checkbox"/> 土砂崩れ等危険区間 <input type="checkbox"/> 避難のための迂回路・コース） <input type="checkbox"/> 緊急車両通行確保のためのマイカー利用禁止措置への協力要請 <input type="checkbox"/> 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること （ <input type="checkbox"/> 本部、地域支部、地区支部の設置（現地本部の設置） <input type="checkbox"/> 避難所、拠点救護所の設置 <input type="checkbox"/> 災害時総合相談窓口の設置 <input type="checkbox"/> 県・国・自衛隊・関係機関の応援支援活動状況 <input type="checkbox"/> 協力団体・広域的支援団体の活動状況 <input type="checkbox"/> 救援対策及び応急復旧対策実施に関するめやす <input type="checkbox"/> 市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ） <input type="checkbox"/> 安心情報に関すること （ <input type="checkbox"/> 「……地区は被害なし」 <input type="checkbox"/> 「……小学校児童は全員無事に……へ避難」 <input type="checkbox"/> その他被害のない事実又は被害軽微な事実を内容とする情報） <input type="checkbox"/> 災害用伝言ダイヤル171、web171など利用の呼びかけ <input type="checkbox"/> 土砂災害、雪崩被害、道路被害、延焼火災その他二次災害防止のために必要な範囲における市内被害状況の概要 <input type="checkbox"/> 必要に応じて「広報せき被災者生活支援情報」発行体制確保 <input type="checkbox"/> 出所不明の情報に左右されないよう注意呼びかけ	<input type="checkbox"/> 地域支部、地区支部との連携による巡回広報・掲示 <input type="checkbox"/> 隣接市町への広報依頼 <input type="checkbox"/> テレビ・ラジオ及び新聞への広報協力依頼 <input type="checkbox"/> ホームページ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> SNS

被害の状況が静穏化した段階～本部閉鎖まで

おもな広報事項	広報手段
<p><input type="checkbox"/> 救援対策及び応急復旧対策実施状況に関すること                      ( <input type="checkbox"/> 地域支部・地区支部、災害時総合相談窓口における業務内容                      ( <input type="checkbox"/> 拠点救護所における医療サービス、保健サービス、心のケア対策等業務内容に関すること                      ( <input type="checkbox"/> 福祉避難所等における業務内容及びその他要配慮者優先ルールへの理解協力の要請                      ( <input type="checkbox"/> 応急給水の実施状況《給水拠点の位置、給水実施予定等》                      ( <input type="checkbox"/> 応急給食・その他の救援活動の実施状況                      ( <input type="checkbox"/> 被災建物の応急修理・宅地応急危険度判定、被災建物の応急修理、仮設住宅等の提供その他災害時住宅対策に関すること                      ( <input type="checkbox"/> 災害応急資金融資その他生活再建促進のための支援措置に関すること                      ( <input type="checkbox"/> 義援金の配分計画に関すること                      ( <input type="checkbox"/> 災証明書発行の受付に関すること</p> <p><input type="checkbox"/> 生活関連情報                      ( <input type="checkbox"/> 水道の復旧状況《見込み》、水質についての注意等                      ( <input type="checkbox"/> 電気、電話、下水道の復旧状況《見込み》                      ( <input type="checkbox"/> 生協、スーパー等における食料品、生活必需品の供給状況                      ( <input type="checkbox"/> ごみ・し尿・がれきの収集計画及び分別の徹底等協力要請                      ( <input type="checkbox"/> 食中毒防止、その他保健衛生上の注意事項                      ( <input type="checkbox"/> 電話の復旧状況《無料公衆電話の設置等を含む》                      ( <input type="checkbox"/> 道路交通の規制状況及び復旧状況《見込み》                      ( <input type="checkbox"/> バス、電車等交通機関の復旧、運行状況                      ( <input type="checkbox"/> 代替公共交通手段の提供に関する情報《必要な場合》                      ( <input type="checkbox"/> 診療所等医療機関の再開状況</p> <p><input type="checkbox"/> 安心情報に関すること                      ( <input type="checkbox"/> 「……………地区は被害なし」                      ( <input type="checkbox"/> 「……………小学校児童は全員無事に……………へ避難」                      ( <input type="checkbox"/> その他被害のない事実又は被害軽微な事実を内容とする情報</p> <p><input type="checkbox"/> 災害用伝言ダイヤル171、w e b 171などの利用の呼びかけ  <input type="checkbox"/> 建物被害、余震被害、土砂災害、雪崩、道路被害、延焼火災その他二次災害防止のために必要な範囲における市内被害状況の概要                      ( <input type="checkbox"/> 道路、橋梁通行止区間及び迂回路に関する情報                      ( <input type="checkbox"/> 市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ</p> <p><input type="checkbox"/> 大規模災害発生2日目以降毎日（その他の場合必要に応じて「随時」）「広報せき被災者生活支援情報」発行体制をとること  <input type="checkbox"/> 出所不明の情報に左右されないよう注意呼びかけ</p>	<p><input type="checkbox"/> 避難所及び重要地点における地域支部・地区支部との連携による掲示・ちらし配布  <input type="checkbox"/> 広報せき被災者生活支援情報  <input type="checkbox"/> 災害時総合相談窓口における各部対応  <input type="checkbox"/> シーシーエヌ株（CATV）による広報協力依頼  <input type="checkbox"/> テレビ・ラジオ及び新聞への広報協力依頼</p>

## 【 水害警戒 】

(例文1) 大雨警報又は洪水警報が発表された場合

- こちらは、関市役所です。  
さきほど「大雨（洪水）警報」が発表されました。  
これから宵の内にかけて所々で強い雨が降り、所によっては、1時間に40mmを超える強い雨が降る見込です。  
このため、河川の増水や低い土地での浸水、がけ崩れ等の発生するおそれがあります。  
嚴重に警戒して下さい。  
河川への負担を軽くするため、風呂場の水、洗濯機の水は捨てないようご協力をお願いします。  
がけ崩れの危険がある地区の方は、にごり水の発生や湧水量の変化、落石、亀裂の有無などに注意をして下さい。  
ラジオをつけて、ラジオからの情報にも注意をして下さい。  
また重大な緊急連絡の場合以外は、極力電話は使わないようご協力をお願いします。  
以上、関市役所です。
- くりかえしてお知らせいたします。……………  
(3回繰返すことをもって1セットとして使用すること)

## 【 地震警戒 】

(例文2) 東海地震警戒宣言発出が発表された場合

(直後)

● 関市民の皆さん。市長の〇〇〇〇です。

ただ今、内閣総理大臣から東海地震の警戒宣言が発表されました。

これは、駿河湾沖付近を震源域とする大地震が発生するおそれがあるためです。

この地震が発生すると、関市では、低地の大部分で震度5強程度のゆれが予想されます。

また、東南海地震と連動して発生した場合には、最大震度6弱の揺れが予想されます。

震度5強～震度6弱の揺れは、耐震性能が不十分な建物や、土砂崩れ（や雪崩 ※積雪時）のおそれのある箇所では、被害が出る可能性があります。

危険地域に該当する地域の皆さんは、念のため、安全な場所に避難してください。

市民の皆さん！

ラジオやテレビをつけて、ラジオやテレビからの情報にも注意をして下さい。

ラジオやテレビで地震発生の記事を知ったら、すぐ安全姿勢をとるようにしましょう。

報道のほぼ数十秒後に揺れが到達します。

また重大な緊急連絡の場合以外は、極力電話は使わないようご協力をお願いします。

● 自主防災会リーダーの皆さんをお願いします。

市役所は、地震の発生に備えて東海地震災害対策本部設置を決め、全職員のおおむね半数に対し配置につく様指示しました。

各自主防災会においても対策本部設置を指示して下さい。

地域の皆さんと協力する体制をつくり、防災用資機材の点検、情報の連絡など、それぞれの役割、計画にしたがって防災行動に入ってください。

(発出後10分～15分)

● 関市民の皆さん。市長の〇〇〇〇です。

市では、地震の発生に備えて、東海地震災害対策本部を設置しました。

関係機関と協力して防災活動にあたる体制を整えました。

関市役所から市民の皆さんをお願いします！

市民の皆さんは、次のことを守り、落ち着いて行動して下さい。

○ 家具は、倒れないよう、動かないよう固定して下さい。

○ 家具の上の荷物はおろし落ちてこないよう邪魔にならないところに整理して下さい。

○ 小さなお子さんやお年寄りの方、身体の不自由な方がいたら、なるべく家の中で一番安全な部屋にるようにして下さい。

○ 火は、できるだけ使わないようにして下さい。

○ やむを得ず使うときは、火の側から絶対に離れないで下さい。

○ 外にいる方は、落下物やブロック塀などから離れ気をつけて行動して下さい。

○ 今後の防災に関する情報については、テレビやラジオ及び市からの情報だけを聞いて下さい。

○ デマには一切耳をかさない、人に伝えないで下さい。

以上、関市役所です。

くりかえしてお知らせいたします。……………

(3回繰返すことをもって1セットとして使用すること)

(例文3-1) 地震発生直後の注意事項（震度6弱以上の場合）：地震発生直後から30分後位の場合

- こちらは、関市役所です。ただいま大きな地震がありました。  
まず火の元を消して下さい。ガスの元栓をしめて下さい。  
電気器具のスイッチも切して下さい。ふろ場に火の気はありませんか。  
電気が途絶えた場合、照明には懐中電灯を使って下さい。  
照明のスイッチをつけたり消したり繰り返すと、漏れているガスに引火する場合があります。  
マッチ、ライター、ろうそくはしばらく使わないで下さい。  
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。  
以上、関市役所です。
  
  - こちらは、関市役所です。地震はおさまりした。  
皆さん、おちついてまわりを見て下さい。地震で一番こわいのは火事です。  
消し忘れた火はありませんか。ガスの元栓はしまっていますか。  
ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはいて下さい。  
屋内にいる人は、あわてて外に飛び出さないで下さい。  
もしガスのおいがしたら、メーターの部分の元栓をしめて下さい。そして全員家から外へ出て下さい。  
屋外にいる人は、まわりに何も無いところにとどまり、様子を見て下さい。  
壊れた建物やビル、高圧線から離れて下さい。  
ガラスや屋根瓦など落下物に気をつけて下さい。ブロック塀から離れて下さい。  
火事が起きていたら大声で近所に知らせ、小さいうちに消して下さい。  
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。  
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。  
以上、関市役所です。
  
  - こちらは、関市役所です。美濃地区の地震はおさまりした。  
車に乗っている方は、車を左側に寄せて下さい。  
エンジンを切って、とりあえず様子を見て下さい。  
道路の中央は、消防車や救急車が通れるように、必ずあけておいて下さい。  
その他ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。  
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。  
以上、関市役所です。
- くりかえしてお知らせいたします。……………  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)

[参考] 地震発生時の自動放送（震度5弱程度以上の場合）

- こちらは、関市役所です。  
まず、火の元を消して下さい。ガスの元栓をしめて下さい。  
電気器具のスイッチを切して下さい。  
今後の情報に注意して下さい。

(例文3-2) 地震発生直後の注意事項 (震度6弱以上の場合) : 地震発生30分後以降2時間以内の場合

(注) 情報の空白時間帯をつくらないう、30分~2時間おきに同報無線、広報車、職員巡回等により伝達すること。

(注) 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心掛けるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

- こちらは、関市役所です。さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。  
余震はまだ続いています。余震は本震ほど強くありません。もうおそれる必要はありません。  
ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはいて下さい。  
市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないで下さい。  
自宅にいる人はそのまま中にいて下さい。  
建物のまわりは、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。  
やむを得ず、外に出るときは、玄関のドアにメモを貼っておき、行き先がわかるようにしておいて下さい。  
壊れた建物のそばや狭い路地を通るときは、屋根瓦に注意して、ブロック塀から離れてなるべく道のまん中を歩いて下さい。  
たれさがった電線には絶対にふれないで下さい。  
以上、関市役所です。
  
- こちらは、関市役所です。美濃地区の地震はおさまりました。  
皆さん、おちついてまわりを見て下さい。地震で一番こわいのは火事です。  
消し忘れた火はありませんか。ガスの元栓をしめて下さい。  
電話はかかりにくくなっています。  
緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないで下さい。  
また、地震で受話器がはずれたままになっていませんか。もう一度確かめて下さい。  
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。  
以上、関市役所です。
  
- こちらは、関市役所です。さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。  
余震はまだ続いています。余震は本震ほど強くありません。もうおそれる必要はありません。  
近所にお年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家はありませんか。  
身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげて下さい。  
出所のわからない情報(デマ)には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。
  
- こちらは、関市役所です。  
自主防災会の役員や防災指導員、消火隊の方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始して下さい。  
また、住民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員や防災指導員、消火隊の方々に協力して下さい。  
以上、関市役所です。  
  
くりかえしてお知らせいたします。……………  
(3回繰返すことをもって1セットとして使用すること)

(例文3-3) 地震発生直後の注意事項 (震度6弱以上の場合) : 地震発生2時間～6時間以内の場合

(注) 情報の空白時間帯をつくらぬよう、1～2時間おきに同報無線、広報車、職員巡回等により伝達すること。

(注) 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心掛けるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

●こちらは関市役所です。さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。

余震はまだ続いています。余震は本震ほど強くありません。もうおそれる必要はありません。

家族全員にケガがないかどうか確かめて下さい。

小さい子供さんがいる家庭はできるだけ一緒にいて、元気づけてあげて下さい。

ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはかせて下さい。

たとえ大丈夫そうに見えても小さい子供たちは特に注意して見てあげる必要があります。

●こちらは、関市役所です。さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。

余震はまだ続いています。余震は本震ほど強くありませんが、危険はゼロではありません。余震に気をつけて下さい。

近所の人たちを確かめて下さい。もし助けを必要としていれば、手伝ってあげて下さい。

お年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家庭はありませんか。

身のまわりがおちついたら、声をかけてあげて下さい。

まず火の元を消すように。ガスの元栓をしめるようにしてあげて下さい。

電気器具のスイッチも切ってあげて下さい。

●こちらは、関市役所です。地震はおさまりました。

関市付近の震度は「震度〇」と発表されました。

あなたが、しばらくの間、してはならないことのまとめは以下のとおりです。

○ 電話は使わない。

○ 水はむだにしない。

○ 照明スイッチをつけたり消したりしない。

○ マッチ、ライター、ろうそくは使わない。

○ タバコはしばらく、がまんして下さい。

出所のわからない情報(デマ)には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。

ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。

自主防災会の役員や防災指導員、消火隊の方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始して下さい。

また、住民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員や防災指導員、消火隊の方々に協力して下さい。

以上、関市役所です。

くりかえしてお知らせいたします。……………

(3回繰返すことをもって1セットとして使用すること)

(例文4) 被害の状況

(注) 情報の空白時間帯をつくらぬよう、2～3時間おきに同報無線、広報車、職員巡回等により伝達すること。

(注) 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心掛けるとともに、何回かに分けて必要な事項を、取捨選択して放送することが望ましい。

●こちらは、関市災害対策本部です。

これまでにわかった被害の状況をお知らせします。

亡くなった方及び重傷の方は〇人です。

そのうちわけは、〇〇地区で〇人、△△地区で△人です。

半壊又は全壊した家屋は〇棟です。

そのうちわけは、〇〇地区で〇棟、△△地区で△棟です。

詳しい情報は、各事務所及び支所等に設置された地域支部又は地区支部、避難所事務所等で直接おたずね下さい。重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。

出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。

ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。

以上、関市災害対策本部です。

●こちらは、関市災害対策本部です。

現在市内の電気、水道はすべて供給を停止しています。

しばらくの間自分たちだけでやれるよう、自主防災会など地域の人たちとともに準備して下さい。

また、小さいお子さんやお年寄りの方、からだの不自由な方がいたら、まず一声かけて安心させることを心掛けて下さい。

復旧には何日もかかることが予想されます。

詳しい情報は、各事務所及び支所等に設置された地域支部又は地区支部、避難所事務所等で直接お訪ね下さい。

なお、重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。

出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。

ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。以上、関市災害対策本部です。

●こちらは、関市災害対策本部です。

自主防災会の役員や防災指導員、消火隊の方々は、それぞれの役割に従って直ちに行動を開始して下さい。

また、住民の皆さんも、自分たちの町を守るため、役員や防災指導員、消火隊の方々に協力して下さい。以上、関市災害対策本部です。

くりかえしてお知らせします。（……………）

（3回繰返すことをもって1セットとして使用すること）

(例文5) 火災発生の状況を知らせ安全な避難の方向を指示するための広報文

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、関市災害対策本部（又は〇〇地域支部）です。  
避難の用意をしてください。  
〇〇地区の火災は、△△方向へ燃え広がっています。  
（〇〇地区の火災は、△△方向へ燃え広がる危険があります。）  
飛び火に注意してください。  
お年寄りや子供さんなど、安全な□□小学校へ早めに避難させてください。  
くりかえして お知らせします。（……………）  
以上、関市災害対策本部（又は関市災害対策本部〇〇地域支部）です。
- 緊急放送。緊急放送。こちらは、関市災害対策本部（又は〇〇地域支部）です。  
避難命令が出ました。  
現在、〇〇地区の火災が△△方向へ燃え広がっています。  
（〇〇地区の火災が△△方向へ燃え広がる危険があります。）  
〇〇地域の住民の方は、直ちに□□へ（□□方面へ）避難して下さい。  
なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがある場合には、  
その指示に従って落ち着いて避難して下さい。  
以上、関市災害対策本部（又は関市災害対策本部〇〇地域支部）です。
- くりかえしてお知らせいたします。……………  
（避難完了が確認されるまで繰り返すこと）

(例文6) 崖くずれ（※ 又は雪崩）危険地区住民への避難命令の伝達

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、関市災害対策本部（又は〇〇地域支部）です。  
避難命令が出ました。  
〇〇地区は、崖くずれ（※ 又は雪崩）の危険があります。  
住民の皆さんは、直ちに避難して下さい。  
避難先は、□□（小学校、中学校、……………、……………、……………など）です。  
なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがある場合には、  
その指示に従って落ち着いて避難して下さい。  
以上、関市災害対策本部（又は関市災害対策本部〇〇地域支部）です。
- くりかえしてお知らせいたします。……………  
（避難完了が確認されるまで繰り返すこと）

(例文7) 水災地区住民への避難命令の伝達

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、関市災害対策本部（又は〇〇地域支部）です。  
避難の用意をしてください。  
現在、〇〇町付近は、河川の増水のため危険な状態になりつつあります。  
火の元を消しつつでも避難できるように準備してください。  
また、お年寄りやお子様を□□（小学校、中学校、…………、…………など）へ、  
早めに避難させてください。  
避難する際の荷物は、背負うなり肩に掛けられる程度の最小限の非常用持出品に  
とどめ、両手は空けるようにしましょう。  
以上、関市災害対策本部（又は関市災害対策本部〇〇地域支部）です。
- 緊急放送。緊急放送。こちらは、関市災害対策本部（又は〇〇地域支部）です。  
避難命令が出ました。  
〇〇地域一帯は、〇〇川の〇〇付近が決壊し、浸水しています。  
（〇〇地域一帯は、〇〇川の〇〇付近が決壊し、浸水のおそれがあります。）  
〇〇地域の住民の方々は、直ちに避難して下さい。  
避難先は、□□（小学校、中学校、高校など）です。  
なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがある場合には、  
その指示に従って落ち着いて避難して下さい。  
以上、関市災害対策本部（又は関市災害対策本部〇〇地域支部）です。
- くりかえしてお知らせいたします。……………  
（避難完了が確認されるまで繰り返すこと）

(例文8) 地域支部・地区支部及び災害時総合相談窓口開設周知のための広報

- こちらは、関市災害対策本部です。  
地域支部・地区支部及び災害時総合相談窓口の設置場所についてお知らせします。
- 地区支部は、市の各支所の他、関地域の公民センター等のうち、あらかじめ各自主防災会にお知らせした施設に設置しました。
  - 地域支部は、市の各事務所に設置しました。
  - 災害時総合相談窓口は、本庁舎1階フロアー内並びに各事務所庁舎内に設置し、各部職員が各種相談に応じています。どんなことでも結構です。どうぞご利用下さい。
  - 地域支部・地区支部では、行方の分からなくなった家族や知人の搜索受付を行うほか、災害対策本部で把握している各種情報の提供を行っています。どうぞご利用下さい。
- 以上、関市災害対策本部です。
- くりかえしてお知らせいたします。……………  
（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。）

(例文9) 安心情報の伝達 (保育園・幼稚園・学校・事業所等)

●こちらは、関市災害対策本部です。  
これまでにわかった安心情報をお知らせします。

- □□地区では、半壊以上の被害はありませんでした。
- 市立の保育園、小・中学校並びに各幼稚園の児童・生徒及び職員については、現在、全員無事との報告が入っています。なお、園児や児童・生徒などは、全員、各学校で保護しております。
- ◇◇学校、◇◇学校では数人のケガ人が出ておりますが、いずれも軽傷で、生命に別状ありません。児童・生徒は、全員、各学校で保護されております。
- ◇◇保育園、◇◇小学校の園児、児童は全員、無事に◇◇へ避難しています。
- ◇◇小学校、◇◇中学校は、学校への延焼火災が心配されましたが、現在、火災は消えました。児童・生徒は、全員元気で校庭 (◇◇) に待機しています。
- △△株式会社△△工場は、従業員全員の無事が確認されました。△△食品は、大きな被害もなく、現在応急食糧供給のための弁当製造に全力をあげてくれています。
- △△ビルは、大きな被害もなく従業員・来訪者とも全員の無事が確認されました。△△ビル自衛消防隊は、周辺地域において、自主的な応急復旧活動に協力してくれています。

以上、関市災害対策本部です。

くりかえしてお知らせいたします。……………  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

(例文10) 道路状況と交通規制

●こちらは、関市災害対策本部です。  
道路交通情報についてお知らせします。  
(その1)  
現在、県内の道路は地震のため

- 美濃市以南の全ての県道・国道及び東海北陸自動車道・東海環状自動車道は全て車の通行が禁止されております。
- 次に、市内の全ての道路 (○○通り、○○線) も○○のため通行が禁止されております。

ドライバーの皆さんは、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従って下さい。

(その2)  
現在、市内の道路は、全ての車の通行が禁止されております。  
市民の皆さん！ 車は使用しないで下さい。  
以上、関市災害対策本部です。

くりかえしてお知らせいたします。……………  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

(例文11) 交通機関の運行状況

(その1)

●こちらは、関市災害対策本部です。

交通機関の運行状況についてお知らせします。

現在、長良川鉄道及び美濃地区のバスは、地震のため全て運転を中止しております。

各交通機関では、線路など運転施設の点検を行っておりますが、まだ運転の再開見通しはたっておりません。

今後の運転見通しや運行状況については、テレビやラジオの情報に注意して下さい。

(その2)

●関市災害対策本部から交通機関の運行状況についてお知らせします。

現在、長良川鉄道及び美濃地区のバスは次の路線で運転が一部再開されております。

○○線全区間                      ○○線全区間

○○線    ○○・○○間              ○○線    ○○・○○間

なお、各路線とも運行本数も少なく、各駅・バス停では大変混雑が予想されます。

市民の皆さんは、今後のテレビ、ラジオの情報に注意して下さい。

以上、関市災害対策本部です。

くりかえしてお知らせいたします。……………

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

(例文12) 避難所の開設状況

●こちらは、関市災害対策本部（又は関市災害対策本部○○地域支部）です。

避難所の設置場所についてお知らせします。

市では、被災された方々のために、○○小学校、○○小学校、○○中学校……………（近くの小学校や中学校など）に避難所を開設しました。お困りの方は直接避難所へおいで下さい。

なお、ケガをされた方々のために、避難所のうち（○○、○○には）救護所も開設しております。あわせてご利用下さい。

以上、関市災害対策本部（又は関市災害対策本部○○地域支部）です。

くりかえしてお知らせいたします。……………

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

(例文13) 医療救護所の開設状況

●こちらは、関市災害対策本部（又は関市災害対策本部○○地域支部）です。

救護所の設置場所についてお知らせします。

市では、負傷された方々のために、臨時的医療救護所を保健センター並びに▲▲中学校、▲▲中学校、▲▲小学校、▲▲小学校に開設しました。

自分たちで応急処置できないケガの方は、救護所へ連れて行って下さい。

以上、関市災害対策本部（又は関市災害対策本部○○地域支部）です。

くりかえしてお知らせいたします。……………

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

(例文14) 応急給水の連絡

●こちらは、関市災害対策本部（又は関市災害対策本部〇〇地域支部）です。  
現在、市内全域（〇〇町、〇〇町一帯）は地震のため断水しております。  
市では、〇〇小学校、〇〇中学校（〇〇浄水場、〇〇配水所）において飲み水を配っておりますので、ご利用下さい。  
以上、関市災害対策本部（又は関市災害対策本部〇〇地域支部）です。

くりかえしてお知らせいたします。……………  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

(例文15) 水利用にあたっての住民への協力要請

●市民の皆さん、こちらは、関市災害対策本部（又は関市災害対策本部〇〇地域支部）です。  
水の利用に関する皆さんへの協力を要請します。次のことを守るよう、ぜひ協力をお願いいたします。

- 飲み水は大切に使いましょう。無駄な水の利用はやめて下さい。
- 長い間くみ置いた水は必ず沸かしてから飲んで下さい。
- 蛇口から濁った水が出た場合は、バケツ等にくみ置き、うわ水を沸かして利用して下さい。
- 底にたまった濁り水やくみ替えた水は、掃除や洗濯などの生活用水に使用するなど、水の有効利用に努めましょう。

以上、関市災害対策本部（又は関市災害対策本部〇〇地域支部）です。

くりかえしてお知らせいたします。……………  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

(例文16) 飲料水・食品等の供給状況

●こちらは、関市災害対策本部（又は関市災害対策本部〇〇地域支部）です。  
被災された方への飲料水・食品等の供給についてお知らせいたします。  
飲料水は、現在〇〇小学校、〇〇〇中学校、〇〇〇において、配っております。どうぞ、ご利用下さい。  
また、〇〇〇小学校、〇〇〇中学校、〇〇高校に避難所を開設し、被害にあわれた方々のために、食品・毛布などをお配りしております。  
(被害にあわれた方々には、自主防災会や自治会などを通じ食品・毛布などをお渡ししております。)  
以上、関市災害対策本部（又は関市災害対策本部〇〇地域支部）です。

くりかえしてお知らせいたします。……………  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

(例文17) 学校等の再開状況

●こちらは、関市災害対策本部です。  
学校等の授業の再開についてお知らせいたします。

- 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校については、（〇〇小学校、〇〇中学校を除き）〇〇日から授業を再開します。
- □□□保育園、△△△幼稚園、◇◇◇小学校、▽▽▽中学校については〇〇日から、また、〇〇小学校、〇〇中学校については、〇〇日から授業を再開します。

以上、関市災害対策本部です。

くりかえしてお知らせいたします。……………  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

(例文18) 電気の復旧状況

●こちらは、関市災害対策本部です。

電気の復旧状況についてお知らせいたします。

(その1)

現在、市内全域（〇〇町、〇〇地区一帯）が停電していますが、（〇〇町、〇〇地区を除き）〇〇日〇〇時頃には復旧する見込です。

(その2)

現在、市内全域（〇〇町、〇〇地区一帯）が停電していますが、〇〇町、〇〇地区については〇〇日頃に、また、〇〇地区、〇〇地区については〇〇日頃に復旧する見込です。

以上、関市災害対策本部です。

くりかえしてお知らせいたします。……………

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

(例文19) 水道の復旧状況

●こちらは、関市災害対策本部です。

水道の復旧状況についてお知らせいたします。

(その1)

現在、市内全域（〇〇町、〇〇地区一帯）が断水していますが、（〇〇町、〇〇地区を除き）〇〇日〇〇時頃には復旧する見込です。

(その2)

現在、市内全域（〇〇町、〇〇地区一帯）が断水していますが、〇〇町、〇〇地区については〇〇日頃に、また、〇〇地区、〇〇地区については〇〇日頃に復旧する見込です。

以上、関市災害対策本部です。

くりかえしてお知らせいたします。……………

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

(例文20) 電話の復旧状況

●こちらは、関市災害対策本部です。  
電話の復旧状況についてお知らせいたします。  
現在、市内全域（〇〇町、〇地区一帯）で電話が不通になっています。NTTでは、全力をあげて復旧工事をおこなっておりますが、復旧にはあと〇〇日程度かかると思われ〇〇日頃再開の見込です。  
なお、電話の不通の地域については、〇〇避難所、〇〇中学校、〇〇〇……に臨時電話を設置しております。どうぞご利用下さい。  
以上、関市災害対策本部です。

くりかえしてお知らせいたします。……………  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

(例文21) 道路の復旧状況

●こちらは、関市災害対策本部です。  
道路の復旧状況についてお知らせいたします。  
現在、〇〇通り、〇〇通り、……………は、道路損壊（がけ崩れ・冠水・橋梁流失）のため、一般車両の通行が禁止されております。  
このうち、〇〇通りについては〇〇日頃、また〇〇通りについては、〇〇日頃には、開通する見込です。  
なお、運転者のみなさんは、交通標識や現場の警察官の指示に従って、安全運転を心がけて下さい。  
以上、関市災害対策本部です。

くりかえしてお知らせいたします。……………  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

(例文22) バスの運行状況

●こちらは、関市災害対策本部です。  
バスの運行状況についてお知らせいたします。  
現在、市内を通行しているバスは、〇〇通りを走っている▲▲バスの〇〇行、〇〇行、〇〇行、また、〇〇通りを走っている■■バスの〇〇行、〇〇行、……………は、……………  
……です。  
なお、その他の路線では、運転の再開見通しはたっておりません。  
(なお、〇〇バスの〇〇行、〇〇行は、〇〇日頃、〇〇バスの〇〇行は〇〇日頃に、それぞれ運転が再開される見込です。)  
以上、関市災害対策本部です。

くりかえしてお知らせいたします。……………  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

(例文23) ごみ・し尿の収集状況

●こちらは、関市災害対策本部です。  
ごみ（し尿）の収集についてお知らせいたします。  
ごみ（し尿）については、〇〇日頃（〇〇地域については〇〇日頃、また〇〇地域については〇〇日頃……………）に被害の甚大な地域から順に収集作業が開始される予定です。  
なお、収集作業が開始されるまでは、各家庭で一時保管して下さい。  
以上、関市災害対策本部です。

くりかえしてお知らせいたします。……………  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

(例文24) 防犯・防火の広報

●こちらは、関市災害対策本部です。  
関市災害対策本部から市民の皆さんにお願いします。  
現在、警察・消防ではパトロールを強化し、防犯・防火に努めております。  
市民の皆さんも、家の戸締まりや火の始末を必ず行って下さい。また、夜の外出は、なるべくやめましよう。  
以上、関市災害対策本部です。

くりかえしてお知らせいたします。……………  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

(例文25) 防疫・保健衛生の広報

●こちらは、関市災害対策本部です。  
関市災害対策本部から市民の皆さんにお願いします。  
飲み水は、安全のため、沸かして飲むようにして下さい。  
また、食中毒にならないよう、食品は、必ず火を通したものを食べるようにして下さい。  
また、熱が出たり、下痢など身体に異常のある方は、すぐ医師の手当を受けて下さい。  
食中毒症状のときは、保健センター、地域支部・地区支部（事務所・支所・避難所など）又は市役所に連絡して下さい。  
以上、関市災害対策本部です。

くりかえしてお知らせいたします。……………  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

(例文26) 災害時総合相談窓口等の開設状況

●こちらは、関市災害対策本部です。  
災害時総合相談窓口等の設置場所についてお知らせします。

- 災害時総合相談窓口は、本庁舎1階フロア内並びに各事務所庁舎内に設置し、各部(課)職員が災害により被害を受けた方のための生活再建相談などを受け付けます。
- 地域支部・地区支部では、行方の分からなくなった家族や知人の捜索受付を行うほか災害対策本部で把握している各種情報の提供を行っています。
- ○○日より○○日まで、○○において、巡回災害相談窓口を開設します。開設時間は、○○では○時から○時まで、◎◎では◎◎時から◎◎時まで……………です。どうぞご利用下さい。

以上、関市災害対策本部です。

くりかえしてお知らせいたします。……………  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

## 【 南海トラフ地震臨時情報発表時の広報 】

(例文27) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときの広報

- こちらは こうほうせきです  
関市災害警戒本部からお知らせします。  
ただいま、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されました。  
今後、2時間以内に新しい情報が発表されますので、注意していただきますようお願いいたします。
- 繰り返しお知らせします。……………  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

(例文28) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときの広報

- こちらは こうほうせきです  
関市災害警戒本部からからお知らせします。  
ただいま、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報の（巨大地震注意）」が発表されました。  
市民の皆様は、今後約一週間程度は、日常生活を行いつつ地震への備えを確認するなど、大きな地震発生に注意した行動をとるとともに、個々の状況に応じできるだけ安全な行動をとるようお願いいたします。
- 繰り返しお知らせします。……………  
(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)
- 地震への備えの確認の例（※あんしんメールの配信では、以下を記載する）
- ・避難場所、避難経路の確認
  - ・家族との安否確認手段の確認
  - ・家具の固定の確認
  - ・非常持出品の確認 など
- できるだけ安全な行動の例
- ・事前の避難を行う
  - ・高いところに物を置かない
  - ・屋内のできるだけ安全な場所で生活する
  - ・すぐに避難できる準備を行う
  - ・危険なところに行かない など

(例文29) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときの広報

●こちらは こうほうせきです

関市災害対策本部からからお知らせします。

ただいま、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報の（巨大地震警戒）」が発表されました。

今後一週間の間に、大きく揺れる地震が発生する可能性が高まっていますので、地震に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとってください。

また、急傾斜地の崩壊に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある地域として指定されている、いわゆる「レッドゾーン」にお住いの方や、耐震性が不足する住宅にお住いの方は、事前の避難行動をとるようにしてください。

なお、避難先は、できるだけ安全な所の親戚や知人宅を原則としますが、市では市内の土砂災害の安全な場所にある小・中学校、ふれあいセンター、生涯学習センターを避難所として開放します。

また、避難する場合は、各自で食料、飲料水、毛布等をはじめ避難所で必要となる物を用意していただくとともに、事前避難期間中は、各自で必要な物資を調達することになりますのでご理解ください。

繰り返しお知らせします。……………

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

■地震への備えの例（※あんしんメールの配信では、以下を記載する）

- ・避難場所、避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の確認
- ・家具の固定の確認
- ・非常持出品の確認 など

■安全を守るための行動の例

- ・事前の避難を行う
- ・高いところに物を置かない
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活する
- ・すぐに避難できる準備を行う
- ・危険なところにできるだけ近づかない など

## 市の発表

区分		あらまし
担当	記者会見	発表は原則として、本部長が共同会見方式で行う。
	庶務	本部連絡室（企画広報班）
手順その他		<input type="checkbox"/> 専任の報道機関対応担当職員を複数名指名し、窓口を一本化する。 <input type="checkbox"/> 繁忙時においても他の業務要員は対応しない。 <input type="checkbox"/> 地域支部、地区支部においては、対応しない。 <input type="checkbox"/> 広報資料掲示板を設置し随時資料を更新・掲示する。 （本部要員及び各報道機関が同じ情報を得られるよう努める） <input type="checkbox"/> 配布資料は、必ず「〇月〇日〇時現在」と明記する。 <input type="checkbox"/> 記者発表資料は、同時に同じものを県（中濃県事務所）に報告・送付する。 <input type="checkbox"/> 情報の照会に対しては把握している限りで回答し、未確認情報については率直にその旨伝える。 <input type="checkbox"/> 不明な詳細事項に関する照会に対しては個別に調査せず、後刻一括発表する旨を伝え、質問項目を記録する。 <input type="checkbox"/> 報道対応に追われ、本部としての警戒対策、応急対策、災害復旧対策の実施がおろそかにならないよう留意する。

## 常備消防部の発表

常備消防部の行う警戒防御に関する発表は、第2次出場（自然災害の場合は第1次出場）以後、消防本部職員が実施する。（中濃消防組合災害出場規程第34条及び中濃消防組合災害出場規程実施要項第9条第1項第5号に定めるところにより行う。）

## シーシーエヌ㈱（CATV）以外のラジオ、テレビ局に対する応援広報の要請

市は、情報を一元的に報道機関に提供し、必要に応じ報道を要請する。報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。（岐阜県地域防災計画）

## 市民向け緊急声明を発表する時

災害により市域各地が互いに分断され指揮系統の確立が困難と考えられる場合、市域に大規模な地震（震度6弱以上をめやすとする。）が発生した場合、又は、以下に掲げる要件の1つ以上に該当する場合、本部長（市長）は、事態判明後2時間以内及び該当要件の基準時間から2時間以内を目途として、CATV及びNHK等放送において市民向け緊急市長声明を発表する。また、あわせて各部長及び地域支部長、地区支部長に対して必要な受入れ措置を講ずるよう指示する。

なお、「市民向け緊急声明」の発表にあたっては、可能な限り本部長自ら直接市民に対して呼びかけを行い、健在であることを示す。

- ・災害対策本部設置後又は地震発生後3時間における職員参集率が30%未満の場合
- ・災害対策本部設置後又は地震発生後6時間における職員参集率が50%未満の場合
- ・災害対策本部設置後又は地震発生後12時間における職員参集率が70%未満の場合

## 市民向け緊急声明における要請内容

「市民向け緊急声明」における主な要請内容は、被災の状況によりその都度本部長（市長）が決めるが、おおむね以下のとおりとする。

対象	主な要請内容
市民	<input type="checkbox"/> 地域支部、地区支部が行う対策活動への協力 <input type="checkbox"/> 各部が行う対策活動への協力 <input type="checkbox"/> 避難所及び被災地域、地区におけるボランティア活動への参加 ※市民であって、国・県・他市町に所属する職員については、所属先に特に支障がない限り、本市に対する応援派遣要員として、本部業務に協力するよう県を通じて所属機関に対し口頭で要請する。後日必要な手続を行う。
協定事業所等	<input type="checkbox"/> 飲料水・食品・日用品等の被災者への提供 <input type="checkbox"/> 医薬品・医療用資器材等の病院・救護所への提供 <input type="checkbox"/> 各部、各地域支部、各地区支部への資器材・物資・燃料及び技術者その他活動要員の提供
その他	<input type="checkbox"/> 市議会議長に対して全員協議会の招集要請 ※「市民向け緊急声明」における要請措置に関する承認・協力を得るとともに、その他必要な措置について意見を求める。

(市長コメント)

□ 関市民の皆さん。市長の〇〇〇〇です。

ただ今、市域の各地で土砂崩れ等が発生し、相互に連絡交通が困難な状況です。

私は、直ちに市本庁舎にかけつけ災害対策本部を設置し、本部長として、参集した職員を指揮し、被害を最小限に抑えるための応急対策の実施、被災した市民の皆様の救援対策の実施にあたらせております。

また、県、国等に対し市内の被害状況を報告し、県・国及び自衛隊による救援要員の速やかな派遣を要請いたしました。

私ども市庁舎、職員も少なからず被害を受けており、また、道路等の損壊、交通渋滞の発生等により、皆様の元に救援隊がかけつけるまでに数日程度の遅れを来たす地域もあるかもしれません。しかし、市、県、国は、関係機関、地域の団体・事業所の協力を受けて、全力をあげ応急対策の実施、被災した市民の皆様の救援対策の実施にあたっております。

救援隊が到着するまでの間、何よりも皆さんがお互いに助け合い、落ちついて行動することが大切です。災害による被害そのものは、決して克服できないものではありません。

市民の皆さん！

市が設置する地域支部、地区支部、各部、各機関が行う対策活動に対し、全幅の信頼を置かれますようお願いいたします。

また、被害が幸いに軽微であった市民の皆様は、ボランティア活動等に積極的に参加されますよう心よりお願いいたします。

協定事業所の皆さん！

市より連絡をさしあげておりますが、連絡がつかない場合もあろうかと思えます。飲料水・食品・日用品等の被災者への提供、医薬品・医療用資機材等の病院・拠点救護所への提供、本庁、各事務所、出先事務所等へ資器材・物資・燃料及び技術者その他活動要員の提供について、速やかに実施されますようお願いいたします。

## 災害時における安否不明者・死者の氏名等公表に係る手順書（岐阜県危機管理部防災課 令和5年6月）

## 1 手順書の趣旨

本手順書は、災害時における安否不明者の搜索・救助活動の効率化・円滑化等のため、内閣府が策定した「防災分野における個人情報取扱いに関する指針」を踏まえ、本県としての氏名等公表に係る手順を整理したものである。

### 【公表基準】

＜安否不明者＞ ※行方不明者が含まれる。

住民基本台帳の閲覧制限を受けていない者（DV等で相談中の者は除く）について、家族の同意を確認することなく氏名等を公表する。

＜死者＞

住民基本台帳の閲覧制限を受けていない者（DV等で相談中の者は除く）のうち、遺族の同意が確認された者について氏名等を公表する。

### 【定義】

安否不明者：行方不明者となる疑いのある者

行方不明者：当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者

死者：当該災害が原因で死亡した者

## 2 公表主体

救助・搜索活動に活動の効率化・円滑化等に必要と判断した場合は、原則として県が公表する。

### 3 公表する内容

公表する内容は、以下に掲げるものを基本とし、状況に応じてどの情報を出すのかを判断する。

- 氏名（フリガナ） : 住民基本台帳に登載されている氏名（フリガナ）とする
- 年齢 : 発災時の年齢とする
- 性別 : 住民基本台帳に登載されている性別とする
- 現住所 : 市町村名および大字名とする

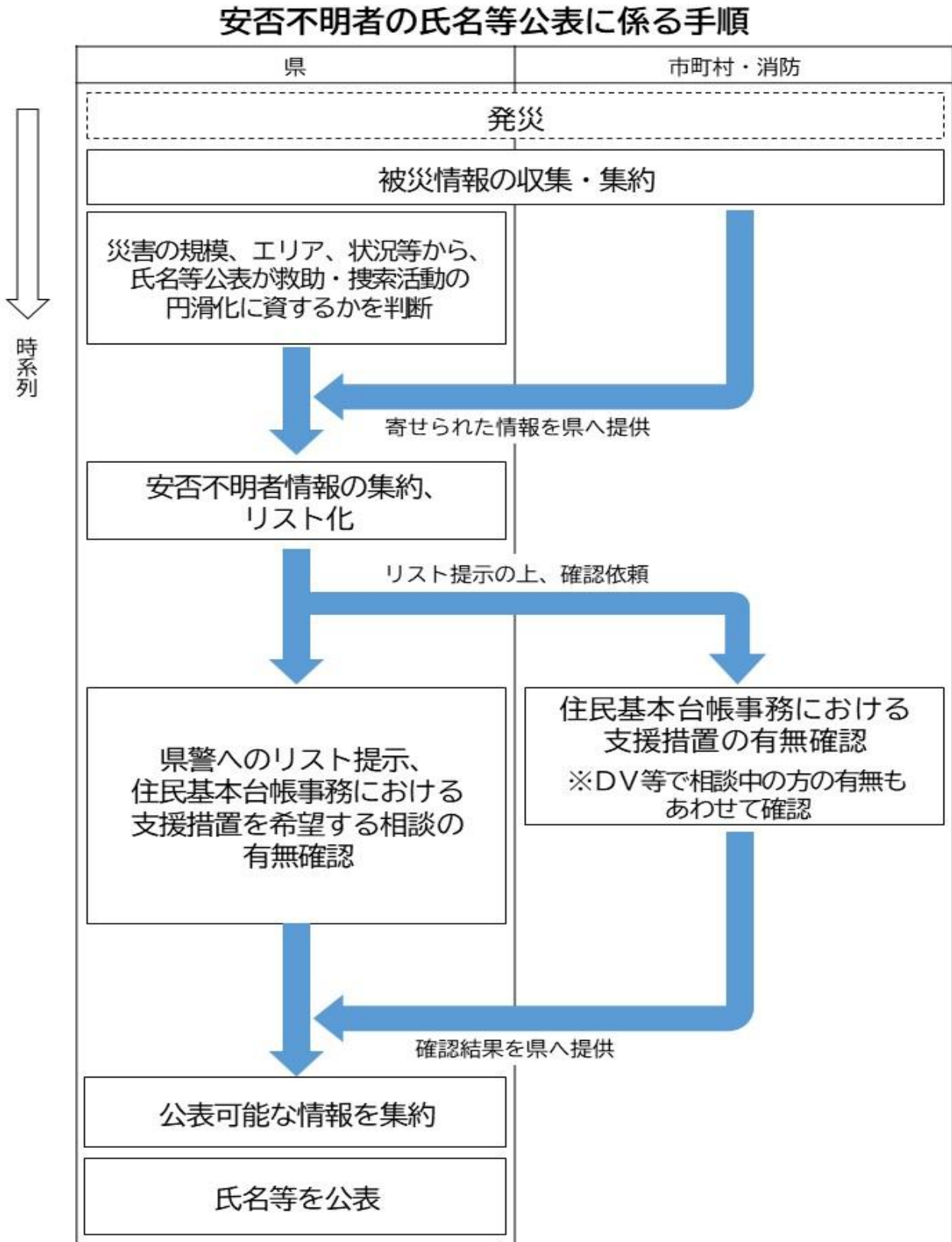
なお、安否不明者・死者が被災地以外の市町村（県外を含む）に住民票がある場合は、住民票がある市町村に上記内容を確認する。

### 4 公表方法

安否不明者又は死者の氏名等情報をリスト化し、県政記者クラブへの資料提供及び県ホームページでの掲載により公表する。

## 5 公表の流れ

### (1) 安否不明者



#### ① 安否不明者に関する情報の収集・集約

- ・県及び市町村は、住民等から寄せられる安否不明者に関する情報を収集・集約する。
- ・あわせて市町村は、被災地域の特定を行うとともに、同地域に居住する住民の安否情報を収集・集約する。なお、学生や単身赴任者、旅行者のように、当該市町村の住民基本台帳では確認できない者については、関係機関（教育機関、勤務先、宿泊施設等）から情報を収集・集約する。
- ・市町村は、上記により取りまとめた情報を、県へ提供する。

#### ② 安否不明者情報のリスト化

- ・県は、①により提供された情報を精査し、リスト化する。その後、リストを該当市町村に提示するとともに、以下の点について確認を依頼する（各市町村の依頼先は別添「市町村担当部署一覧」を参照）。
  - 住民基本台帳事務における支援措置（以下「支援措置」という。）の有無※支援措置の内容はP7を参照

#### ③ 支援措置の有無確認

- ・市町村は、県から依頼があったときは、安否不明者に係る支援措置の有無を確認する。
- ・あわせて、支援措置を希望する相談をしている者の有無についても、福祉部門と連携して確認する。
- ・県は、リストを県警に提示し、支援措置を希望する相談をしている者の有無を照会する。

#### ④ 公表可能な情報の集約

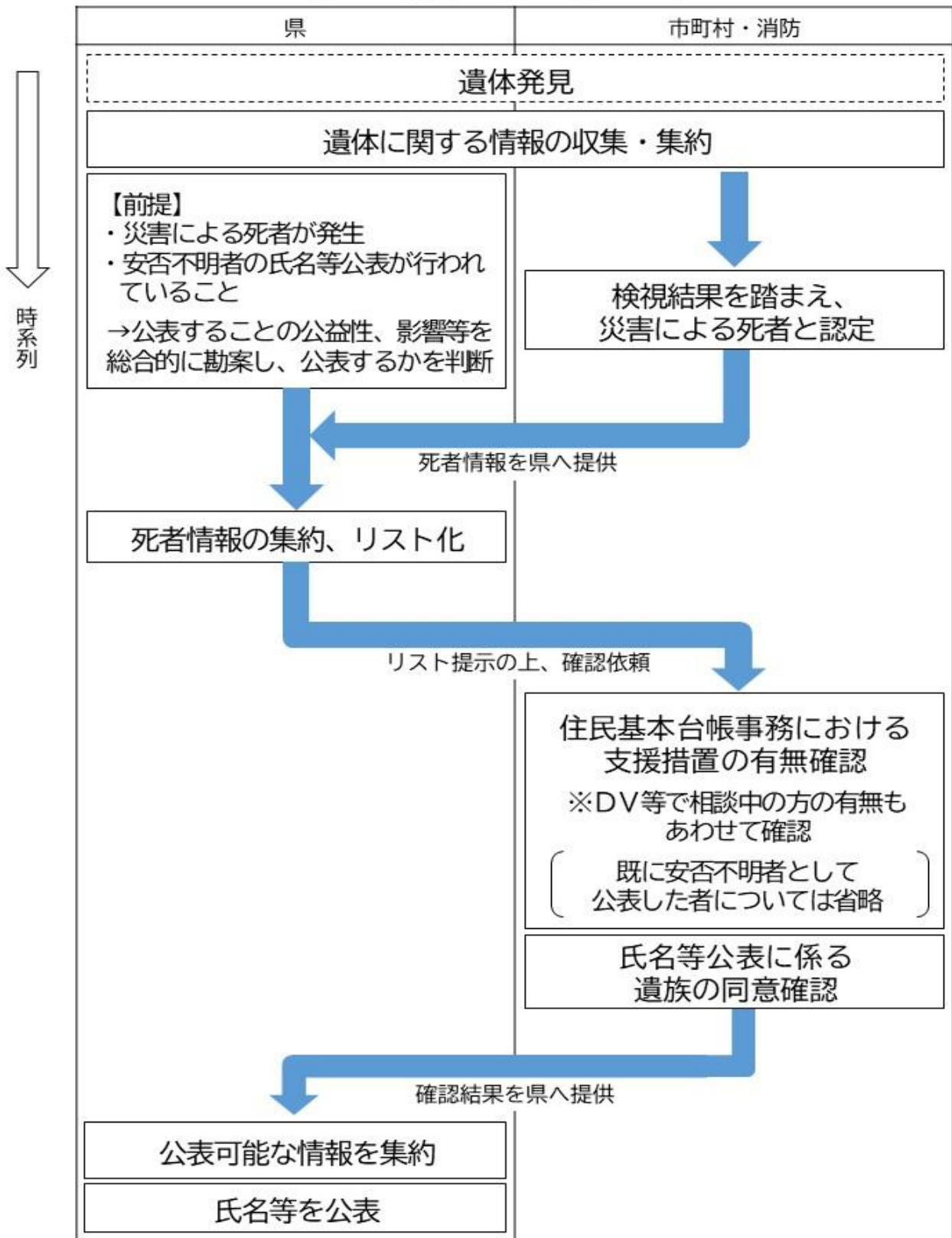
- ・県は、③を踏まえ、氏名等公表可能な者の「氏名（フリガナ）、年齢、性別、現住所」を集約する。

#### ⑤ 安否不明者の氏名等公表

- ・県は、④で集約した氏名等情報について、県政記者クラブに資料配布するとともに、県ホームページに掲載する。
- ・また、市町村においても、ホームページで氏名等情報を掲載することとするが、県ホームページへのリンク掲載に代えても差し支えない。
- ・公表後、無事が確認された者及び死亡が確認された者については、公表情報から削除する。
- ・死亡が確認された者に係る氏名等公表については、「(2) 死者」を参照。

(2) 死者

### 死者の氏名等公表に係る手順



### ① 遺体に関する情報の収集・集約

- ・ 県及び市町村は、関係機関から寄せられる遺体に関する情報を収集するとともに、市町村が検視結果等を踏まえ災害による死者と認定したものを収集・集約する。
- ・ 市町村は、上記により取りまとめた情報を、県へ提供する。

### ② 死者リストの集約

- ・ 県は、①により提供された情報を精査し、リスト化する。その後、リストを該当市町村に提示するとともに、以下の二点について確認を依頼する（各市町村の依頼先は別添「市町村担当部署一覧」を参照）。
  - 支援措置の有無
  - 氏名等公表に係る遺族の同意確認

### ③ 支援措置の有無確認

- ・ 市町村は、県から依頼があったときは、死者に係る支援措置の有無を確認する。
- ・ あわせて、支援措置を希望する相談をしていた者の有無についても、福祉部門と連携して確認する。
- ・ ただし、既に安否不明者として当該死者の氏名等情報が公表されている場合は、確認の必要はない。

### ④ 氏名等公表に係る遺族の同意確認

- ・ 市町村は、県から依頼があったときは、当該死者の氏名等公表について、遺族の同意を確認する。市町村だけでは確認が困難な場合は、県がこれに協力する。
- ・ 同意を得る遺族は、同居の親族を原則とする。なお、同居の親族と連絡が取れない場合は、原則として二親等以内の親族に確認することとする。
- ・ 同意を確認した際は、その日時、相手方の続柄及び氏名を聞き取る。

### ⑤ 公表可能な情報の集約

県は、③及び④を踏まえ、氏名等公表可能な者の「氏名（フリガナ）、年齢、性別、現住所」を集約する。

### ⑥ 死者の氏名等公表

- ・ 県は、⑤で集約した氏名等情報について、県政記者クラブに資料配布するとともに、県ホームページに掲載する。
- ・ また、市町村においても、ホームページで氏名等情報を掲載することとするが、県ホームページへのリンク掲載に代えても差し支えない。

(参考)

### ○住民基本台帳事務における支援措置

「ドメスティック・バイオレンス(DV)、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置」として、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票(除票を含む。)の写し等の交付、戸籍の附票(除票を含む。)の写しの交付を制限すること。

### ○支援措置の対象となりうるDV等被害者

- (1) 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力により生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの
- (2) ストーカー規制法第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあるもの
- (3) 児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの
- (4) その他、(1)から(3)までに掲げるものに準ずるもの

(出典:住民基本台帳事務処理要領(昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知)

## 自衛隊災害派遣基準（現行自衛隊法第83条、災害対策基本法第68条の2）

- 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- 災害に際し、通信の途絶等により市長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、市長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合
- 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがない場合に、自衛隊が自主的に派遣する場合
- 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

## 災害派遣手続き

- ・本部長（市長）は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、「災害派遣要請依頼書」により県知事に要請の依頼を行う。ただし、急を要するときは、口頭又は電話で行い事後速やかに文書を提出するものとする。要請を行った場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

## 災害派遣要請依頼書の内容

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 災害の状況及び派遣要請の理由<br><input type="checkbox"/> 派遣を希望する期間<br><input type="checkbox"/> 派遣を希望する区域及び活動内容<br><input type="checkbox"/> その他参考となるべき事項 |
|--|

## 連絡先

## 1. 通常時

区分	勤務時間内	勤務時間外
（災害対策本部設置時） 岐阜県災害対策本部	058-272-1111(代) （時間内・時間外とも） 電話 058-272-1124 FAX 058-271-4119 防災無線 400-731	
（災害対策本部未設置時） 岐阜県防災課		

## 2. 県への通報が困難な場合

- ・通信の途絶等により知事への依頼ができない場合は、自衛隊等に通知する。

区分	勤務時間内	勤務時間外
陸上自衛隊第10師団 司令部（名古屋市守山区）	第3部防衛班 052-791-2191 内線 4237 FAX 4239 防災無線 652-704	司令部当直 （第35普通科連隊から連絡が入る。） 内線 4301
陸上自衛隊第10師団 第35普通科連隊	第3科 052-791-2191 内線 4832 FAX 4831 防災無線 652-702	第3科 052-791-2191 内線 4509(部隊当直) FAX 4839(第3科) 防災無線 652-702
航空自衛隊岐阜基地 （各務原市）	第2補給処企画課 058-382-1101 内線 2682 FAX 058-382-4899 防災無線 653-701	基地当直 058-382-1101 内線 2226  防災無線 653-703
自衛隊岐阜地方協力本部 （岐阜市）	総務課 058-232-3127 FAX 058-232-3127 防災無線 654-702	基地当直  防災無線 654-703

区分	活動内容
準備	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に協議できるよう作業計画をたてる。この場合他の機関と重複競合しないよう重点的・効率的な作業分担を行うよう配慮する。</li><li><input type="checkbox"/> 必要な資機材等の確保・調達を行う。</li><li><input type="checkbox"/> 派遣部隊の集結場所となる中池公園（管理事務所：協働推進部スポーツ推進課）に対し必要な体制を確保するよう指示する。</li><li><input type="checkbox"/> 派遣部隊の炊飯、野営地となる県立百年公園（管理事務所）に対し協力を要請する。</li><li><input type="checkbox"/> 本部内待機所、車両、機材等の保管場所の確保その他受入れのために必要な措置及び準備を行う。</li></ul>
受入れ	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 派遣部隊集結場所へは職員を派遣し部隊を目的地に誘導する。</li><li><input type="checkbox"/> 作業実施期間中は、現場に連絡員を置き派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整の上作業の推進を図る。</li></ul>
県への報告	<ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 派遣部隊の到着後及び必要に応じて、所定の事項について県本部を通じて知事に報告する。</li></ul>

項目	救援活動内容
被害状況の把握	□車両・航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	□避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者の捜索救助	□行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	□堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	□火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	□道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	□被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	□救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	□被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	□「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	□能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	□その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

**災害派遣部隊の撤収要請**

- ・知事が本部長（市長）及び派遣部隊の長と協議して行う。
- ・災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、本部長（市長）は速やかに文書をもって知事に対しその旨報告する。
- ・文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話をもって連絡しその後文書を提出する。

**経費の負担区分**

## 1. 自衛隊の救援活動に要した経費

原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、下記を基準とする。

- ・派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料
- ・派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- ・派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費
- ・県、市町村が管理する有料道路の通行料

## 2. その他

負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県が調整してその都度協議して決定する。

## S1-06-06 防災機関・団体への応援要請

- ・消防長（中濃消防組合指揮本部）又は市長公室長（本部連絡班）が県・国・自衛隊等各機関並びに団体等へ迅速に行う。
- ・市庁舎が甚大な被害を受け、救援対策実施機関としての役割を果たせない場合は、直ちに県、国等へその旨を通報し、全面的な救援活動の実施を要請する。
- ・以下をめやすとして、報告事項の確認、未確認にかかわらず災害発生後3時間以内に行う。

区分	協力要請を要する状況
被害が甚大であるため、応援要請の必要がある場合	<input type="checkbox"/> 耐震性が高いと推定される建築物・工作物（市役所庁舎、消防本部庁舎、中濃厚生病院、東海北陸及び東海環状自動車道高架区間など）の重大な被災が報告された場合 <input type="checkbox"/> 大規模住宅団地における多数の建物倒壊が報告された場合 <input type="checkbox"/> 住宅密集地に延焼火災が発生していることが報告された場合 <input type="checkbox"/> 2～3時間以上経過後も「安否の有無」が確認できない地域支部がある場合、又は地区支部が2つ以上ある場合
職員の参集状況がよくないため、応援要請の必要がある場合	<input type="checkbox"/> 地震発生後2時間における消防本部職員配備率が30%未満の場合 <input type="checkbox"/> 地震発生後3時間における市長部局職員参集率が30%未満の場合 <input type="checkbox"/> 地震発生後6時間における市長部局職員参集率が50%未満の場合 <input type="checkbox"/> 地震発生後12時間における消防本部職員配備率が50%未満の場合
各出先機関の甚大な被災のため、応援要請の必要がある場合	<input type="checkbox"/> 当該出先機関の甚大な被災が確認された場合 <input type="checkbox"/> 当該出先機関の所在する地域、地区に甚大な被害が生じたことが報告された場合 <input type="checkbox"/> 当該出先機関の所在する地域、地区に延焼火災発生のおそれがある場合 <input type="checkbox"/> 3時間以上経過後も当該出先機関との連絡がとれない場合

## 県に対する職員応援要請

- ・県に対する職員応援の要請は、各部長が以下の条件を示し、県支部担当班を通じて行う。
  - 応援派遣を求める理由
  - 応援派遣を求める職員の職種別人員
  - 応援派遣を必要とする期間（○月○日～○月○日まで）
  - 集合の場所（要員移送の方法）
  - 派遣される職員の給与その他必要な勤務条件
  - その他職員の応援派遣について必要な事項
- ・通信途絶その他の事情により正規の方法によることが困難なときは、迅速を第1として、本部連絡室長がとりまとめて行う。

## 中・長期的な応援要員に関する調査項目

- ・本部長は、災害応急対策の長期化、作業量の膨大化等により中・長期的な応援要員が必要と判断されるか否かについて、早めに判断するよう努める。
- ・本部長は、各部門長を通じて、部長及び地域支部長に対し随時以下について調査報告を命じる。
  - 派遣を求める期間（以下の3区分によった上で）
    - ア 災害発生当該年度内の派遣を求めるもの
    - イ 次年度以降派遣を求めるもののうち、引き続き同一人の継続派遣をもとめるもの
    - ウ 同じく、随時職員の交代が可能であるもの
  - 職種
  - 必要人数
  - 事務内容

## 他自治体からの派遣職員の留意事項

- ・他自治体からの派遣職員は、「応援職員」である旨を腕章・プレート等により明示し、可能な限り後方支援業務に配置する。
- ・やむを得ず住民対応を必要とする部署に配置する場合は、市職員のアシスタント業務につける、業務の遂行上必要な背景、経過等に関する事前説明を十分行うなど配慮する。

項目	活動内容
応援要請 (第一報要請)	<input type="checkbox"/> 被災状況等から中濃消防組合の消防力及び県内応援部隊だけでは、十分な対応が取れないと判断したときは、緊急消防援助隊応援要請連絡により、速やかに知事に緊急消防援助隊の応援要請を行う。 <input type="checkbox"/> この場合において知事と連絡が取れないときは、直接、消防庁長官に対して要請するものとする。
情報連絡	<input type="checkbox"/> 知事に対する第一報要請後、引き続き次に掲げる内容を速やかに連絡する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急消防援助隊の応援を必要とする地域</li> <li>・緊急消防援助隊の到達ルート（県が被災状況を踏まえて決定する進出拠点から、市町村内の応援を必要とする地域まで）</li> <li>・その他必要な情報</li> </ul>
受入れ手順	<input type="checkbox"/> 緊急消防援助隊の受入れについては、「岐阜県災害時広域受援計画」及び「岐阜県緊急消防援助隊受援計画」に基づき実施する。 <input type="checkbox"/> 県内消防機関の応援消防隊については、「岐阜県広域消防相互応援協定書」に基づき実施する。
各拠点及び到達ルートの設定	<input type="checkbox"/> 市町村進出拠点及び活動拠点については、県消防応援活動調整本部が市長と調整し決定する。

部	課	協力団体
市長公室	危機管理課	<input type="checkbox"/> 関市防災指導員連絡協議会 <input type="checkbox"/> 関市耐震貯水槽消火救助隊連絡協議会 <input type="checkbox"/> 中濃地区交通安全協会 <input type="checkbox"/> 中濃地区防犯協会 <input type="checkbox"/> 関市自治防犯防災会 <input type="checkbox"/> 関警察署 <input type="checkbox"/> 陸上自衛隊第35普通科連隊(守山) <input type="checkbox"/> 航空自衛隊(岐阜基地) <input type="checkbox"/> 国土交通省中部地方整備局 <input type="checkbox"/> 岐阜県トラック協会濃飛支部 <input type="checkbox"/> 岐阜県タクシー協会中濃支部 <input type="checkbox"/> シーシーエヌ(株) <input type="checkbox"/> 関アマチュア無線連絡協議会 <input type="checkbox"/> (株)サン・ストラッセ <input type="checkbox"/> (株)カインズ <input type="checkbox"/> 学校法人神野学園岐阜医療科学大学 <input type="checkbox"/> 岐阜関カントリー倶楽部 <input type="checkbox"/> NTT西日本(株)岐阜支店 <input type="checkbox"/> 中部電力(株) 関営業所 <input type="checkbox"/> 関郵便局、関栄町郵便局 <input type="checkbox"/> 青協建設(株) <input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人日本動物介護センター <input type="checkbox"/> 岐阜県中濃生コンクリート協同組合 <input type="checkbox"/> (株)東海大阪レンタル <input type="checkbox"/> ヤフー(株)
	企画広報課	<input type="checkbox"/> テレビ・ラジオ・新聞等報道機関
	秘書課	
協働推進部	市民協働課	<input type="checkbox"/> 関市自治会連合会 <input type="checkbox"/> 関市国際交流協会
	生涯学習課	
	文化課	<input type="checkbox"/> 岐阜県文化財保護協会関支部
	スポーツ推進課	<input type="checkbox"/> (一財) 関市スポーツ協会
財務部	財政課	
	行政情報課	<input type="checkbox"/> (一財) 岐阜県市町村行政情報センター
	管財課	<input type="checkbox"/> 岐阜県石油商業協同組合武儀支部 <input type="checkbox"/> 関自動車整備協業組合 <input type="checkbox"/> めぐみの農業協同組合 <input type="checkbox"/> 岐阜県瓦葺組合中濃支部
	税務課	<input type="checkbox"/> 中越大震災ネットワークおぢや
	契約検査課	

部	課	協力団体
健康福祉部	福祉政策課	<input type="checkbox"/> 社会福祉法人関市社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人平成会 <input type="checkbox"/> 関市赤十字奉仕団 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人美谷会 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人岐阜県福祉事業団 <input type="checkbox"/> 岐阜県立関特別支援学校 <input type="checkbox"/> ルートインジャパン (株) <input type="checkbox"/> A Bホテル (株)
	高齢福祉課	<input type="checkbox"/> 社会福祉法人 平成会 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 大和社会福祉事業センター <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 武芸会 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 桜友会 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 祥雲会 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 三輪会
	子ども家庭課	<input type="checkbox"/> 保育園保護者会
	市民健康課	<input type="checkbox"/> 中濃厚生病院、関中央病院 <input type="checkbox"/> (一社) 武儀医師会、(一社) 関歯科医師会 <input type="checkbox"/> 関薬剤師会、岐阜県医薬品小売商業組合関支部
市民環境部	市民課	<input type="checkbox"/> (一財) 岐阜県市町村行政情報センター <input type="checkbox"/> イオンリテール(株)イオン関店 <input type="checkbox"/> (株) バロー <input type="checkbox"/> (株) カインズ <input type="checkbox"/> (株) ベイシア <input type="checkbox"/> 奥長良川名水(株) <input type="checkbox"/> ゲンキー(株) <input type="checkbox"/> 生活協同組合コープぎふ <input type="checkbox"/> (有) マツオカ <input type="checkbox"/> (一社) 岐阜県L P ガス協会武儀支部 <input type="checkbox"/> トーシンリゾート(株)
	保険年金課	
	環境課	<input type="checkbox"/> 岐阜県環境整備事業協同組合 <input type="checkbox"/> 岐阜県獣医師会 <input type="checkbox"/> 岐阜県清掃事業協同組合 <input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人日本動物介護センター
教育委員会	教育総務課	<input type="checkbox"/> 岐阜県立関高等学校、岐阜県立関有知高等学校
	学校教育課	<input type="checkbox"/> 校長会、教頭会 <input type="checkbox"/> 小中学校PTA、保護者会
	関商工高校	<input type="checkbox"/> 高校PTA、保護者会
産業経済部	商工課	<input type="checkbox"/> 関市建設業災害対策協議会 <input type="checkbox"/> 関商工会議所 <input type="checkbox"/> 関市東商工会、関市西商工会 <input type="checkbox"/> 関工業団地協同組合
	観光課	<input type="checkbox"/> 岐阜県飲食生活衛生同業組合関支部 <input type="checkbox"/> 観光・宿泊事業者
	農林課	<input type="checkbox"/> めぐみの農業協同組合 <input type="checkbox"/> 用水・水門等管理者(土地改良区等) <input type="checkbox"/> ため池管理人 <input type="checkbox"/> 中濃森林組合
基盤整備部	建設総務課	<input type="checkbox"/> ひ門・陸閘管理者
	土木課	<input type="checkbox"/> 関市建設業災害対策協議会 <input type="checkbox"/> (一社) 岐阜県法面環境技術協会

部	課	協力団体
	都市計画課	<input type="checkbox"/> 関建築工業会 <input type="checkbox"/> (公社) 岐阜県建築士事務所協会中濃支部 <input type="checkbox"/> 関区電気工事業工業組合 <input type="checkbox"/> 関電設工業会 <input type="checkbox"/> (公社) 岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 <input type="checkbox"/> 岐阜乗合自動車(株)、(株)ドライビングサービス <input type="checkbox"/> 長良川鉄道(株)
	水道課	<input type="checkbox"/> 関市管工事協同組合
	下水道課	<input type="checkbox"/> 関市建設業災害対策協議会 <input type="checkbox"/> (有) 関環境サービス、美濃設備(株)、(有) 梅村総業、中央清掃(株) <input type="checkbox"/> 関市管工事協同組合
中濃消防組合		<input type="checkbox"/> 中濃地区防火協会 <input type="checkbox"/> 武儀地区危険物安全協会

分野	協定名	協定先	締結日
相互応援	岐阜県水道災害相互応援協定	岐阜県	平成9年4月1日
	岐阜県及び市町村災害時相互応援協定	岐阜県	平成10年 3月30日
	災害時における相互応援協定	富山県氷見市	平成11年 3月25日
	非常災害時等における相互応援に関する協定	東京都豊島区	平成13年11月13日
	消防相互応援協定	郡上市	平成17年 2月 7日
	東海環状自動車道沿線都市災害時相互応援に関する協定書	多治見市、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、可児市、愛知県瀬戸市、愛知県豊田市	平成17年 3月16日
	災害時における相互応援に関する協定書	めぐみの農業協同組合	平成23年 5月31日
	災害時における相互応援協定	三重県名張市	平成23年 8月 4日
	災害時における相互応援協定	愛知県一宮市	平成23年 8月16日
	新潟県三条市、福井県越前市及び岐阜県関市の災害時における相互応援に関する覚書	新潟県三条市 福井県越前市	平成24年 4月17日
	全国鶴飼サミット関連自治体による災害時における相互応援に関する協定書	山梨県笛吹市、岐阜県岐阜市、愛知県犬山市、山口県岩国市、茨城県日立市	平成24年10月26日
		愛媛県大洲市、広島県三次市	平成25年10月15日
	大規模災害時における相互応援に関する覚書	福井県越前市	平成24年11月27日
	災害時における相互応援協力に関する協定	神奈川県泰野市	令和3年10月15日
消防相互応援協定	岐阜市	令和5年8月9日	
共同宣言	共同宣言	山形県遊佐町、埼玉県秩父市、福島県猪苗代町、埼玉県三芳町、岩手県一関市、群馬県神流町、栃木県那須烏山市、新潟県魚沼市、長野県箕輪町、茨城県常陸大宮市、東京都豊島区	平成17年11月1日
応急対策 (施設利用)	災害発生時における学校開放に関する覚書	岐阜県立関高等学校	昭和52年 9月10日
	非常災害時における教育施設等開放に関する覚書	岐阜県立関有知高等学校	平成16年10月 1日
	大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書	株式会社サン・ストラッセ	平成18年 7月24日
	大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書	株式会社カインズ	平成21年 8月27日
	災害時における協力に関する協定書 (マーゴの湯)	株式会社マーゴグループ	令和5年9月13日
	災害対策時施設利用協定書	関警察署	平成24年10月22日
	土砂災害時における避難所代替施設の使用に係る協定	マイスター	平成25年12月27日
	土砂災害時における避難所代替施設の使用に係る協定	板取川上流漁業協同組合	平成25年12月27日

分野	協定名	協定先	締結日
	土砂災害時における避難所代替施設の使用に係る協定	特定非営利活動法人 みつばちの家	平成25年12月27日
	土砂災害時における避難所代替施設の使用に係る協定	関市武芸川町下平自治会	平成26年 1月30日
	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人平成会 障害者支援施設いちいの杜ハートフル	平成26年 1月24日
	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人平成会 特別養護老人ホームハートフル	平成26年 1月24日
	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人美谷会 指定障がい者支援施設美谷の里	平成26年 1月24日
	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人 大和社会福祉事業センター 特別養護老人ホームハートタウン 平成の杜	平成26年 1月24日
	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人武芸会 特別養護老人ホーム寿和苑	平成26年 1月24日
	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人桜友会 特別養護老人ホーム ほほえみ福寿の家	平成26年 1月24日
	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人岐阜県福祉事業団 障害者支援施設ひまわりの丘	平成26年 1月24日
	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人三輪会 介護老人福祉施設ゴールドヴィレッジほらど	平成26年 1月24日
	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人祥雲会 特別養護老人ホームあかつき	平成26年 1月24日
	災害時における支援協力に関する協定	岐阜関カントリー倶楽部	平成26年 3月26日
	岐阜県との災害時における広域防災拠点の活用に関する協定	岐阜県	平成26年 8月11日
	美濃市との災害時における避難所の利用に関する協定書	美濃市	平成26年 9月22日
	非常災害発生時における土地建物等の使用に関する協定	中部電力株式会社 関営業所	平成27年12月21日
	災害時等における動物救護活動に関する協定	NPO法人日本動物介護センター	平成29年10月31日
	災害時における施設利用に関する協定	青協建設株式会社	平成31年1月22日
	災害時等における支援協力に関する協定	株式会社ブリヂストン関工場	令和5年9月15日
	災害時における岐阜県百年公園駐車場の開放に関する協定	岐阜県美濃土木事務所 岐阜県百年公園指定管理者代表構成員 昭和造園土木㈱	令和3年9月30日
	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人香徳会 特別養護老人ホームせきこもれび	令和5年3月20日
	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人大和社会福祉事業センター 小規模特別養護老人ホームハートシティ中濃の杜	令和5年3月20日
	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人成蹊会 介護老人保健施設東山ハイツ	令和5年3月20日
	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	医療法人社団実践会 介護老人保健施設リバーサイド悠悠	令和5年3月20日

分野	協定名	協定先	締結日
	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	医療法人すずらん会 すずらん(サービス付き高齢者向け住宅)	令和5年3月20日
	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	一般社団法人明日の福祉を考える人たち あすか(有料老人ホーム)	令和5年3月20日
	災害時における宿泊施設等の提供に係る協定	ルートインジャパン株式会社	令和5年10月25日
	災害時等における福祉避難所の開放に関する協定	岐阜県立関特別支援学校	令和5年11月7日
	災害時における宿泊施設等の提供に係る協定	A B ホテル株式会社	令和6年10月11日
応急対策 (支援協力)	災害発生時における関市と関市内郵便局の協力に関する協定	関郵便局、関栄町郵便局	平成 9年 5月 7日 平成29年 7月 7日 再締結
	災害時の建築物災害応急対策活動に関する協定書	関建築工業会	平成13年10月4日 平成20年 1月10日 再締結
	災害時の上下水道災害応急対策活動に関する協定書	関市管工事協同組合	平成13年10月4日 平成17年 4月 1日 再締結
	災害時の電気工作物災害応急対策活動に関する協定書	関区電気工事業工業組合	平成18年 2月20日
	災害時の応援業務に関する基本協定	(公社)岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成18年12月27日
	災害時における応急対策支援活動等の協力に関する協定	関工業団地協同組合	平成20年 6月12日
	災害時における応急対策に関する協定書	関自動車整備組合	平成23年 9月 2日
	災害時における応急対策に関する協定書	中濃森林組合	平成24年 3月12日
	放射線災害支援に関する協定書	学校法人神野学園 岐阜医療科学大学	平成24年 3月14日
	災害時における応急対策活動に関する協定書	関市建設業災害対策協議会	平成24年 6月11日
	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	関電設工業会	平成26年 3月26日
	災害時における応急対策業務に関する協定書	岐阜県瓦葺組合中濃支部	平成31年2月6日
	災害時における消防用水等の供給支援に関する協定	岐阜県中濃生コンクリート協同組合	令和1年12月18日
	災害時における停電復旧の障害物除去等に関する協定	中部電力株式会社 電力ネットワークカンパニー	令和2年3月25日
	災害時等におけるバス利用に関する協定	岐阜乗合自動車株式会社	令和2年9月1日
	災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書	(福)関市社会福祉協議会	令和2年9月11日

分野	協定名	協定先	締結日
	災害時における学生等ボランティア活動に関する協定書	(福) 関市社会福祉協議会 学校法人岐阜済美学院 中部学院大学 中部学院大学短期大学部	令和2年10月29日
	災害時等における協力体制に関する協定書	(福) 関市社会福祉協議会 (一社) 関青年会議所	令和3年12月22日
	災害時等における輸送業務に関する協定書	関タクシー株式会社 岐阜交通東部株式会社 岐阜名鉄タクシー株式会社	令和4年11月1日
	電気自動車を活用した脱炭素化及び災害に強いまちづくりに関する連携協定書	日産自動車株式会社 岐阜日産自動車株式会社	令和5年3月10日
	汚水の集合処理事業に係る災害支援協定	(公社) 日本下水道管路管理業協会 (公社) 全国上下水道コンサルタント協会中部支部 岐阜県環境整備事業協同組合 日本下水道事業団	令和6年2月1日
	災害時の上下水道災害応急対策活動に関する協定書	一般社団法人 関水道協会	令和7年5月26日
	災害時における物資の輸送等に関する協定書	岐阜県トラック協会濃飛支部	令和7年6月26日
	災害時における車両の移動等に関する協定書	有限会社可児自動車	令和7年12月22日
	災害時等におけるドローンの活用に関する協定書	株式会社シーランドスカイ	令和8年3月23日
物資	災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書	イオンリテール株式会社 イオン関店	平成18年 7月24日
	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	株式会社バロー	平成19年 8月 8日
	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	株式会社カインズ	平成21年 8月27日
	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	株式会社ベイシア	平成21年 8月27日
	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	奥長良川名水株式会社	平成22年 2月 1日
	災害時における燃料調達に関する協定書	めぐみの農業協同組合	平成23年 6月10日
	災害時における医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書	関薬剤師会	平成23年 6月22日
	災害時における医薬品等の調達に関する協定書	岐阜県医薬品小売商業組合 関支部	平成23年 6月22日
	災害時における医薬品・生活必需品等の供給に関する協定書	ゲンキー株式会社	平成23年 8月17日
	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープぎふ	平成24年 3月15日
	災害時におけるLPガスの供給に関する協定	(一社) 岐阜県LPガス協会武儀支部	平成25年 8月 1日
	災害時等における応急生活物資等の供給に関する協定	有限会社マツオカ	平成29年 8月23日

分野	協定名	協定先	締結日
	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	岐阜県石油商業協同組合	平成31年2月4日
	災害時等における応急対策資機材の供給等に関する協定	株式会社東海大阪レンタル	令和1年7月24日
	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	令和2年8月24日
	災害時等におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	有限会社 ウインドソックス	令和3年12月1日
	災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定	ベクセス株式会社	令和6年3月27日
	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	河上薬品商事株式会社	令和6年8月21日
	災害時における入浴支援等に関する協定	特定非営利活動法人Vネット	令和7年9月25日
医療救護	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人 武儀医師会	平成11年 8月20日
	災害時の歯科医療救護に関する協定書	公益社団法人岐阜県歯科医師会支部 一般社団法人関歯科医師会	平成23年 6月22日
	災害時の医療救護活動に関する協定	岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	平成27年11月24日
情報	航空事故に伴う災害発生時の連絡調整に関する協定	航空自衛隊岐阜基地	昭和54年 3月27日
	アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定	関アマチュア無線連絡協議会	平成9年 8月13日
	関市同報無線運用協定書	中濃消防組合	平成10年 6月26日
	災害時の放送に関する協定書	シーシーエヌ(株)	平成17年12月26日
	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省	平成23年 5月27日
	特設公衆電話の設置に関する覚書	N T T 西日本(株)岐阜支店	平成27年 5月19日
	災害に係る情報発信等に関する協定	L I N E ヤフー株式会社	平成31年4月19日
その他	地域の健康づくり、福祉の推進並びに大規模災害対応に向けた相互連携に関する協定	中北薬品株式会社	令和4年8月25日
	次世代高度技術活用による地域振興等に向けた協定	クロステックフィールドジャパン株式会社	令和6年5月7日

(関市災害時協力事業所登録制度実施要綱 令和6年3月29日関市告示第128号)

登録番号	事業所名	所在地	連絡先	協力事項					登録日
				避難場所の提供	食料・飲料水等の提供 電気の供給	救護・救出活動の実施	防災物資等の提供、貸与	市への情報提供	
1	社会福祉法人 香徳会	肥田瀬 4027-2	46-8000	○※1	○			○	令和6年 4月15日
2	有限会社 フジケン土木	上之保 13-3	47-3121			○	○	○	令和6年 5月8日
3	株式会社 中濃自動車学校	市平賀字 長峰773	22-2083	○		○		○	令和6年 5月8日
4	株式会社 共進金属工業所 大杉工場	大杉831-6	22-1155			○		○	令和6年 5月8日
5	有限会社 カワショウ 武芸川支店	武芸川町 宇多院 1145-2	45-0036	○※1	○	○	○	○	令和6年 5月8日
6	青協建設株式会社	倉知 3204-4	22-3111	○	○		○	○	令和6年 5月8日
7	株式会社アシスト	下有知 1232	24-8553			○	○	○	令和6年 5月8日
8	株式会社 ふる里農園美の関	大杉 567-10	25-1588	○	○	○	○	○	令和6年 5月8日
9	カイイングス トリー株式会社	小屋名 1110	28-3131	○	○	○	○	○	令和6年 5月8日
10	株式会社 大野ナイフ製作所	下有知 4164-1	22-3448	○				○	令和6年 5月8日
11	あおい自動車 株式会社	大杉591-4	22-1230	○					令和6年 5月8日
12	株式会社ヤマムラ 関営業所	山王通 2-1-24	22-6437	○	○	○		○	令和6年 5月8日
13	株式会社プリダ ストン関工場	新迫間20	23-4111		○	○	○	○	令和6年 5月10日
14	株式会社 土屋電気商会	出来町25	22-0528	○	○	○	○	○	令和6年 5月10日
15	株式会社 山朋	小瀬380-1	23-8139				○	○	令和6年 5月10日
16	鈴木刃物工業 株式会社	西田原235	24-3001		○	○	○	○	令和6年 5月10日
17	社会福祉法人 美谷会 障害者支援施設 美谷の里	武芸川町 谷口2069	37-2132		○	○	○	○	令和6年 5月15日

登録番号	事業所名	所在地	連絡先	協力事項					登録日
				避難場所の提供	食料・飲料水等の提供 電気の供給	救護・救出活動の実施	防災物資等の提供、貸与	市への情報提供	
18	株式会社臼田工業	のぞみヶ丘20	24-5792		○				令和6年 5月20日
19	株式会社 長沼水道工業所	宝山町62	22-0205	○			○		令和6年 5月20日
20	株式会社野田建設	緑ヶ丘 2-5-78	23-5555	○※2	○	○	○	○	令和6年 5月20日
21	株式会社 マーゴグループ	倉知516	21-0200	○※1			○		令和6年 5月20日
22	亀山建設株式会社	稲口1037	22-0637			○			令和6年 5月20日
23	有限会社 長井シェル技研	武芸川町 谷口338-2	46-3504	○※1	○	○	○	○	令和6年 5月20日
24	株式会社 ビクトリー	関口町 2-1-7	46-9666		○	○			令和6年 5月21日
25	株式会社協栄建設	鋳物師屋 4-2-28	23-2324	○	○	○	○	○	令和6年 5月22日
26	小澤兄弟重機 株式会社	塔ノ洞 3238	24-2564	○		○	○		令和6年 5月24日
27	多田化成工業 有限会社	小瀬片山 596-1	24-7525		○			○	令和6年 8月28日
28	特別養護 老人ホーム ハートフル	下有知 5367-4	23-7001		○	○	○	○	令和6年 9月13日
29	社会福祉法人 桜友会	稲口845	24-9570	○	○			○	令和6年 9月25日
30	株式会社 水野鉄工所	倉知 4539-10	21-5511	○					令和6年 10月10日
31	社会福祉法人 せき市民福祉会	下有知 5588-1	23-8844	○				○	令和6年 11月27日
32	社会福祉法人 武芸会	武芸川町 跡部 1555-1	46-1131					○	令和6年 12月3日
33	株式会社 ホンダカーズ 岐阜西関旭ヶ丘店	東新町 4-96-22	058-214- 2378				○		令和7年 1月30日
34	社会福祉法人平成会 障害者支援施設 いちいの杜 ハートフル	市平賀 566-1	21-6600					○	令和7年 2月4日
35	株式会社トーヨー パック本社工場	下有知 2625-8	24-5055	○※1	○	○	○	○	令和7年 3月11日

登録番号	事業所名	所在地	連絡先	協力事項					登録日
				避難場所の提供	食料・飲料水等の提供 電気の供給	救護・救出活動の実施	防災物資等の提供、貸与	市への情報提供	
36	中部学院大学	桐ヶ丘2-1	24-2211	○	○			○	令和7年 7月8日
37	株式会社 小林製作所	池尻 897-5	29-3181				○	○	令和7年 8月6日
38	株式会社キョウワ	志津野 2935	29-0221	○※1		○		○	令和7年 9月16日
39	双葉建設株式会社	東田原 378	24-1265	○				○	令和7年 9月16日
40	中部電力 パワーグリッド 株式会社	西町9	23-7150					○	令和7年 9月16日
41	一般財団法人 倉知公民センター	馬場出89	22-2061	○				○	令和7年 10月2日
42	有限会社 後藤モータース	洞戸菅谷 184-1	0581-58- 2221			○	○	○	令和7年 12月17日
43	株式会社カクダイ 岐阜工場	洞戸片 345	0581-58- 2681		○	○	○	○	令和8年 2月16日

※1：地震時のみ利用可

※2：風水害時のみ利用可

## 協力要請の方法

- ・各部長又は地域支部長は、以下の事項を明らかにして、電話、口頭その他可能な連絡手段により団体等の責任者に対し協力を要請する。
  - 活動の内容
  - 協力を希望する人員
  - 供給、調達を要する資機材等の品名、数量
  - 協力を希望する地域及び期間
  - その他必要な事項
- ・本部長又は副本部長は、協力要請に対して、必要に応じて調整を行う。

## 業種別団体、日赤奉仕団、自治会・自主防災組織等民間団体・事業所に協力を要請する業務

- 災害に関する予警報、その他防災情報の地区内住民への伝達
- 災害時における広報広聴活動
- 災害時における出火の防止及び初期消火
- 避難誘導、負傷者の救出・搬送等被災した市民に対する救助・救護活動
- 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分及び輸送等の業務
- 被害状況の調査
- 被災地域内の秩序維持
- 道路啓開、公共施設等の応急復旧作業
- 応急仮設住宅の建設等の業務
- 食品、生活必需品、災害対策用資機材等の供給、調達
- その他市が行う災害応急対策業務

**基本指針**

- ・市本部要員、市内民間団体、日赤奉仕団、自治会、自主防災組織及び事務所への協力要請による動員のみでは、労力的に不足する場合は、本部連絡室がとりまとめ県に対し災害対策作業員の確保を要請し、雇用を行う。

**業務範囲**

災害応急対策の実施に必要な労働者は、次の業務を行う者に必要な補助者とする。

- ・被災者の避難
- ・医療及び助産
- ・被災者の救出
- ・飲料水の供給
- ・行方不明者の捜索
- ・遺体の処理
- ・救援物資の整理、輸送及び配分
- ・その他災害応急対策に必要な業務

**確保の方法**

県支部（中濃県事務所）を通じて以下の事項を記載して要請を行う。

- ・目的・作業内容
- ・必要な技能
- ・所要人員
- ・雇用期間
- ・就労場所
- ・業務の所管部（地域支部、地区支部）
- ・その他必要な事項

**費用負担**

確保に要する費用は以下のとおりとする。

- ・災害対策作業員の雇上げに要する費用は、市の負担とする。
- ・賃金は、法令その他特別の定めのある場合を除き、当該地域における公共職業安定所の業種別標準賃金とする。

**ハローワーク関（公共職業安定所）との連携**

県に確保の要請を行った場合は、ハローワーク関（公共職業安定所）と緊密な連携をとり、災害応急対策に必要な災害対策作業員の円滑な確保を図る。

## 基本指針

災害応急対策実施のための要員が一般の動員、災害対策作業員の雇上げ等の方法によってもなおかつ不足し、他に供給の方法がないとき又は緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を執行するものとする。

## 従事命令等

## 1. 従事命令種類

執行者	対象作業	命令区分	根拠法律
消防吏員又は消防団員	消防作業	従事命令	消防法第29条第5項
水防管理者、水防団長、消防機関の長	水防作業	従事命令	水防法第24条
県知事	災害救助作業	従事命令	災害救助法第7条
		協力命令	災害救助法第8条
県知事（委任を受けた場合は市長）	災害応急対策作業 （除災害救助）	従事命令	災対法第71条
		協力命令	災対法第71条
市長	災害応急対策作業 （全般）	従事命令	災対法第65条第1項
警察官、自衛官			災対法第65条第2項、第3項
警察官	災害応急対策作業 （全般）	従事命令	警察官職務執行法第4条
自衛官			自衛隊法第94条第1項
救急隊員	救急作業	協力命令	消防法第35条の10第1項

## 2. 命令対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助その他の作業 （災害救助法及び災対法による知事の従事命令）	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送事業者及びその従業者 10 港湾運送事業者及びその従業者
災害救助その他の作業 （協力命令）	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般 （災対法による市長、警察官、自衛官の従事命令）	区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害緊急対策全般 （警察官職務執行法による警察官）	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者

### 3. 公用令書の交付

交付者	命令区分	交付事由	根拠法令
市長 (県知事)	従事命令	ア 命令を発したとき イ 発した命令を変更するとき ウ 発した命令を取り消すとき	災害対策基本法第71条

### 4. 損害補償

従事命令等により災害応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかり又は死亡した者の遺族等に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給する。

区分	基準根拠	補償等の種類	支給額	請求様式
災害救助(県知事命令)	災害救助法施行令	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	施行令で定める額	県地域防災計画 様式9号
災対法(県知事命令)	岐阜県「災害に伴う 応急措置の業務に 従事した者に対す る損害補償に関す る条例」	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	条例で定める額	県地域防災計画 様式9号
市長等の命令	関市消防団員等公 務災害補償条例	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金	条例で定める額	市で定める様式

### 5. 実費弁償

従事命令等により災害応急対策に従事した者で、公用令書にかかり実費を要したときは、実費弁償請求書により実費分を県が弁償する。

### 6. その他

市長から公用令書の交付を受けた者が、やむを得ない事故により作業に従事することができない場合は、次に掲げる書類を添付して、市長に届け出る。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷又は疾病による場合は、医師の診断書</li> <li>・負傷又は疾病以外による場合は、市長、警察官その他適当な公務員の証明書</li> </ul> |
|---|

(県地域防災計画添付資料掲載市域分)

地域	施設名	所在地	電話	座標	標高 [ft]	駐機可能数 (B412サイズ)
関	中池公園競技場	関市塔ノ洞3885-1	0575 24-0214	E 136° 56' 13" 7 N 35° 30' 07" 0	256	6
	肥田瀬第2グラウンド	関市肥田瀬蕨野3728外	0575 22-3131	E 136° 57' 02" 2 N 35° 28' 17" 9	179	2
	稲口グラウンド	関市神明町4-83外	0575 22-3131	E 136° 55' 11" 3 N 35° 28' 30" 1	159	8
	下白金グラウンド	関市下白金字枳殻1277-5	0575 22-3131	E 136° 50' 44" 8 N 35° 28' 05" 0	106	2
	美濃関JCT雪氷基地	関市下有知	—	E 136° 53' 57" 3 N 35° 31' 03" 8	204	1
洞戸	洞戸運動公園駐車場	関市洞戸小坂351	0581 58-8210	E 136° 49' 53" 1 N 35° 36' 13" 9	461	1
板取	板取運動公園	関市板取2340-21	0581 57-2111	E 136° 47' 02" 0 N 35° 43' 25" 2	1149	3
武芸川	武芸川スポーツ公園	関市武芸川町高野字芝堤	0575 46-1345	E 136° 50' 51" 2 N 35° 31' 28" 2	175	1
武儀	富之保グラウンド	関市富之保2929-1	0575 49-3715	E 137° 00' 58" 3 N 35° 35' 20" 2	513	2
上之保	ふるさと広場	関市上之保315-6	0575 47-2001	E 137° 01' 20" 2 N 35° 36' 23" 4	519	1

## 基本指針

- ・市内における災害応急対策、災害復旧対策の遂行上その必要があると認めるときは、市及び防災関係機関相互の連絡・調整機関として、関係機関等連絡協議会を設置する。
- ・甚大被害地震時発災直後72時間における要員・資機材の投入は、消火・救出・救急救護現場を優先する。
- ・延焼火災阻止、生き埋め者救出、重症者搬送、危険回避のために行う消防機関及び警察機関の要請は最優先とする。
- ・要配慮者救援対策は、一般被災者救援対策に優先して実施する。
- ・避難所開設期間中における空地の利用については、上記3点による場合を除き、市街地内外を問わず、仮設住宅建設用地を第1順位、仮設住宅建設関連の復旧対策用地を第2順位、その他復旧対策用地を第3順位とする。
- ・その他本部長がそのつど指定する重点対策項目がある場合は、これを優先する。

## 関係機関等連絡協議会の設置場所等

- ・関係機関等連絡協議会は、原則として、市本庁舎内で開催する。
- ・事務局は市の各関連担当部内に設置する。
- ・各構成機関・団体等は、市の要請により事務局要員を派遣する。
- ・必要に応じて、各連絡協議会構成機関・団体等の指定する場所で開催することができる。

## 連絡協議会開催回数

時期区分	開催回数
発災後～7日目	常時又は毎日1回
発災後 8日目～28日目	毎日1回又は週2回（週初又は週末並びに週中）
発災後 29日目以降	随時又は月2回（月初又は月末並びに月中）

## 関係機関等連絡協議会構成機関等及び責任担当部

- ・各関係機関等連絡協議会を構成する機関・団体等並びに事務局業務を行う責任担当部については、おおむね以下をめやすとして、本部長がそのつど定め、設置の協力要請その他必要な措置を講ずる。

対策項目	構成機関・団体等	責任担当部
道路交通対策	関警察署、美濃土木事務所、中濃農林事務所、岐阜国道事務所 中日本高速道路(株)、岐阜県トラック協会濃飛支部 関市建設業災害対策協議会、関建築工業会、長良川鉄道(株) 岐阜バス、岐阜県タクシー協会中濃支部 中濃地方公設卸売市場、岐阜県警備業協会 市(基盤整備部、本部連絡室)	基盤整備部
災害時ライフライン対策	中部電力(株)、N T T西日本(株)、関警察署、美濃土木事務所、中濃農林事務所 岐阜国道事務所、中日本高速道路(株)、関市管工事協同組合、関液化ガス協業組合 市(基盤整備部、常備消防部、本部連絡室)	基盤整備部 本部連絡室
心のケア対策	関保健所、中濃県事務所 岐阜県立精神保健福祉センター、岐阜県医師会、武儀医師会、 関薬剤師会・岐阜県医薬品小売商業組合関支部、関歯科医師会 中濃厚生病院、関中央病院、関市社会福祉協議会、中濃子ども相談センター 市(健康福祉部)	健康福祉部
要配慮者等救援対策	関保健所、中濃県事務所 岐阜県立精神保健福祉センター 岐阜県医師会、日本赤十字社岐阜県支部、都市再生機構 岐阜県住宅供給公社、武儀医師会、関薬剤師会、岐阜県医薬品小売商業組合関支部 関歯科医師会、中濃厚生病院、関中央病院 関市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各支援団体 関市建設業災害対策協議会、関建築工業会、市(健康福祉部)	健康福祉部
災害時防疫・環境衛生対策	関保健所、関警察署、全国産業廃棄物連合会、岐阜県環境整備事業協同組合、岐阜県清掃事業協同組合、特定非営利活動法人日本動物介護センター、岐阜県獣医師会 関市建設業災害対策協議会、関建築工業会、市衛生管理協会 武儀医師会、関薬剤師会・岐阜県医薬品小売商業組合関支部 関歯科医師会 市(市民環境部、健康福祉部、基盤整備部)	市民環境部 健康福祉部
災害時住宅対策	自衛隊、都市再生機構、岐阜県住宅供給公社 県都市建築部、プレハブ建築協会、岐阜県建築士事務所協会関支部 関市建設業災害対策協議会、関建築工業会、関市管工事協同組合 中部電力(株)、N T T西日本(株)、関液化ガス協業組合、関区電気工業工業組合 市(基盤整備部、財務部、市民環境部)	基盤整備部
災害時応急教育対策	岐阜県教育委員会、中濃子ども相談センター 岐阜県立学校長会(市内) 市立学校長会、小中学校P T A、武儀医師会(学校医) 市(教育部)	教育部

## 実施手順のめやす

手順項目	あらまし
災害対策本部設置の通知等	<input type="checkbox"/> 大規模災害時や、その他必要と認めた場合、直ちに市議会議長に対し、市に本部を設置した旨を報告 <input type="checkbox"/> 市本部と市議会との相互協力体制の確立を図るため、必要な措置を講ずるよう要請
議会災害対策本部の設置	<input type="checkbox"/> 議長が職権により設置 <input type="checkbox"/> 災害により次々と生じる市民の要求にこたえるため、市の組織による効率的、積極的な対応を調整し、条例の制定や規制の緩和措置、緊急対応から復旧、復興に至るまでの政策の方向付けを指示することを基本業務とする。 <input type="checkbox"/> 議会災害対策本部及び市議会議員連絡所（以下「議会本部等」という。）により構成 <input type="checkbox"/> その役割は、そのつど議会災害対策本部が決める。
議会本部等の設置、運営の支援等	<input type="checkbox"/> 議会部内に議会本部等担当専任職員指名 <input type="checkbox"/> 市議会議員連絡所設置のためのスペースの確保（本庁舎内） <input type="checkbox"/> テレビ・ラジオの設置 <input type="checkbox"/> 電話・FAXの設置 <input type="checkbox"/> コピー機の設置 <input type="checkbox"/> 災害情報掲示板等の設置 <input type="checkbox"/> 議会としての災害対策活動のための情報の収集 <input type="checkbox"/> 被害調査活動の補佐 <input type="checkbox"/> 市本部との連絡業務 <input type="checkbox"/> その他運営支援業務

## 議会災害対策本部の果たすべき役割のめやす

- ・ 関市災害対策本部との情報共有
- ・ 市議会議員が収集した情報のとりまとめ
- ・ 大規模災害による災害復旧経費等の専決処分等市長と協力して、緊急事態手続を統括
- ・ 被災地の復旧・復興、被災者の生活再建支援の取組の促進
- ・ 県・国等に対する特別措置発動の要請
- ・ 市災害対策本部から要請があった事項に関する意見の建議

## 相互協力すべき事項

- ・市町境界部における消火及び救急・救助活動
- ・市町境界部における避難誘導・避難所・避難地の相互利用
- ・病院、産院その他医療施設のあっせん
- ・火葬、ごみ、がれき、し尿の処理並びに道路確保に関して必要な要員、車両機材、施設の提供
- ・要配慮者対策を実施するために必要な要員、車両機材、施設の提供
- ・災害救援対策に関する情報交換
- ・県・国等に対する特別措置発動の要請

## 協力要請の手順

- ・県防災行政無線電話、NTT電話・FAX、伝令派遣等により要請する。
- ・後日文書により改めて処理する。

## 連絡調整ルート確保

手順項目	あらまし
通信手段の確保	県防災行政無線電話、NTT電話・FAX、伝令派遣など、その状況に即した迅速な方法による。
情報の交換	第1報は、発災後1時間以内に行う。以後当日中は1時間毎に、また2日目以降本部設置期間中は、毎日そのつど定める時刻に定時情報交換を行う。
本部連絡員の交換	境界部において、洪水、延焼火災の発生、土砂災害、雪崩等の発生その他災害発生後の状況により必要と認めたときは、相互に本部連絡員を交換する。
合同現地対策本部の設置	境界部において、洪水、延焼火災の発生、土砂災害、雪崩等の発生その他災害発生後の状況により必要と認めたときは、現地の適当な場所に合同現地対策本部を設置する。

## S1-08-01 輸送対象優先順位

(R5. 3. 31)

順位	対象
第1順位	<input type="checkbox"/> 緊急救命医療を要する重症者の搬送 <input type="checkbox"/> 緊急避難を要する被災者の避難支援（搬送）
第2順位	<input type="checkbox"/> 人的被害軽減のために緊急を要する対策実施に必要な要員派遣、資機材の輸送 <input type="checkbox"/> 物的被害軽減のために緊急を要する対策実施に必要な専門家・資機材の輸送
第3順位	<input type="checkbox"/> 対策実施上の拠点となる施設の応急復旧のために必要な要員派遣、資機材の輸送 <input type="checkbox"/> 救援物資の輸送

## 災害発生後にとるべき主な措置

項目	手順その他必要事項
岐阜県トラック協会濃飛支部及び協定運送業者への連絡	<input type="checkbox"/> 災害時輸送業務実施体制確立の要請 <input type="checkbox"/> 市内被害状況に関する情報の提供 <input type="checkbox"/> 市本部、地域支部、地区支部体制の現況に関する情報の提供
各部・各地域支部・各地区支部・各機関への連絡	<input type="checkbox"/> 災害時輸送業務実施体制における市有車両の現在状況の把握及び運用上のルールの確認（→各部、各地域支部、各地区支部） <input type="checkbox"/> 物資集配拠点及び臨時ヘリポート設置場所に関する連絡並びに開設・運営等に関する協力の要請（→各部、各地域支部、各機関）
緊急通行車両の確認手続	<input type="checkbox"/> 関警察署長への災害時輸送業務実施体制確立の通知並びに協力要請 <input type="checkbox"/> 関警察署長への緊急通行車両確認に関する手続の要請
輸送業務調整担当の配置	<input type="checkbox"/> 岐阜県トラック協会濃飛支部及び協定運送業者との連絡調整 <input type="checkbox"/> 市各部、各地域支部、防災関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 燃料の調達 <input type="checkbox"/> 市民対応

## 県トラック協会濃飛支部及び協定運送業者等の役割

## 1. 各集配拠点への車両の集結及び配車等要員の配置

岐阜県トラック協会濃飛支部等は、あらかじめ定める計画に基づき会員各社に対し車両・要員の各集配拠点への集結を指示し、それぞれが有する車両・要員を輸送対策に従事させる。

## 2. 運営体制

- ・ 関商工高校内に関市輸送業務対策本部、その他の各集配拠点内に同対策支部を置く。
- ・ 関市輸送業務対策本部は、市との連絡・調整、配車、その他輸送業務のとりまとめを行う。
- ・ 関市輸送業務対策支部は、各担当区域内における配車、その他輸送業務のとりまとめを行う。
- ・ 関市輸送業務対策本部及び各対策支部の要員は、あらかじめ岐阜県トラック協会濃飛支部等と定める災害時輸送業務実施計画による。

## 3. 輸送業務対策本部組織

班	役割項目
受付班	<input type="checkbox"/> 市（本部）各担当班からの輸送業務実施要請の受付 <input type="checkbox"/> 車両・運行要員の運用計画の作成・調整 <input type="checkbox"/> 会員各社との連絡・調整 <input type="checkbox"/> 活動実施のために必要な地図類、資料、マニュアル等の作成
庶務班	<input type="checkbox"/> 市、防災関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 資金管理、伝票整理その他財務に関すること <input type="checkbox"/> 燃料、資機材等の調達・保管 <input type="checkbox"/> 食事の提供、睡眠スペースの確保 <input type="checkbox"/> その他輸送業務対策本部・支部機能維持業務に関すること

## 本部及び地区支部所管

拠点施設名	設置場所名称	所在地	ヘリコプター機種の適否			
			小型	中型	大型	
市本庁舎本部	市役所駐車場	若草通3丁目	○	○	○	
市地区支部	旭ヶ丘地区支部	旭ヶ丘小学校グラウンド	旭ヶ丘2丁目	○	○	○
	小瀬地区支部	瀬尻小学校グラウンド	小瀬	○	○	○
	池尻地区支部	周辺適地	—			
	倉知北地区支部	倉知小学校グラウンド	段下	○	○	○
	富岡地区支部	富岡小学校グラウンド	市平賀	○	○	○
	千疋地区支部	千疋グラウンド	千疋	○	○	○
	田原地区支部	田原小学校グラウンド	西田原	○	○	○
	下有知地区支部	下有知中学校グラウンド	下有知	○	○	○
	富野地区支部	富野中学校グラウンド	志津野	○	○	○
	小金田地区支部	小金田中学校グラウンド	小屋名	○	○	○
	保戸島地区支部	周辺適地	—			
	広見地区支部	周辺適地	—			
	倉知南地区支部	南ヶ丘小学校グラウンド	倉知	○	○	○
医療救護対策本部 ※関市保健センター	片倉グラウンド	片倉町	○	○	○	
中継拠点 病院	中濃厚生病院	中濃厚生病院	若草通5丁目	○	○	○
	関中央病院	県立関高校グラウンド	桜ヶ丘2丁目	○	○	○
ボランティアセンター本部 ※総合福祉会館	わかくさプラザ駐車場	若草通2丁目	○	○	○	
集配拠点	県立関有知高校	同校グラウンド	下有知	○	○	○
	県立関高校	同校グラウンド	桜ヶ丘2丁目	○	○	○
	市立関商工高校	同校グラウンド	桐ヶ丘1丁目	○	○	○

地域支部所管

拠点施設名		設置場所名称	所在地	ヘリコプター機種の適否		
				小型	中型	大型
市 地 域 支 部	洞戸地域支部	板取川中学校グラウンド	洞戸市場	○	○	○
		洞戸小学校グラウンド	洞戸市場	○	○	○
		洞戸運動公園駐車場	洞戸小坂	○	○	○
	板取地域支部	板取運動公園	板取中切	○	○	○
		板取小学校グラウンド	板取岩本	○	○	○
		板取事務所駐車場	板取上ヶ瀬	○	○	○
	武芸川地域支部	武芸川西グラウンド	武芸川町谷口	○	○	○
		武芸川中学校グラウンド	武芸川町八幡	○	○	○
		武芸川スポーツ公園	武芸川町高野	○	○	○
	武儀地域支部	富之保グラウンド	富之保白洞	○	○	○
		関有知高校中濃校舎グラウンド	富之保栗野	○	○	○
		中之保グラウンド	中之保寺田	○	○	○
		津保川中学校グラウンド	中之保若栗	○	○	○
		下之保グラウンド	下之保殿村	○	○	○
	上之保地域支部	山村広場	上之保鳥屋市	○	○	○
		上之保川合グラウンド	上之保川合中	○	○	○
		ふるさと広場	上之保宮脇	○	○	○
		明ヶ島運動公園	上之保明ヶ島	○	○	○

## S1-08-04 救援物資集配拠点の候補地

(R5. 3. 31)

方面	救援物資集配拠点
市北部方面	<input type="checkbox"/> 県立関有知高校体育館
市中央部方面	<input type="checkbox"/> 県立関高校体育館
市南部方面	<input type="checkbox"/> 市立関商工高校体育館 <input type="checkbox"/> 青協建設(株)

### 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両として確認される車両は、災害対策基本法第50条第1項に定める災害応急対策の実施責任者又はその委任を受けた者が使用する車両とする。

#### 災害対策基本法

(災害応急対策及びその実施責任)

第50条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

### 確認手続等

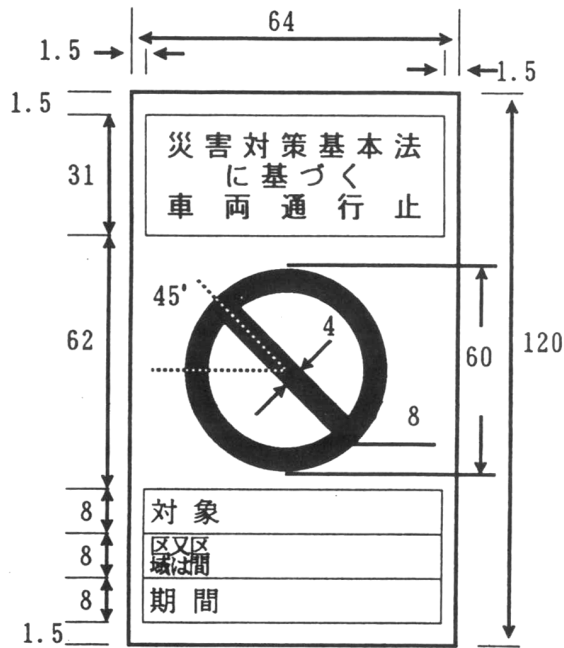
市において使用する車両の確認手続に関しては、管財班が関警察署に対し所定の書類をもって要請する。なお、緊急やむを得ない場合においては、口頭による申請により交付を受け、事後に必要な書類を提出する。

### 車両以外の輸送手段

道路・橋梁等の損壊等により車両による輸送が困難な場合、又は著しく緊急性を要する場合等には、管財班は、被災地域の状況に応じた輸送計画を作成し、以下のとおり車両以外の輸送手段を確保し行う。

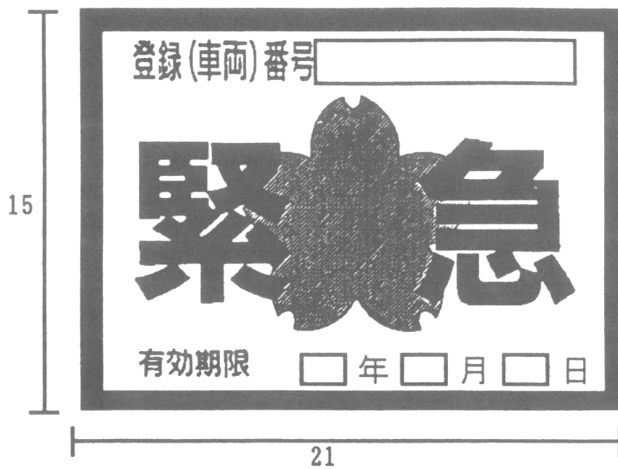
- ・航空機（ヘリコプター）による輸送 ※県（防災課）→自衛隊・他自治体
- ・鉄道による輸送 ※長良川鉄道㈱

通行の禁止又は制限にかかる標示



- 備考1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

緊急通行車両確認のための標章



- 備考1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

区分	手順
<input type="checkbox"/> 重機類 <input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> 排水ポンプ <input type="checkbox"/> 土のう <input type="checkbox"/> バリケード等	<input type="checkbox"/> 各部に対し要調整品目リストの提出指示 <input type="checkbox"/> 要調整品目リストの作成、災害警戒本部長への提出 <input type="checkbox"/> 財務部長による調整指示

※中濃消防組合所管の備品類については、常備消防部が運用する。

順位	供給対象資機材
第1順位	<input type="checkbox"/> 被災者の救出、緊急避難のための資機材 <input type="checkbox"/> 医療・助産活動における資機材
第2順位	<input type="checkbox"/> 要配慮者救援対策実施に必要な資機材 <input type="checkbox"/> 物的被害軽減のために緊急を要する対策実施に必要な資機材
第3順位	<input type="checkbox"/> 対策実施上の重要な拠点となる公共公益施設の応急復旧のために必要な資機材 <input type="checkbox"/> その他公共公益施設の応急復旧のために必要な資機材

区分	手順
<input type="checkbox"/> 燃料 ( <input type="checkbox"/> 車両用 <input type="checkbox"/> 暖房用	<input type="checkbox"/> 協力業者・団体等へ供給体制準備要請及び協議 <input type="checkbox"/> 協議結果に基づく燃料供給拠点配置計画の作成 <input type="checkbox"/> 各部に対し燃料(車両用)供給拠点の指定等指示 <input type="checkbox"/> 協力業者・団体等へ燃料(暖房用)供給先の指定等要請
<input type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> 防水シート <input type="checkbox"/> 作業用装備品類 ( <input type="checkbox"/> 長靴、雨合羽 <input type="checkbox"/> 防塵マスク、防塵めがね等 <input type="checkbox"/> 事務用品等	<input type="checkbox"/> 協力業者・団体等へ調達準備要請 <input type="checkbox"/> 各部に対し必要品目・数量リストの提出指示 <input type="checkbox"/> 協力業者・団体等へ調達協力要請 (供給先の指定等)
<input type="checkbox"/> 事務用品 <input type="checkbox"/> 本部要員用食料等	<input type="checkbox"/> 各部に対し必要品目・数量リスト、必要員数の提出指示 <input type="checkbox"/> 財務部長による調達協力要請 (供給先の指定)
<input type="checkbox"/> 通信手段 ( <input type="checkbox"/> 無線機 <input type="checkbox"/> 携帯電話	<input type="checkbox"/> 各部に対し無線機、携帯電話使用状況報告の指示 <input type="checkbox"/> 各部所管無線機等使用状況一覧の作成、災害警戒本部長への提出 <input type="checkbox"/> 電話会社への通信手段の確保・要請 <input type="checkbox"/> 財務部長による調整指示

※中濃消防組合所管の備品類については、常備消防部が運用する。

**基本指針**

- ・大規模な地震が発生し、明らかに被害の程度が一定の基準を越えると推定される場合は、行政サービス業務の遂行上大きな支障がない限り業者委託する。
- ・調達品目に関するノウハウ・設備・機材及び要員を有し、全国的な事業所ネットワークを有する業者又は同等の機能を発揮することが期待できる業者を契約検査課があらかじめ把握しておき、選定する。

**業者委託により調達すべき品目**

- ・拠点救護所において必要な医薬品・医療資機材
- ・各対策活動拠点において必要な車両用燃料、応急修理部品等
- ・避難所における炊出しに必要な食材・燃料等

項目	手順その他必要事項
市物資等供給協定業者への連絡	<input type="checkbox"/> 災害時物資等供給実施体制確立の要請 <input type="checkbox"/> 市内被害状況に関する情報の提供 <input type="checkbox"/> 市本部体制の現況に関する情報の提供
各部、各地域支部、各地区支部への連絡	<input type="checkbox"/> 災害時物資等供給実施体制確立の通知及び現在状況に関する報告（→各部、各地域支部、各地区支部） <input type="checkbox"/> 財務部による調達要請上のルールの確認（→各部、各地域支部、各地区支部） <input type="checkbox"/> 各地域支部、各地区支部別避難所向け調達ネットワークの計画作成の要請（→健康福祉部） <input type="checkbox"/> 各地域支部、各地区支部別避難所向け調達ネットワークの計画・運営に関する協力の要請（→市民環境部、教育部、地域支部、地区支部）
県・国・関係機関等への連絡	<input type="checkbox"/> 県（中濃県事務所、防災課）への調達業務実施体制確立の通知並びに協力要請 <input type="checkbox"/> 国・関係機関等（現地対策本部・市内出先機関）への調達業務実施体制確立の通知並びに協力要請
財務部調達チームの編成	<input type="checkbox"/> 協力業者・団体との連絡調整 <input type="checkbox"/> 市各部、各地域支部、各地区支部、県・防災関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 市民対応

## ボランティア受入れ体制の確立手順

項目	手順その他必要事項
関市社会福祉協議会への協力要請	<input type="checkbox"/> ボランティア受入れ体制確立の要請 <input type="checkbox"/> 市内被害状況に関する情報（地区別）提供 <input type="checkbox"/> 市本部・地域支部・地区支部体制の現況に関する情報の提供
地域支部及び関係各部への指示	<input type="checkbox"/> 各地域支部へボランティア受入れに関する支援体制確保の指示 <input type="checkbox"/> 本部連絡室へボランティア受入れに関する広報活動実施要請 <input type="checkbox"/> 市ホームページによる広報活動実施要請 <input type="checkbox"/> 財務部へ場所・資機材・設備等の提供支援要請 <input type="checkbox"/> 関係各部へその他の協力支援要請
CATV及び報道機関対応	<input type="checkbox"/> CATVへのボランティア受入れに関する情報資料提供 <input type="checkbox"/> NHK岐阜放送局等テレビ・ラジオへのボランティア受入れに関する情報資料提供 <input type="checkbox"/> 周辺市報道機関各支局へのボランティア受入れに関する情報資料提供
ボランティア支援チームの編成	<input type="checkbox"/> 関市社会福祉協議会との連絡調整 <input type="checkbox"/> 市各部・各地域支部、防災関係機関との連絡調整 <input type="checkbox"/> 市内外からの問い合わせ対応 <input type="checkbox"/> ボランティア保険の加入促進等

## ボランティアセンターの設置

- ・市からの要請により、関市社会福祉協議会は、わかくさプラザ総合福祉会館内に関市災害ボランティアセンター本部を、各地域支部（事務所管内）等に関市災害ボランティアセンターサテライトを設置する。
- ・県が災害対策本部内に「ボランティア部会」を設置したとき、市内又は周辺市にボランティアセンター支援現地本部が設置されたときは、連携のもと活動する。
- ・本部は、以下の事項を中心として、市内外からのボランティア団体等の協力を得て、ボランティアの受入れに関する総合調整業務を行う。
  - 被災者ニーズの把握
  - ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り
  - ボランティア活動用資機材、物資等の確保
  - ボランティアの受付
  - 災害ボランティア連絡会議の開催
  - ボランティア活動のための地図及び在宅援護者のデータ作成、提供
  - 市本部（健康福祉部ボランティア支援チーム）との連絡調整
  - 県災害対策本部内ボランティア部会又はボランティアセンター支援現地本部との連絡調整